

4. 所管事務調查報告書

○市立四日市病院 次期中期経営計画について（中間報告）

〔第1回 第三次中期経営計画の進捗状況、医療事故等への対応について

（令和元年8月9日実施）〕

I 第三次中期経営計画の進捗状況について

○第三次中期経営計画の重点項目

重点項目	内容
①医療機関群Ⅱ群病院（現 DPC 特定病院群）の堅持	高い診療密度の維持、難易度の高い手術の実施、重症患者に対する診療を実施するなど高度医療、救急医療を充実し、医療機関群Ⅱ群病院機能の堅持を目指す。
②がん診療連携拠点病院の指定	地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供など質の高いがん医療を提供できるよう、がん診療連携拠点病院の指定を目指す。
③更なる医療安全の推進	医療安全を担当する部署の充実を図り、医療事故防止策や再発防止策等の検討を行い病院全体で医療安全を推進する。
④病棟や ICU 等へのコメディカル（薬剤師、理学療法士等）の配置	病棟、ICU等にコメディカルを配置することで、患者情報を把握し、その情報を医師、看護師などと共有し、よりの確で効率的な医療の推進と医療安全の向上を図る。
⑤医療従事者の安定確保とスキルアップ	必要な診療体制と人員及び人材の確保、看護体制の充実、学会や研修への積極的な派遣などにより医師をはじめとする医療専門職の技術向上を図る。
⑥患者満足度の向上	患者や家族が満足し、今後も当院を利用してもらえるよう、満足度の向上を図る。
⑦地域医療・介護の連携強化	地域包括ケア病棟や回復期リハビリ病棟を持つ病院やかかりつけ医、関係行政機関や在宅福祉サービス提供者などとの連携を図る。
⑧診療報酬改定への迅速な対応	診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会の動向についての情報の収集と院内への周知による共有を行い、診療報酬改定に迅速に対応できるよう努める。

1 医療機関群Ⅱ群病院（現 DPC 特定病院群）の堅持

当院は、第三次市立四日市病院中期経営計画（平成 29～32 年度）の重点項目に医療機関群Ⅱ群病院（現 DPC 特定病院群）の堅持を掲げており、平成 30 年 4 月から 2 年間、引き続き大学病院本院並みの診療機能を有する病院として DPC 特定病院群に指定されました。

（1）医療機関群病院の分類

分類	対象病院	三重県の状況
大学病院本院群	大学病院（82 病院）	三重大学附属病院（1 病院）
DPC 特定病院群	高診療密度を有する大学病院並の診療機能を有する病院（155 病院・うち市立病院は 16 病院・うち東海 3 県では、豊橋市民病院、小牧市民病院、岐阜市民病院、大垣市民病院、市立四日市病院の 5 病院）	市立四日市病院（1 病院）
DPC 標準病院群	上記以外の病院（1493 病院）	22 病院

*平成 30 年度から、これまでのⅠ群病院を大学病院本院群、Ⅱ群病院を DPC 特定病院群、Ⅲ群病院を DPC 標準病院群と名称が変更されました。

（2）DPC 特定病院群の指定によるメリット

診療報酬上、DPC 特定病院群は DPC 標準病院群よりも基礎係数が高く設定されており、係数の差の収入が増加します。平成 30 年度は、DPC 標準病院群より年間約 1 億 2 千 8 百万円の収入増となりました。

（3）DPC 特定病院群の指定要件と当院の現状

要件	基準値 ①	当院の値 ②	基準値に対する 当院の値の割合 ②/①
【実績要件 1】診療密度	2,413.38	2,439.22	1.0107
【実績要件 2】医師研修の実施	0.0180	0.0405	2.2500
【実績要件 3】医療技術の実施			
(3a):手術実施症例 1 件あたりの外保連手術指数(*) (外科医師数及び手術時間補正後)	14.08	14.43	1.0249
(3b): DPC 算定病床当たりの同指数 (外科医師数及び手術時間補正後)	119.18	157.37	1.3204
(3c):手術実施症例件数	4,837	6,196	1.2810
(3A):症例割合	0.0095	0.0204	2.1474
(3B):DPC 算定病床当たりの症例件数	0.2020	0.4824	2.3881
(3C):対象症例件数	124	274	2.2097
【実績要件 4】補正複雑性指数 (DPC 補正後)	0.0954	0.2029	2.1268

*DPC 特定病院群（これまでのⅡ群）は以下の要件を満たした医療機関とする。

- ・実績要件 1～4 の全て（実績要件 3 は 6 つのうち 5 つ以上）を満たす。
 - ・各要件の基準値は大学病院の最低値（外れ値は除く）とする。
 - ・各病院の基準値は診療報酬改定に使用する実績（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月の診療内容、診断群分類）に基づき設定する。
- *外保連手術指数は、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）が作成した外保連試案に記載された手術ごとに、平均的な人件費に手術時間数を加味した数値を合算、集計された値です。

2 がん診療連携拠点病院の指定

(1) がん診療連携拠点病院とは

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供などを行う医療機関で、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、県の推薦をもとに国が指定するものです。

当院は、平成31年4月1日から4年間の指定を受けました。（平成31年4月1日時点の指定施設は、全国で392施設）

(2) 県内のがん診療連携拠点病院

二次医療圏	病 院 名	備 考
中勢伊賀	三重大学医学部附属病院	都道府県がん診療連携拠点病院
北勢	市立四日市病院	地域がん診療連携拠点病院
	鈴鹿中央総合病院	
南勢志摩	松阪中央総合病院	
	伊勢赤十字病院	

(3) 指定要件である各項目の実績

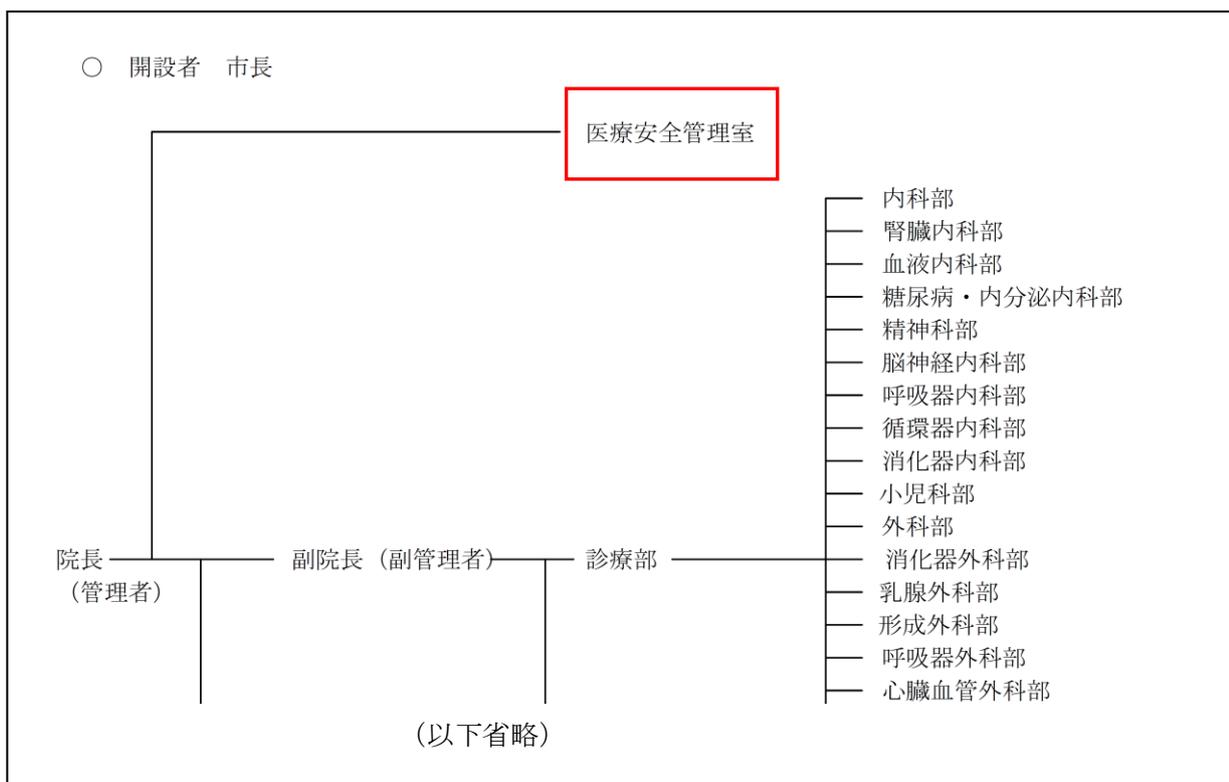
項 目	指定要件	実 績
①院内がん登録数（H29.1.1～12.31）	500件 以上	1,678件
②悪性腫瘍の手術件数（H29.1.1～12.31）	400件 以上	1,236件
③がんに係る薬物療法のべ患者数（H29.1.1～12.31）	1,000人以上	1,463人
④放射線治療のべ患者数（H29.1.1～12.31）	200人 以上	233人
⑤緩和ケアチームの新規介入患者数（H29.1.1～12.31）	50人 以上	115人

3 更なる医療安全の推進

(1) 医療安全管理室の設置

医療事故・インシデントの分析および再発防止策の検討や提言、医療事故防止のための啓発・広報等、リスクマネージャー会議、感染症対策、その他医療安全に関することを所掌するため、平成30年4月から、院長直轄の組織として位置づけ、医療安全管理室を設置しました。

市立四日市病院・組織図 (関係部分抜粋)



(2) 医療安全管理室の職員体制

(平成31年4月現在)

区分	人数	備考
医師	1人	兼務
看護師	2人	専従
薬剤師	1人	専従
診療放射線技師	2人	兼務
事務職員	1人	兼務
計	7人	

4 病棟やICU等へのコメディカル（薬剤師、理学療法士等）の配置

病棟、ICU等にコメディカルを配置することで、患者情報を把握し、その情報を医師、看護師などと共有し、よりの確で効率的な医療の推進と医療安全の向上を図ります。

職種	病棟等における主な業務内容
薬剤師	各病棟、ICUにて毎日4時間以上、薬剤業務（副作用の有無の確認、持参薬の確認、病棟医薬品の在庫確認など）に従事しています。
理学療法士	早期の回復を図るため、術後すぐに病棟での起き上がりや歩行といったリハビリを開始しています。
作業療法士	病室の環境に合わせた作業療法を行うため、病棟でのリハビリを行っています。
言語聴覚士	早期の回復を図るため、術後すぐに病棟での嚥下機能や経口摂取のリハビリを開始しています。
栄養管理士	栄養サポートチーム、褥瘡対策チームのメンバーとして定期的に病棟回診を行うとともに、医師や看護師等からの依頼に応じて、退院に向けた栄養指導を行っています。
歯科衛生士	摂食嚥下障害や術後感染の防止のため、口腔内の状態が悪い患者に対して、口腔ケアを実施しています。
社会福祉士	スムーズな退院、転院を図るため、入院患者に対して退院支援（相談）を実施しています。

5 医療従事者の安定確保とスキルアップ

必要な診療体制と人員及び人材の確保、看護体制の充実、学会や研修への積極的な派遣などにより医師をはじめとする医療専門職の技術向上を図ります。

(1) 職員数計画と実績（4月1日時点）

区分	28年度	29年度		30年度		31年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
職員数	779	797	797	829	827	850	854
うち医師	100	103	99	105	98	108	103
うち看護師	539	545	553	555	566	562	579
うち医療技術者	73	79	76	91	92	100	98

(2) 医療従事者の積極的な学会等への派遣

	28年度	29年度	30年度
医師	708件	711件	723件
看護師	246件	220件	178件
医療技術者	147件	138件	163件

(3) 看護師を対象とした教育プログラム（クリニカルラダー）の実施

クリニカルラダーとは、看護の質の向上と組織の理念達成を目的に、看護師個々の臨床看護実践能力や意欲に焦点を当て、その成長過程を支援していくシステムです。

				ラダーⅣ	ラダーⅤ
	ラダーⅠ	ラダーⅡ	ラダーⅢ		
新人研修					
新人	2年目	3～4年目	5年目以上	主幹・副師長	管理職・師長、 スペシャリスト

経験を積みながら階段を一つ一つ登っていくラダー（はしご）のイメージ

プログラムの概要（主な研修）

①公務員倫理と地域貢献 公務員倫理研修、人権研修、防災研修

②看護の核となる実践能力

A. ニーズをとらえる力：看護診断研修、呼吸循環フィジカル研修

B. ケアする力：看護必要度研修、感染防止研修、認知症看護研修、

I V（静脈注射）ナース育成研修、心電図研修

C. 協働する力：退院支援研修、医療と訪問看護の連携を考える交流会

D. 意思決定を支える力：倫理研修、患者や周囲の人々の意思決定プロセスの理解研修、

患者の意思決定における権利擁護研修、

患者の自己決定を支える他職種との協働・連携研修

③組織的役割遂行能力

PNSマインド（パートナーシップ・ナーシング・システム）研修、

リーダーシップ研修、プリセプター研修、目標管理研修、新人教育担当者研修、

管理者研修

④自己教育研究能力

学び続ける力、セルフコントロールする力（メンタルヘルス）、内省力

(4) 当院の認定看護師等の状況（平成31年4月1日時点）

資格名	在籍人数	制度の概要	認定機関
認定看護管理者	3人	<p>病院などの管理者として必要な知識を持ち、患者・家族や地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させられる能力を有すると認められた看護師。</p> <p>5年以上の実践経験を持ち、協会が定める510時間以上の認定看護管理者教育を修めるか、大学院で看護管理に関する単位を取得して修士課程を修了した後に、認定審査に合格することで取得できる。</p>	日本看護協会

資格名	在籍人数	制度の概要	認定機関
専門看護師	1人	水準の高い看護を効率よく行うための技術と知識を深め、卓越した看護を実践できると認められた看護師。 5年以上の実践経験を持ち、看護系の大学院で修士課程を修了して必要な単位を取得した後に、認定審査に合格することで取得できる。専門看護分野は13分野。	日本看護協会
認定看護師	18人	高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護を実践できると認められた看護師。 5年以上の実践経験を持ち、協会が定める615時間以上の認定看護師教育を修め、認定審査に合格することで取得できる。認定看護分野は21分野。	日本看護協会
がん薬物療法認定薬剤師	1人	がん医療における薬物療法等についての十分な知識、技能、臨床経験を用いて、質の高い薬剤業務を実践する薬剤師。	日本病院薬剤師会
外来がん治療認定薬剤師	1人	外来がん治療を安全に施行するための知識・技能を習得し、地域がん医療において、患者とその家族をトータルサポートできる薬剤師。	日本臨床腫瘍学会
栄養サポートチーム専門療法士(薬剤師)	1人	多職種の医療スタッフが協力して、栄養管理を行い、治癒や合併症の予防を目指す栄養サポートチームの一員として、主として静脈栄養・経腸栄養を用いた臨床栄養学に関する優れた知識と技能を有している薬剤師。	日本静脈経腸栄養学会
認定実務実習指導薬剤師	2人	6年制薬学教育制度下の薬学生に対して、医療の現場における実務実習の際に指導に当たることができる薬剤師。	日本薬剤師研修センター

(5) 病院整備等に伴う医療従事者のスキルアップ

○高精度放射線治療棟の整備

診療放射線技師：日本放射線腫瘍学会、メーカー主催研修会に参加

○3テスラMRIの導入

診療放射線技師：MRI安全性講習会、MR医療安全セミナー、メーカー主催研修会に参加

○地域がん診療連携拠点病院の指定に関する資格取得

看護師：がん化学療法看護認定看護師

がん性疼痛看護認定看護師

乳がん看護認定看護師

薬剤師：がん薬物療法認定薬剤師

診療放射線技師：放射線治療品質管理士

放射線治療専門放射線技師

医学物理士

臨床検査技師：細胞検査士

認定病理検査技師

6 患者満足度の向上

平成30年度に実施した患者満足度調査の結果については、次のとおりです。

入院

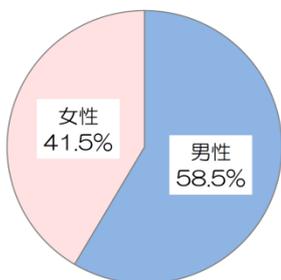
入院患者満足度調査の結果 -当院全体-

平成30年12月4日～平成31年1月18日実施、回答者数450人

*無回答、わからない・該当しないは除外して集計

■回答者の性別・年齢

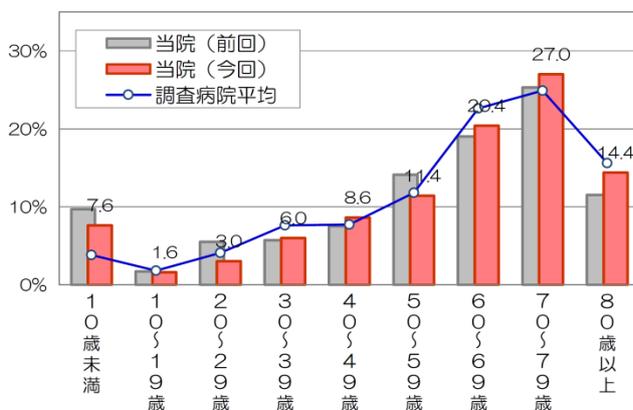
有効回答者数： 436人



前回調査： 男性58.2%、女性41.8%
調査病院平均： 男性51.8%、女性48.2%

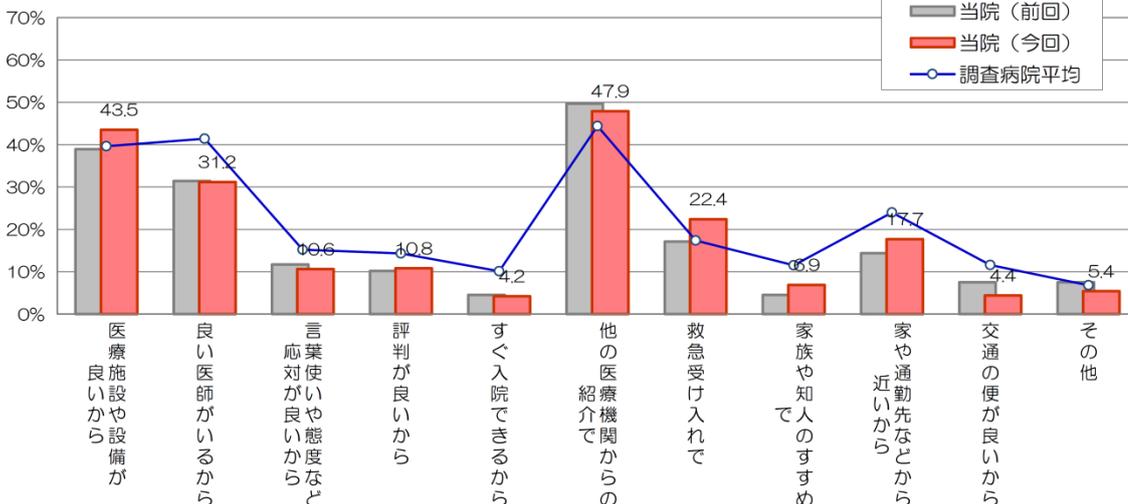
平均年齢： 58.6歳
有効回答者数： 432人

前回調査との差： +2.7 歳
調査病院平均との差： -1.8 歳



■当院の選択理由 (複数回答可)

有効回答者数： 407人



■総合的な満足度

有効回答者数： 433人

「当院について、総合的にはどう思われますか」

インデックスは、満足(100点)、やや満足(75点)、どちらともいえない(50点)、やや不満(25点)、不満(0点)の合計点



入院

概要版（入院 当院全体）

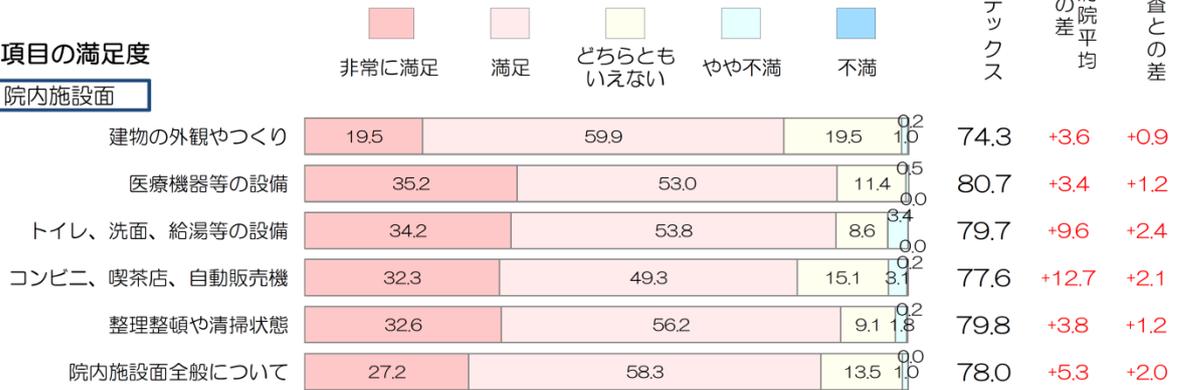
前回調査：平成29年12月5日～平成30年1月19日実施（回答者数：360人）
 調査病院平均：同内容の調査実施 81 病院の平均値（平均病床数：417床）

***：調査病院平均値なし

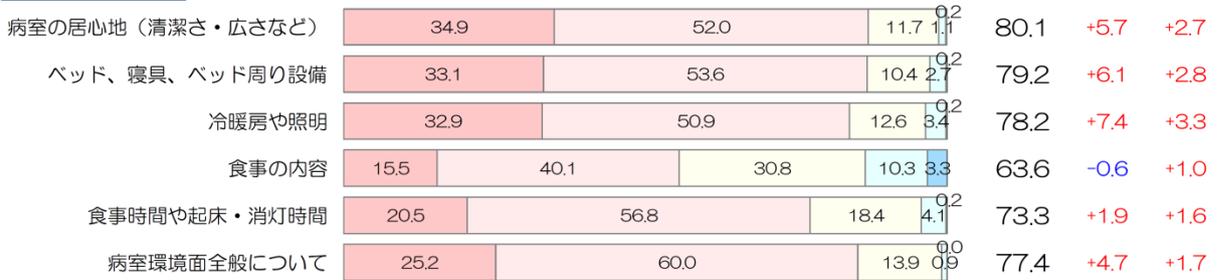
*インデックスは、「非常に満足」を100点、「満足」を75点、「どちらともいえない」を50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点とした平均評価点

■個別項目の満足度

院内施設面



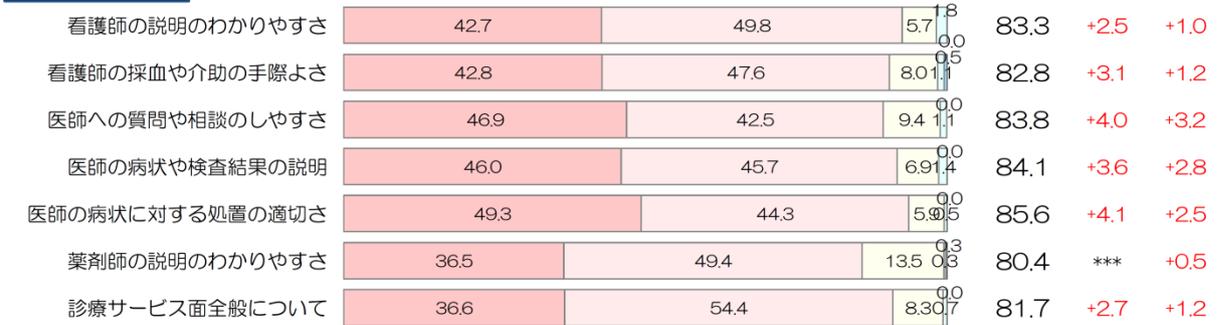
病室環境面



接遇面



診療面



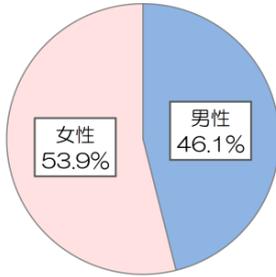
外来患者満足度調査の結果 -当院全体-

平成30年12月4日～平成31年1月18日実施、回答者数430人

*無回答、わからない・該当しないは除外して集計

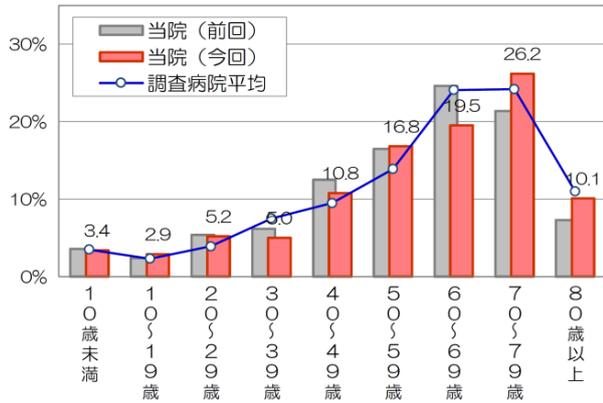
■回答者の性別・年齢

有効回答者数： 419人



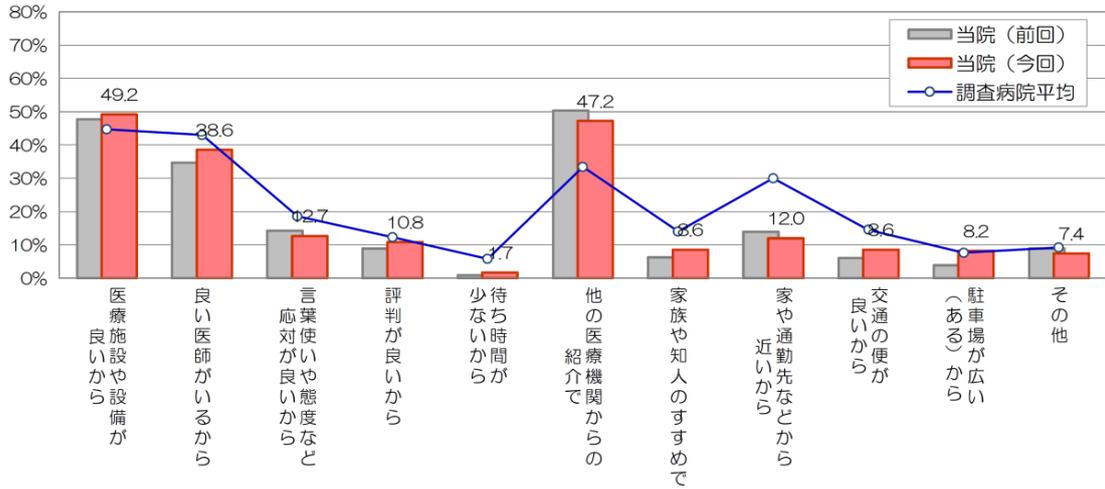
前回調査： 男性46.1%、女性53.9%
調査病院平均： 男性45.8%、女性54.2%

平均年齢： **58.0歳** 前回調査との差： **+1.2** 歳
有効回答者数： 416人 調査病院平均との差： **-0.8** 歳



■当院の選択理由 (複数回答可)

有効回答者数： 417人



■診察待ち時間

有効回答者数： 388人

平均待ち時間： **40.0分**
前回調査との差： **+2.0** 分
調査病院平均との差： **-7.7** 分

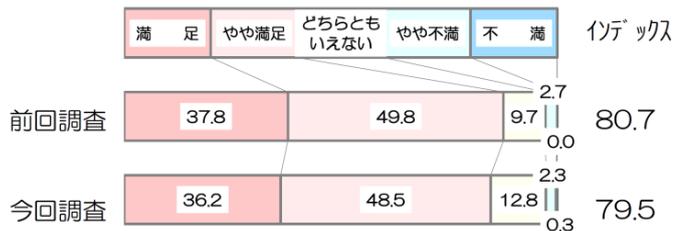
診察待ち時間	今回	前回差
10分以内	24.0%	+0.1%
11～20分	19.3%	-1.3%
21～30分	18.0%	-3.1%
31～60分	21.2%	+1.1%
61分以上	17.5%	+3.2%

■総合的な満足度

有効回答者数： 398人

「当院について、総合的にはどう思われますか」

インデックスは、満足(100点)、やや満足(75点)、どちらともいえない(50点)、やや不満(25点)、不満(0点)の合計点



外 来

概要版（外来 当院全体）

前回調査：平成29年12月5日～平成30年1月19日実施（回答者数：481人）
 調査病院平均：同内容の調査実施 105病院の平均値（平均病床数：402床）

***：調査病院平均値なし

*インデックスは、「非常に満足」を100点、「満足」を75点、「どちらともいえない」を50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点とした平均評価点

■個別項目の満足度

施設面

項目	非常に満足	満足	どちらともいえない	やや不満	不満	インデックス	調査病院平均との差	前回調査との差
交通の便利さ	13.9	51.9	23.9	8.1	2.8	66.8	+1.0	-2.0
駐車場の広さや入りやすさ	12.5	52.7	20.7	11.3	2.8	65.2	+9.5	+5.4
建物の外観やつくり	8.7	55.7	31.6	2.5	1.5	66.9	+1.3	+0.1
総合待合室の設備や雰囲気	9.1	55.8	29.7	4.1	1.3	66.9	-1.3	+0.1
各科の待合室の設備や雰囲気	9.1	51.0	32.7	5.6	1.5	65.2	-1.6	-1.3
トイレや洗面所設備	12.2	54.6	23.2	8.2	1.7	66.8	+0.5	-1.9
コンビニ、喫茶店、自動販売機	15.6	54.6	26.5	2.6	0.8	70.4	+8.3	-0.9
案内看板や表示のわかりやすさ	12.0	53.4	26.8	5.5	2.3	66.9	+0.3	-1.3
清潔感	13.6	62.3	20.6	2.3	1.3	71.2	+1.3	-0.8
施設面全般について	9.1	64.7	23.1	2.0	1.0	69.7	+2.6	+0.1

接 遇 面

総合案内や会計の対応	18.2	64.3	15.8	1.2	0.5	74.6	+1.6	+0.2
各科診療受け付けの対応	22.4	62.3	13.5	1.2	0.5	76.2	+1.7	0.0
看護師の言葉使いや態度	26.2	64.1	9.0	0.5	0.2	78.9	+1.8	-0.3
医師の言葉使いや態度	32.0	58.1	8.9	0.2	0.7	80.2	+2.2	+0.6
薬剤師の言葉使いや態度	22.6	58.9	18.2	0.3	0.0	75.9	***	-0.4
検査・放射線技師・臨床工学技士の言葉使いや態度	20.1	59.5	18.4	1.7	0.3	74.3	-1.1	-1.0
リハビリスタッフの言葉使いや態度	21.4	53.3	23.8	1.4	0.0	73.7	***	-1.7
プライバシーへの配慮	17.0	53.4	25.0	3.4	1.1	70.4	-2.3	-1.6
接遇面全般について	17.4	64.2	17.9	0.3	0.3	74.5	+1.1	-0.4

診察サービス面

診察待ち時間	5.7	28.5	42.0	16.7	7.1	52.2	+3.1	+0.3
診察時間	11.7	51.9	29.5	5.2	1.7	66.6	+3.2	+0.5
診察後の支払いまでの待ち時間	9.5	45.1	36.4	7.2	1.7	63.3	+4.6	-0.8
看護師の説明のわかりやすさ	15.8	66.1	16.3	1.6	0.3	73.9	+0.5	-1.0
医師の病状や検査結果の説明	22.7	60.1	15.2	1.7	0.2	75.8	+1.3	+1.1
医師への質問や相談のしやすさ	22.6	58.0	15.4	3.2	0.7	74.6	+0.7	0.0
薬剤師の説明のわかりやすさ	15.5	56.1	26.2	2.2	0.0	71.2	***	-0.8
診察科でのサービス全般について	13.7	60.6	24.0	1.5	0.3	71.5	-0.3	-1.2

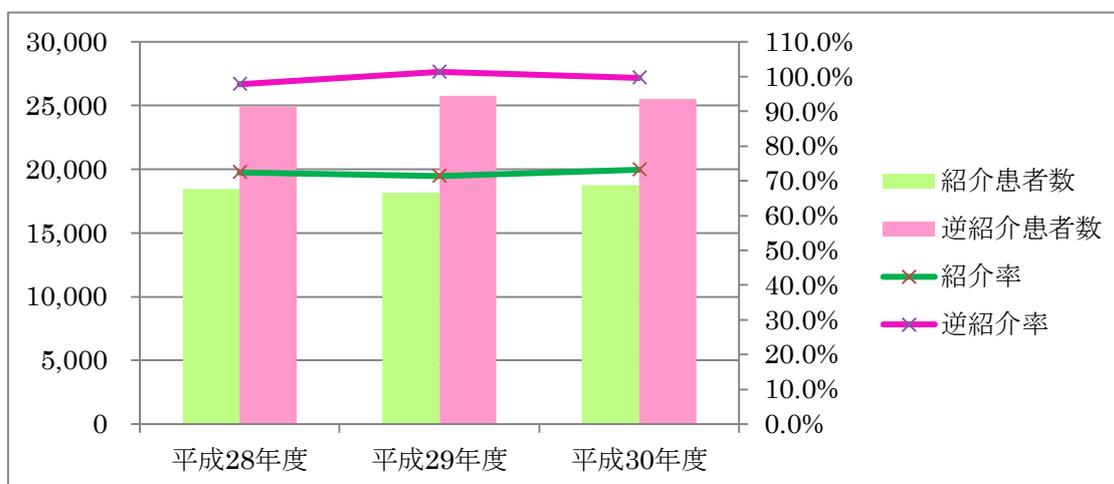
7 地域医療・介護の連携強化

地域の医療機関との連携及び機能分担を図り、地域医療支援病院として効率的な医療を提供します。

(1) 紹介、逆紹介の推進

地域のかかりつけ医等から当院への紹介、当院からかかりつけ医等への逆紹介の件数は、増加傾向にあり、病病・病診の連携と医療分担を推進しています。

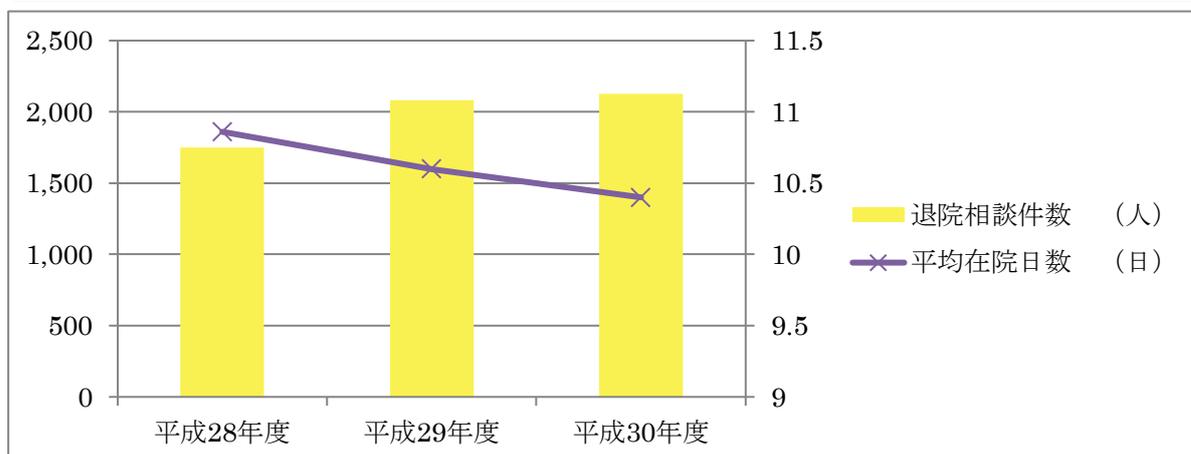
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
紹介状件数	18,445	18,155	18,743
紹介率	72.4%	71.4%	73.2%
逆紹介状件数	24,905	25,785	25,523
逆紹介率	97.8%	101.4%	99.7%



(2) 退院後の療養に向けた支援

退院患者数は横ばいですが、退院相談件数、地域連携・医療相談センターの職員が患者の退院に対する介入率は年々増加しており、平均在院日数の短縮につながっています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
退院患者数 (人) ……a	14,991	15,095	15,184
退院相談件数 (人) ……b	1,748	2,081	2,128
地域連携・医療相談センター介入率(%) ……b/a	11.3	13.8	14.0
平均在院日数 (日)	10.9	10.6	10.4

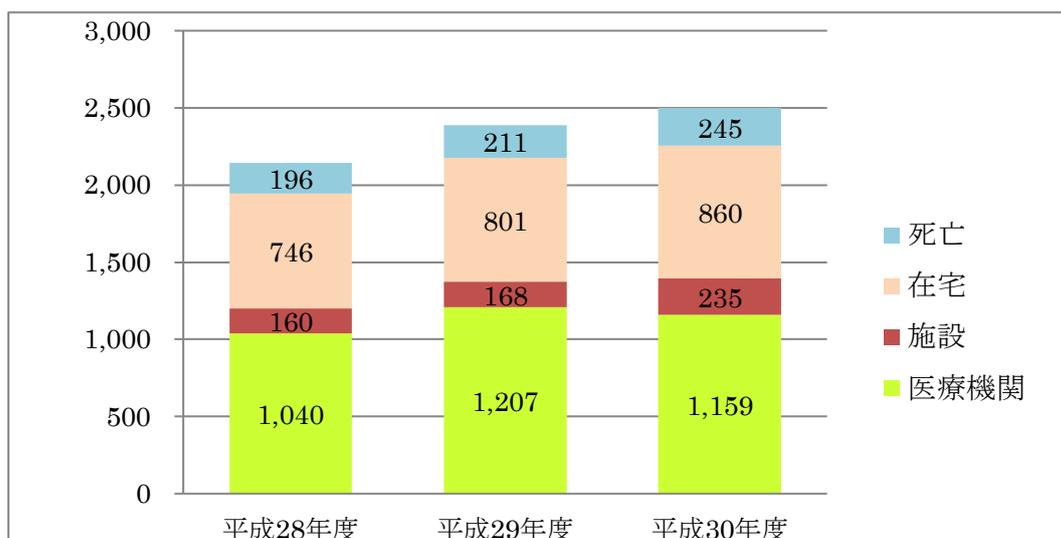


療養相談の件数は年々増加している。また、相談を受けた方の転帰先として、医療機関への転院が約半数、在宅へが約35%となっています。

療養相談を受けた方の転帰先内訳

単位：人

転帰先	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療機関	1,040	1,207	1,159
施設	160	168	235
在宅	746	801	860
死亡	196	211	245
計	2,142	2,387	2,499



8 診療報酬改定への迅速な対応

平成30年度診療報酬改定に対して、医療制度の動向に対する理解と病院職員間で情報共有を図るために外部講師を招き、医師を中心に関係職員を対象とした研修会を4回開催しました。このことにより施設基準を早期取得し、収入の確保につなげることができました。

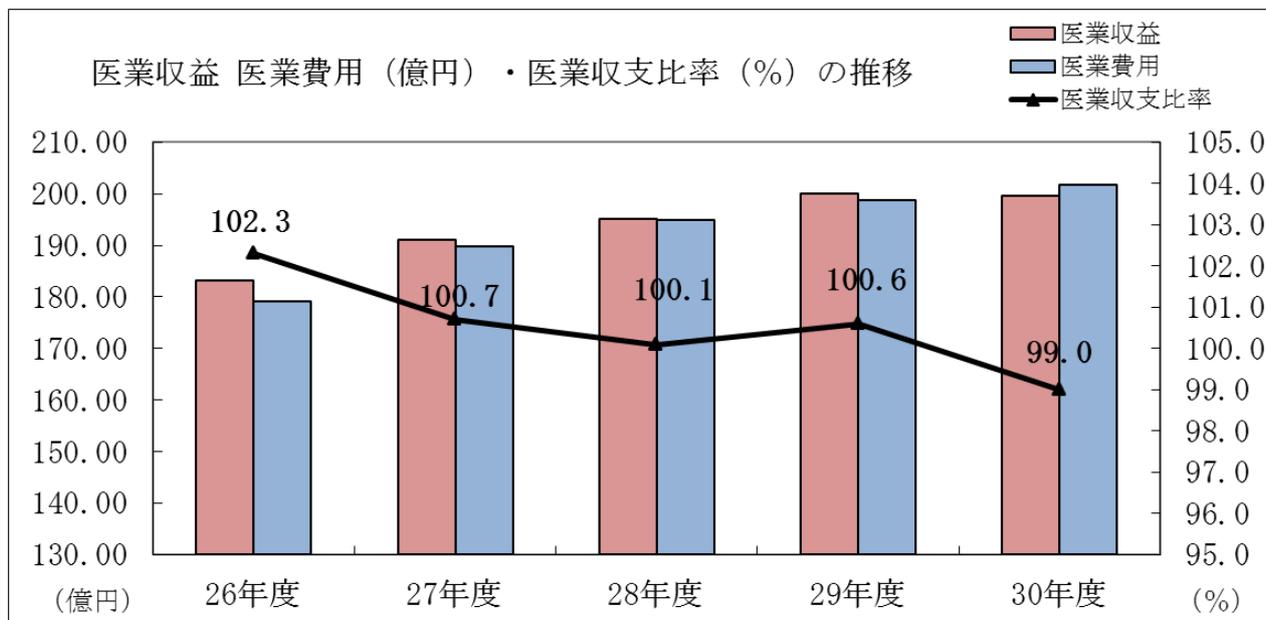
○病院経営指標と目標、実績

(各数値は四捨五入しているため計算結果に合わない場合があります。)

(1)【指標】医業収支比率

【目標】100%以上を維持する → 【平成30年度実績】99.0%

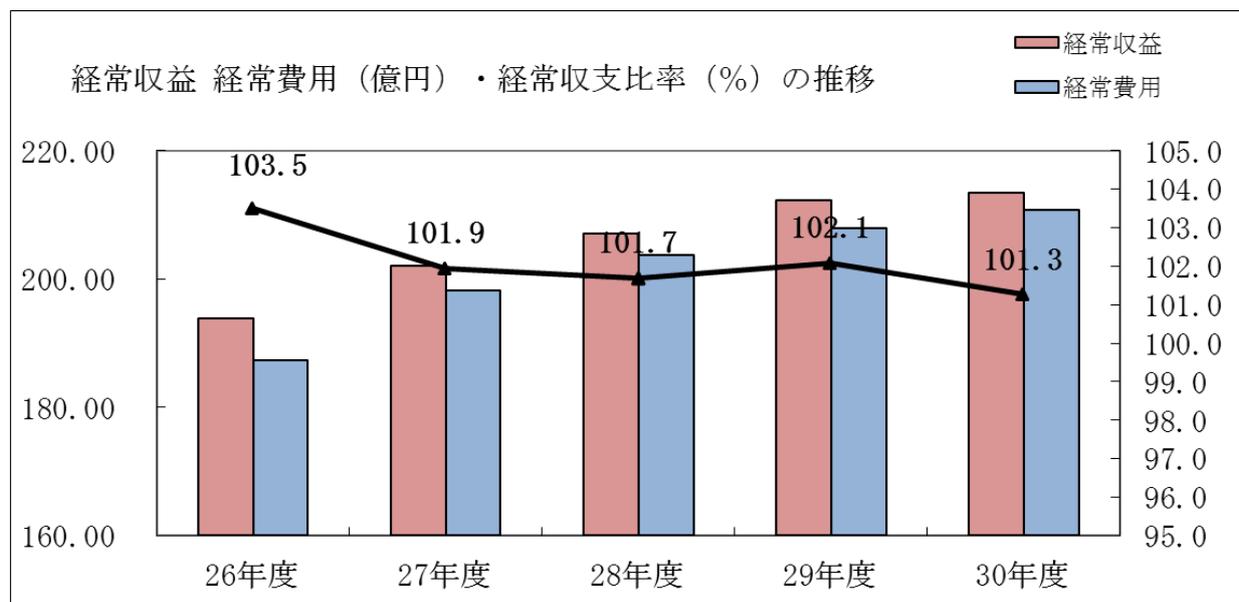
医業収益は199.70億円(前年度比0.1%減)、医業費用は201.68億円(前年度比1.4%増)となり、医業損益は1.98億円の損失を生じました。その結果、医業収支比率(医業収益/医業費用×100)は99.0%となり、前年度に比べ1.6ポイント低下しました。



(2)【指標】経常収支比率

【目標】100%以上を維持する → 【平成30年度実績】101.3%

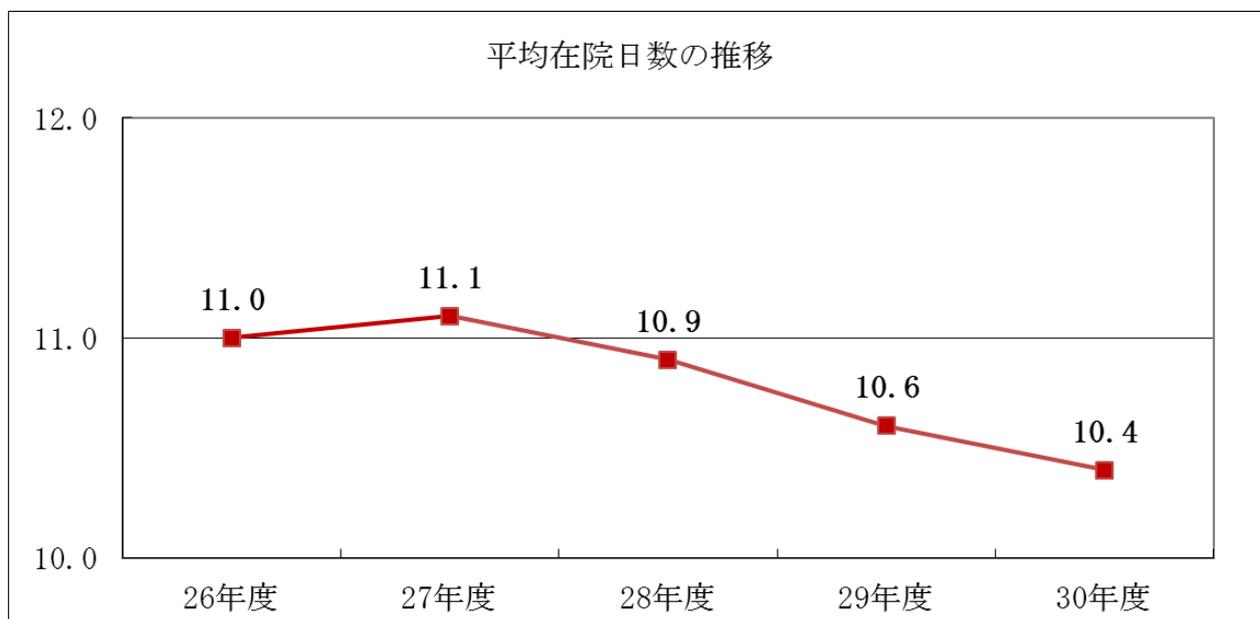
医業収益に医業外収益を加えた経常収益は213.51億円(前年度比0.6%増)、医業費用に医業外費用を加えた経常費用は210.84億円(前年度比1.4%増)となり、経常損益は2.68億円の利益を生じました。その結果、経常収支比率は101.3%となり、前年度に比べ0.8ポイント低下しました。



(3) 【指標】 平均在院日数

【目標】 10.0 日以下とする → 【平成 30 年度実績】 10.4 日

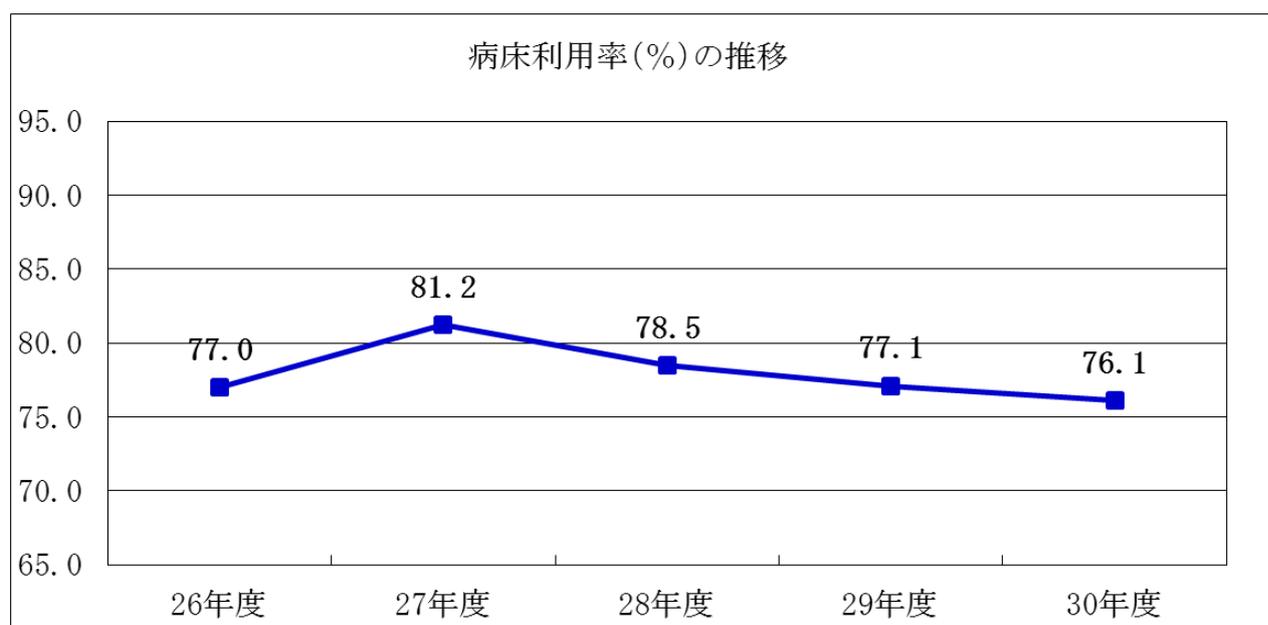
平均在院日数は、患者が平均して何日入院しているかを示す指標で、年延在院患者数 / (年度中の新規入院患者数 + 退院患者数) × 1 / 2 の式で算出します。患者の治療経過が良好で、より短い入院期間となればベッドの回転率が上がります。急性期病院の場合、入院初期ほど重症度が高く、診療単価も高くなるため、入院期間の短い方が望ましいとされています。平成 30 年度は 10.4 日となり、前年度に比べ 0.2 日短縮しました。



(4) 【指標】 病床利用率

【目標】 82% の水準を維持する → 【平成 30 年度実績】 76.1%

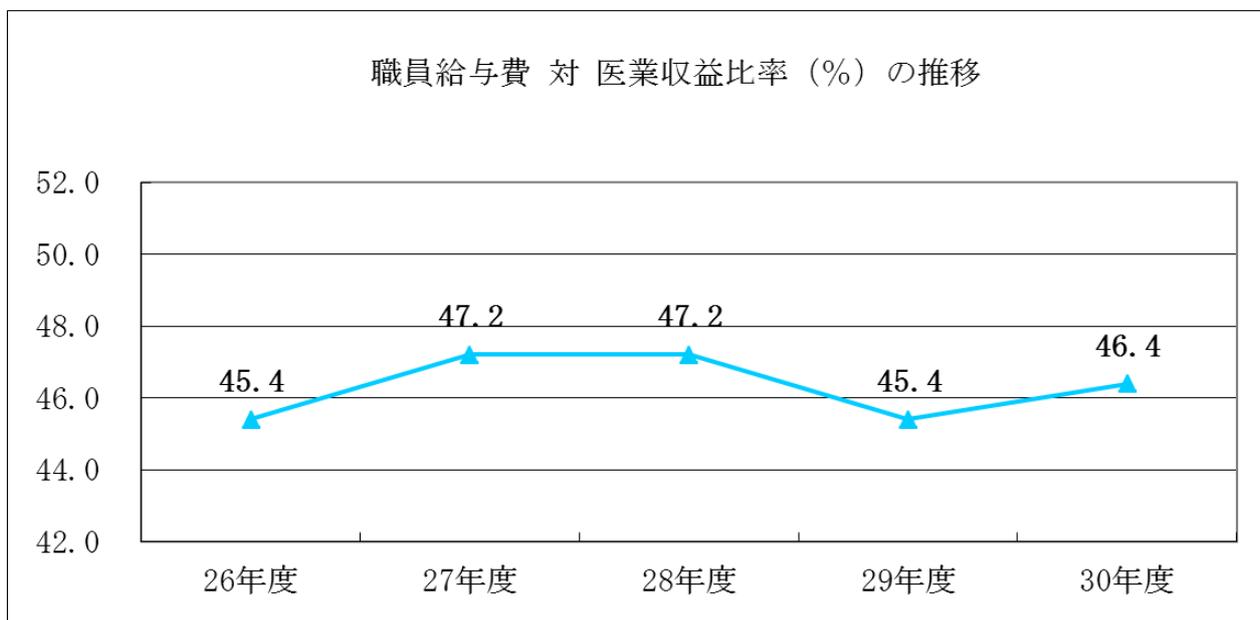
病床利用率は病院ベッドの稼働率のことで、どれだけ有効に活用されているかを示し、年延入院患者数 / 年延稼働病床数 × 100 の式で算出します。平成 30 年度は 76.1% となり、前年度に比べ 1.0 ポイント低下しました。



(5) 【指標】 医業収益に対する職員給与費の割合

【目標】 50%以下を維持する ➡ 【平成 30 年度実績】 46.4%

医業収益に対する職員給与費の割合は、職員給与費／医業収益×100 の式で算出します。平成 30 年度の医業収益に対する職員給与費の割合は 46.4%となり、前年度に比べ 1.0 ポイント上昇しました。

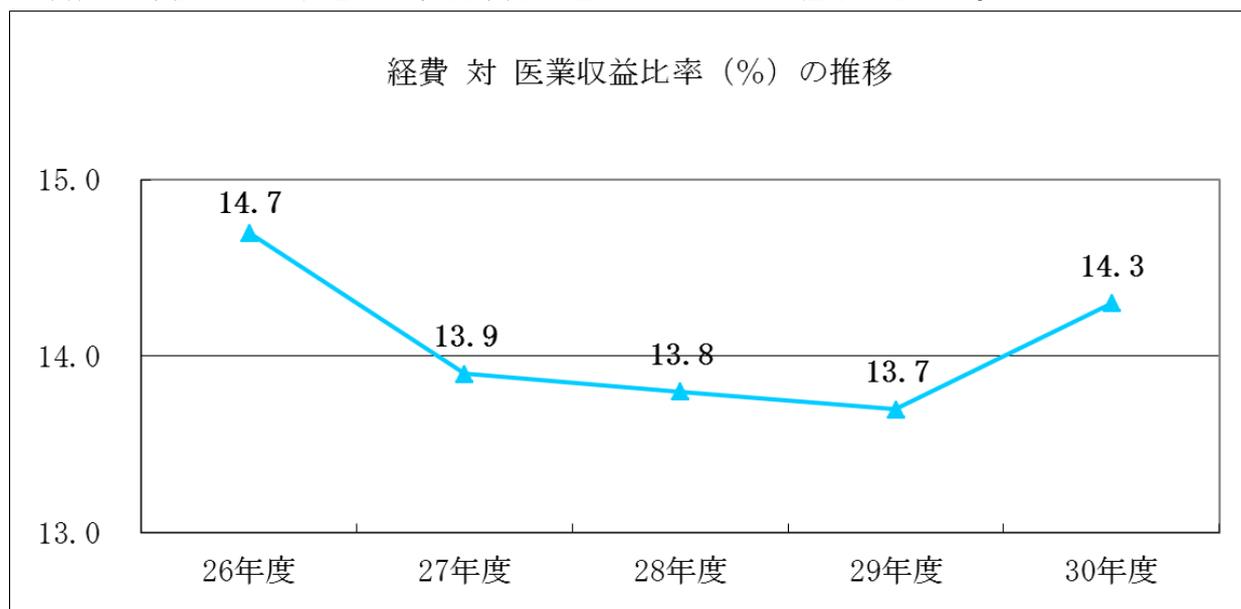


(6) 【指標】 医業収益に対する経費の割合

【目標】 13.9%以下を維持する ➡ 【平成 30 年度実績】 14.3%

医業収益に対する経費の割合は、経費にどれだけの医業収益が充当されたかを示す指標で、経費／医業収益×100 の式で算出します。経費の低減は、病院経営にとって永続的な課題であると認識しており、平成 27 年度の実績値である 13.9%以下の維持を目標としています。

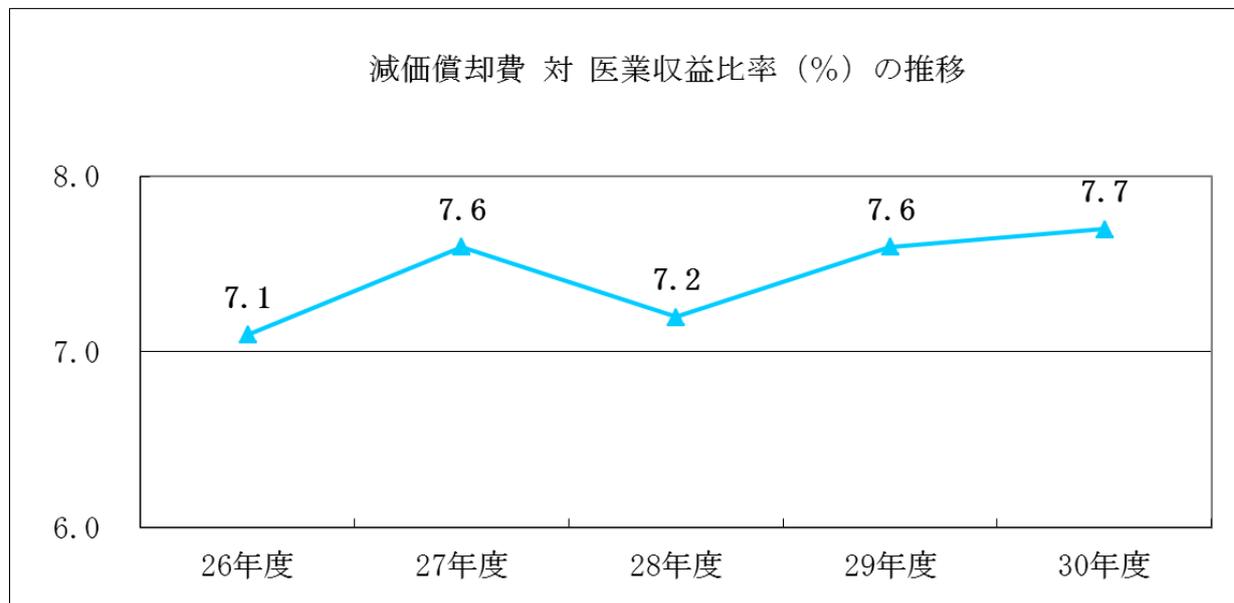
平成 30 年度は 14.3%となり、前年度に比べ 0.6 ポイント低下しました。



(7) 【指標】 医業収益に対する減価償却費の割合

【目標】 令和2年度に7.0%以下とする ➡ 【平成30年度実績】 7.7%

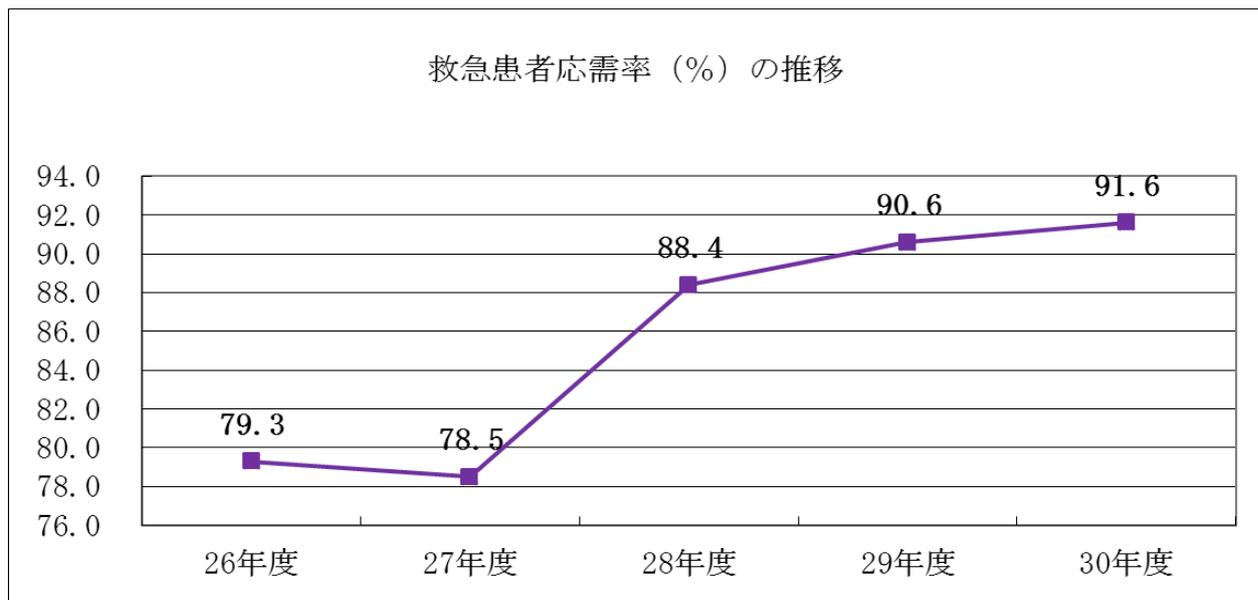
医業収益に対する減価償却費の割合は、減価償却費にどれだけの医業収益が充当されたかを示す指標で、減価償却費/医業収益×100の式で算出します。目標は令和2年度に、計画時点での過去3か年度平均（平成25～27年度）である7.2%を下回る7.0%以下としています。平成30年度は7.7%となり、前年度に比べ0.1ポイント上昇しました。



(8) 【指標】 救急患者応需率

【目標】 95.0%以上とする ➡ 【平成30年度実績】 91.6%

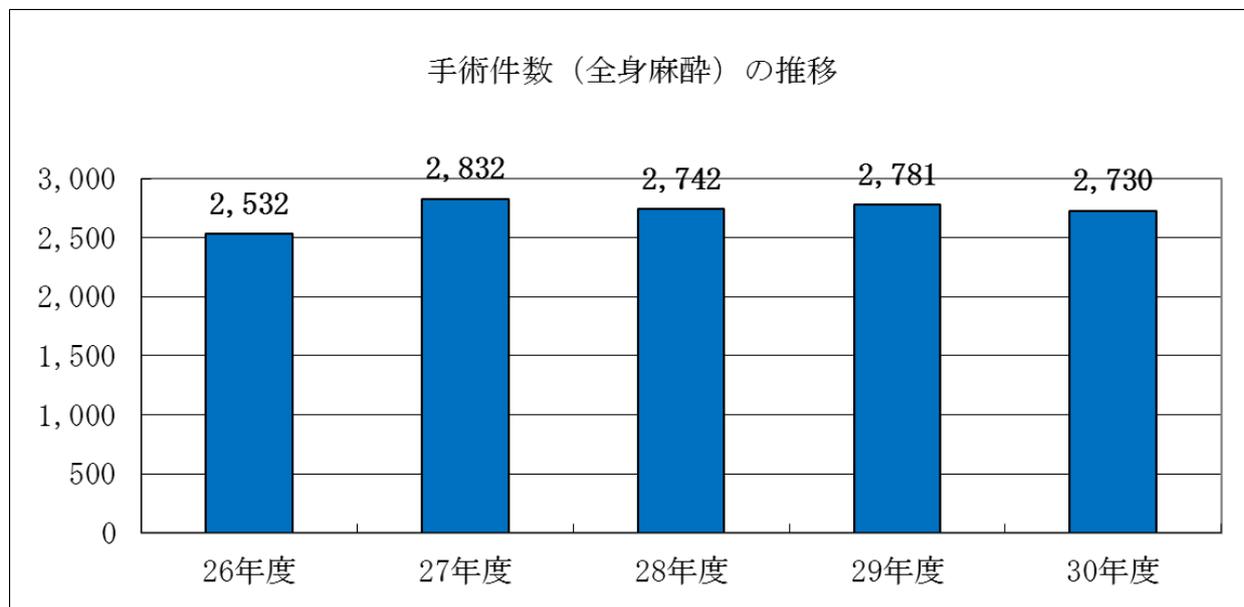
救急患者応需率は、当院の救命救急センターに救急搬送の受入依頼があった件数のうち、どれだけ受け入れたかを示す指標で、救急患者受入件数/救急患者搬送依頼件数で算出します。目標は指標数値の把握可能な平成21年度以降の最高値94.0%（平成24年度）を上回る95.0%以上としています。平成30年度は91.6%となり、前年度に比べ1.0ポイント上昇しました。



(9) 【指標】手術件数（全身麻酔）

【目標】3,200件以上とする → 【平成30年度実績】2,730件

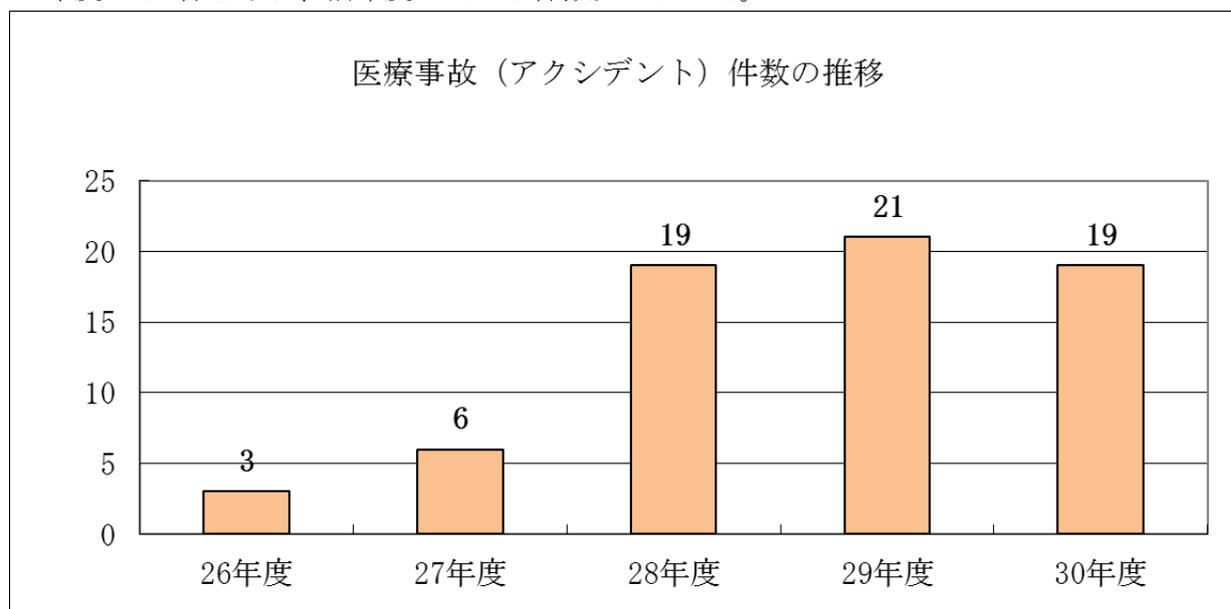
全身麻酔による手術件数は、地域の高度急性期及び急性期病院としてどれだけ高度な医療を提供しているかを示す指標の一つとしています。目標は過去（平成20年度、3,064件）の件数を上回る3,200件としています。平成30年度は2,730件となり、前年度に比べ51件減少しました。



(10) 【指標】医療事故（アクシデント）件数

【目標】0件とする → 【平成30年度実績】19件

医療事故件数（アクシデント）件数は、医療にかかわる場所で、医療の全過程において発生する人身事故を示す指標で、患者だけでなく医療従事者が被害者となる場合を含みます。平成30年度は19件となり、前年度に比べ2件減少しました。



II 医療事故等への対応について

1 医療安全管理委員会について

当院では、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供を確立するために、「医療安全管理委員会」を設置しています。

(1) 医療安全管理委員会の所掌事項

医療安全管理委員会では、医療事故防止対策の検討や研究に関することをはじめとして、次の事項を所掌しています。

- (1) 医療事故防止策の検討及び研究に関すること。
- (2) 医療事故、過失の判定に関すること。
- (3) 医療事故及びインシデント報告の精査に関すること。
- (4) 医療事故及びインシデントレベルの決定に関すること。
- (5) 医療事故及びインシデントの再発防止策の検討に関すること。
- (6) 医療事故発生防止のための啓発、教育及び広報に関すること。
- (7) 医療事故調査の実施の可否に関すること。
- (8) 医療事故の公表に関すること。
- (9) 委員会の所管にかかる情報公開に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するために必要な事項に関すること。

(2) 医療安全管理委員会の委員の選任

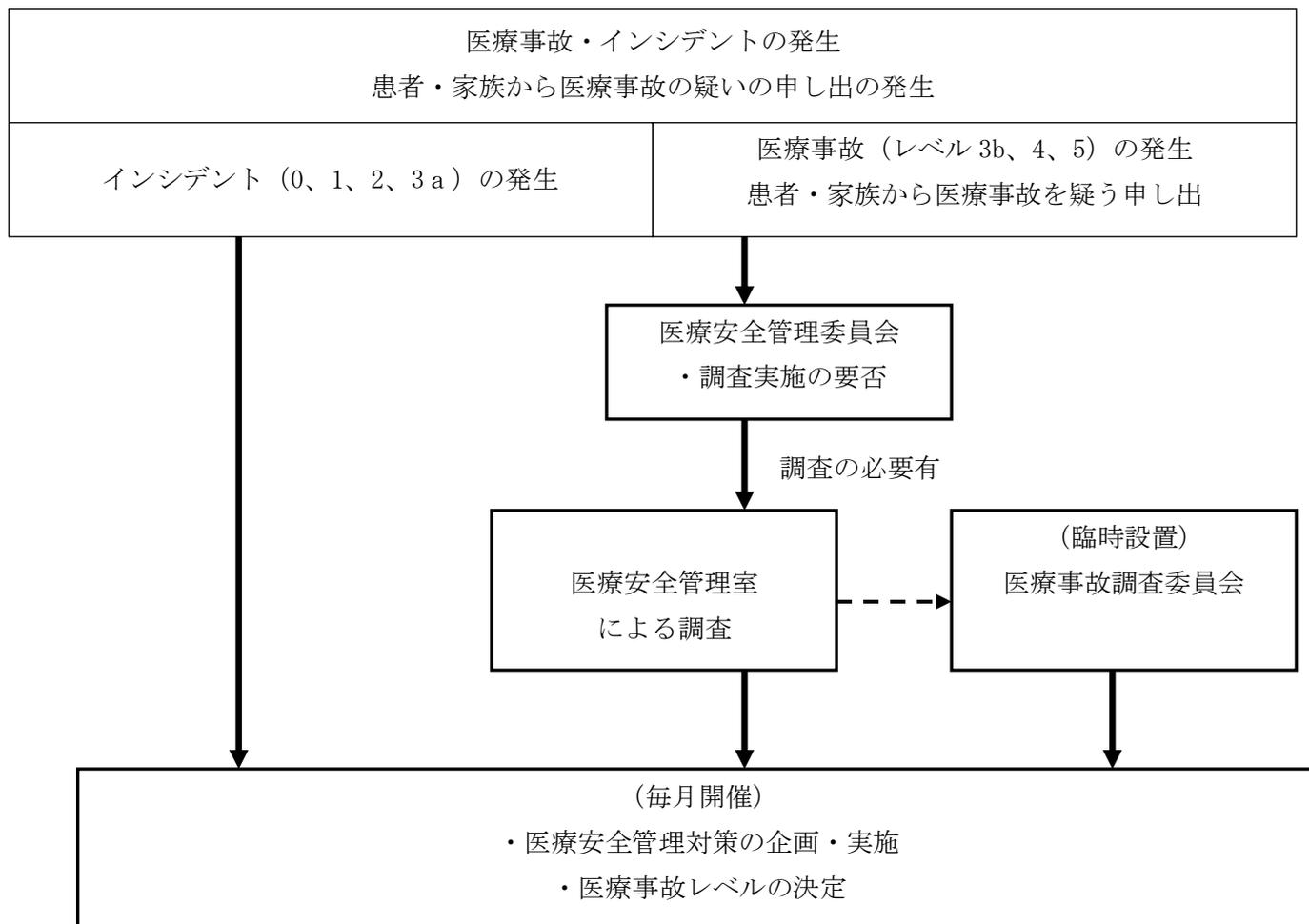
医療安全管理委員会の委員は、院長が委員長と協議して選任します。

なお、医療事故・インシデント報告の最終レベルの決定などにおいて、公平性、中立性を確保する観点から、外部委員2人を委員に加えています。

平成31年4月1日現在

区分	職名	氏名	備考	
1	委員長	医療安全管理室長	金城 昌明	医師
2	副委員長	診療部長	蜂須賀 丈博	医師
3	委員	院長	一宮 恵	医師
4	委員	事務長	加藤 正義	事務職員
5	委員	感染予防対策委員長	池田 拓也	医師
6	委員	診療情報管理委員長	牛 篤 克実	医師
7	委員	看護部長	川島 好子	看護師
8	委員	薬局長	加藤 浩	薬剤師
9	委員	医療技術部副参事	丹羽 正厳	診療放射線技師
10	委員	医療安全管理室参与	中垣 茂男	臨床検査技師
11	委員	医療安全管理室参与	市川 照文	薬剤師
12	委員	医療安全管理室副室長	森永 理恵	看護師
13	委員	外部委員	白石 泰三	桑名市総合医療センター副理事長
14	委員	外部委員	古庄 憲之	三重いのちの電話協会副理事長兼事務局長
15	事務局	事務局次長、総務課長	太田 義幸	
16	事務局	医事課長	西山 恵慈	
17	事務局	施設課長	今村 稔	
18	事務局	看護師長	矢田 恵巳	
19	事務局	医療安全管理室員	藤井 良宏	
20	事務局	医療安全管理室副参事	田中 康資	

<委員会開催フロー（イメージ）>



<医療事故・インシデント分類>

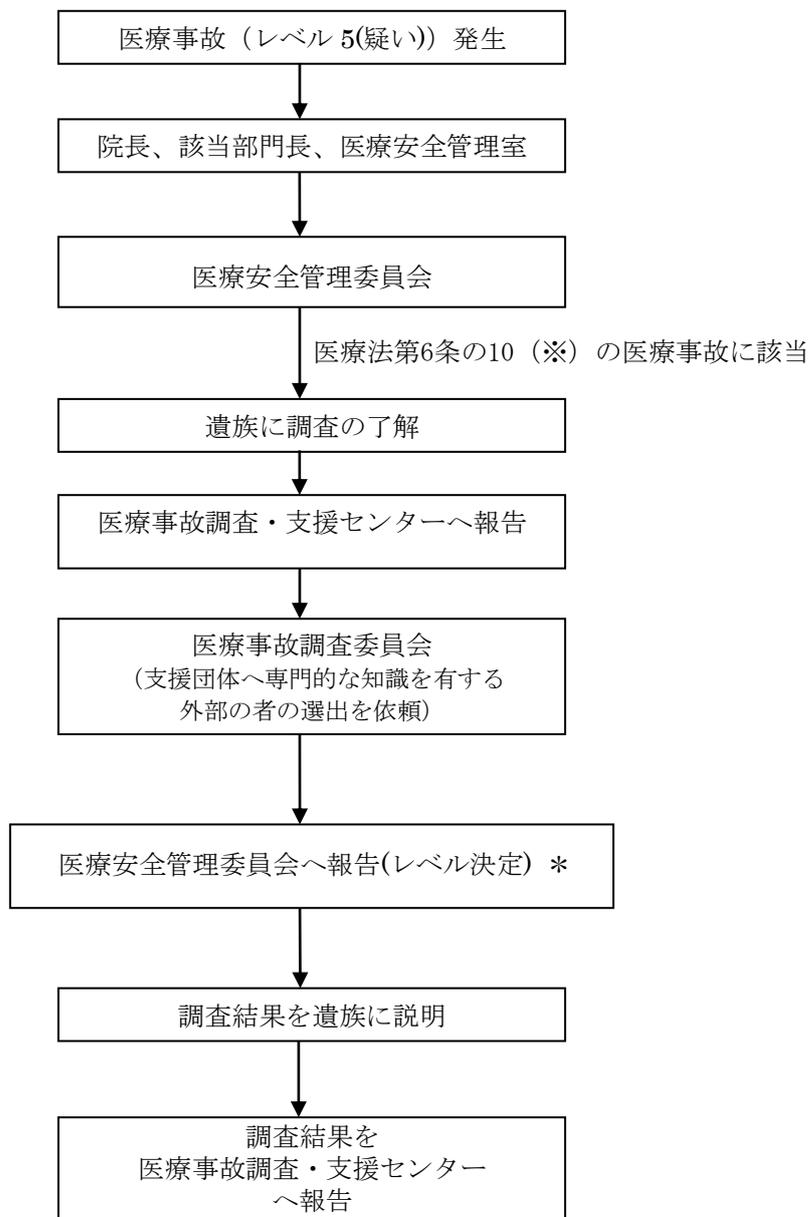
インシデント		医療事故	
レベル 0	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合 (仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予想された)	レベル 3b	行った医療又は管理により、本来必要でなかった治療や処置が必要となった場合
レベル 1	誤った行為を患者に実施したが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかった場合	レベル 4	行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的障害が発生した可能性がある場合
レベル 2	行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、又は何らかの影響を与えた可能性のある場合	レベル 5	行った医療又は管理が死因となった場合
レベル 3a	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置（消毒、湿布、鎮痛剤投与などの軽微なもの）が必要となった場合		

(独立行政法人 国立病院機構における医療安全管理のための指針から)

なお、重大事故発生後等のフローについては、次のとおりです。

<重大医療事故発生後等のフロー>

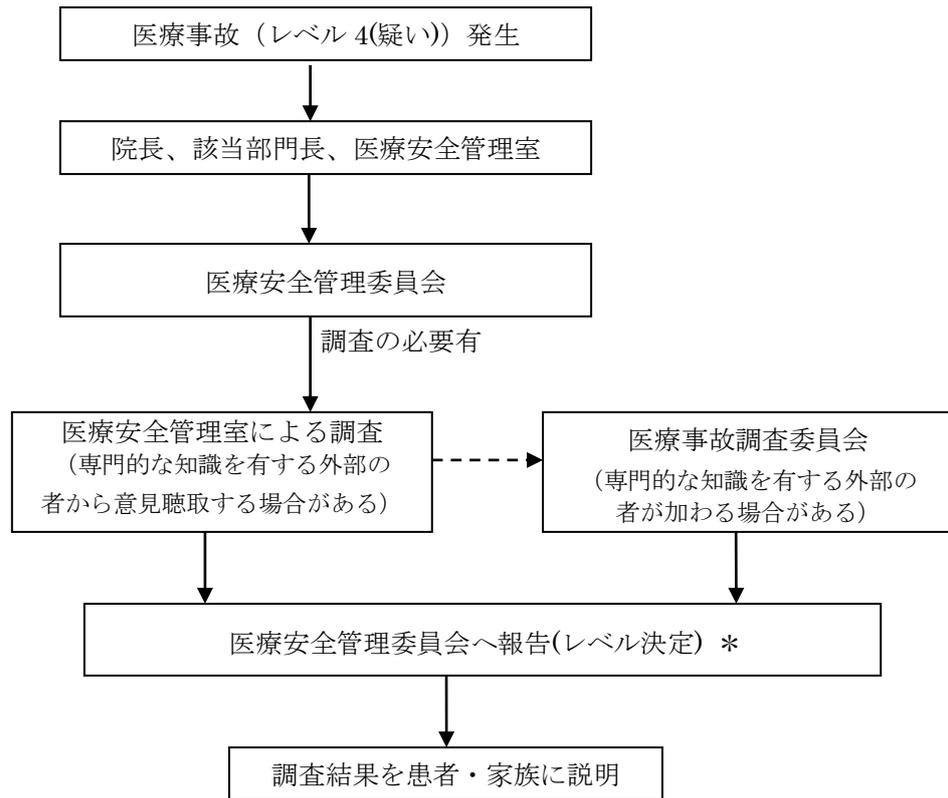
レベル5(疑い)の場合



(※) 当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたもの <医療法第6条の10で規定する医療事故>

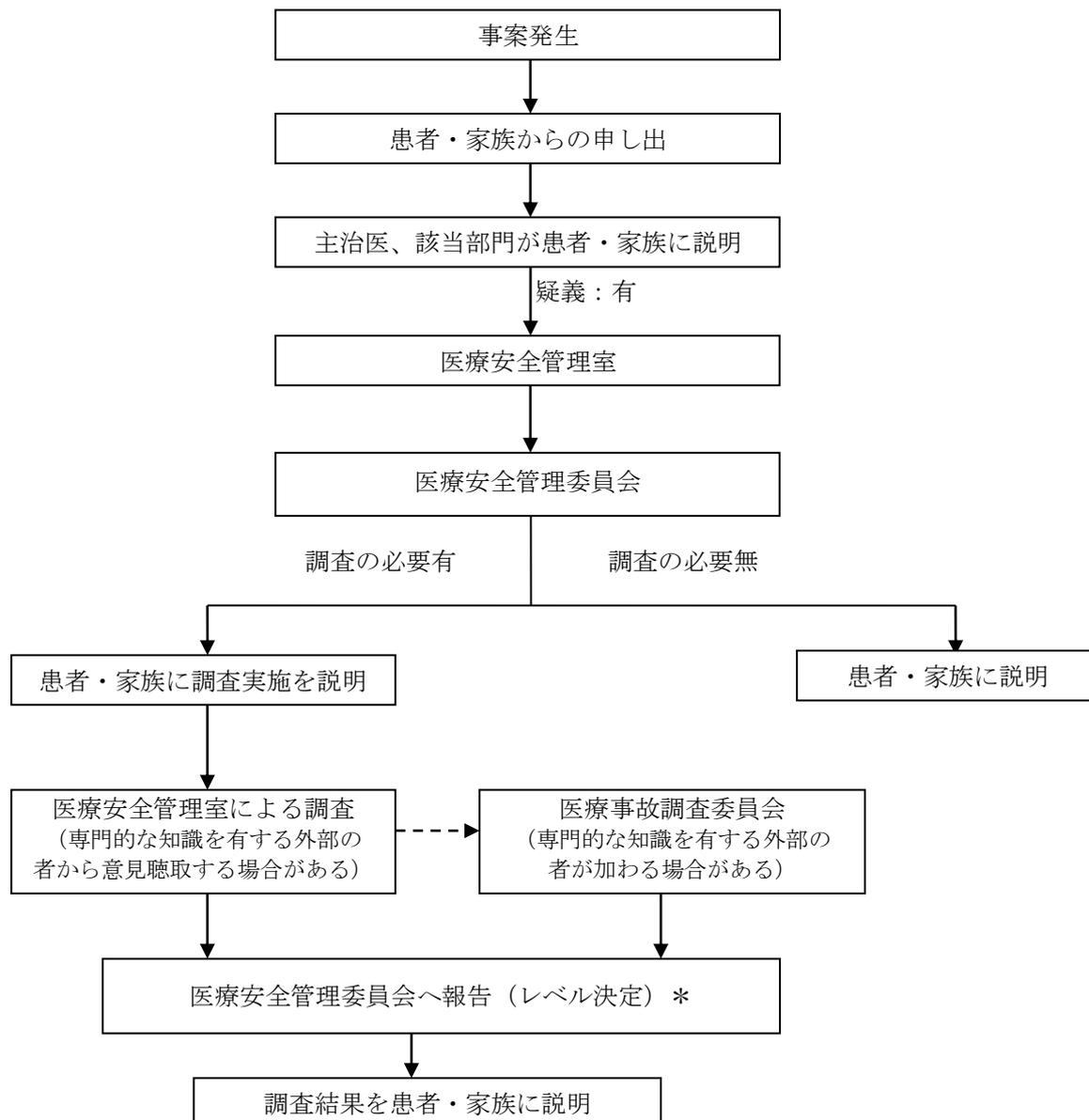
* 医療安全管理委員会への報告は、遺族への説明、医療事故調査・支援センターへの報告後となる場合もある。

レベル4(疑い)の場合



* 医療安全管理委員会への報告は、患者・家族への説明後となる場合もある。

患者・家族から医療事故の疑いの申し出があった場合



* 医療安全管理委員会への報告は、患者・家族への説明後となる場合もある。

このように、重大事故の発生や患者・家族から医療事故の疑いの申し出があった場合については、多くの段階を経て事故調査が実施されることとなります。

医療事故の院内関係者への聞き取りや事実確認等については、迅速に行うことにより、正確性の向上が図られることが期待できます。また、医療事故を疑う申し出への対応についても、同様であると考えています。

一方で、医療事故調査は、公平性、中立性を確保する観点から専門的な知識を有する外部の者を選任する必要があります。また、解剖結果や診断結果などから調査を行う必要があるため、多くの時間を要することとなります。

これら医療事故調査の特殊性を踏まえ、当院としては、医療事故の院内関係者への聞き取りや事実確認等については、迅速に行うことにより、少しでも調査期間の短縮が図られるよう取り組みを進めていきたいと考えています。

2 医療事故調査委員会について

医療事故調査委員会は、医療法に定める医療事故調査制度にのっとった調査を行い、その調査結果を医療事故調査・支援センター（※）に報告するほか、レベル4及び5が疑われる事案が発生し、医療安全管理委員会が必要と認めた場合に、その事実確認及び原因の究明並びに再発防止を図るため調査を行います。

医療事故調査制度により報告を受けた医療事故調査・支援センターは、収集した情報の整理及び分析を行い、再発防止に関する普及啓発等に活用することとなります。

（※）厚生労働大臣から指定を受けた中立的な第三者機関

（1）医療事故調査委員会の所掌事項

医療事故調査委員会では、医療事故の事実確認及び原因究明に関することをはじめとして、次の事項を所掌しています。

- （1）医療事故の事実確認及び原因究明に関すること。
- （2）医療事故の再発防止に関すること。
- （3）医療事故報告書の作成に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、レベル4及び5が疑われる事案が発生し、医療安全管理委員会が必要と認めた場合に、その事実確認及び原因の究明並びに再発防止を図るために必要な事項に関すること。

（2）医療事故調査制度による外部委員選任の考え方

下記の厚生労働省のホームページからのQ&Aの抜粋にもあるように医療機関が院内調査を行う際は、公平性、中立性を確保する観点から、専門家の派遣等の医療事故調査等支援団体の支援を求めるとされています。

このような厚生労働省の考えに基づき、当院においても、医療事故調査委員会を専門的な知識を有する外部の者（以下「派遣専門家」という。）のみで構成するため、厚生労働大臣が定める団体である「一般社団法人三重県医師会」に、派遣専門家の支援を要請することとしています。その場合、派遣専門家の要請に基づいて院内の医師や看護師などの専門家等を委員に加える場合があります。

なお、当院では、医療事故調査制度に基づかない医療事故調査委員会についても、必要に応じて制度に基づく医療事故調査と同様に、調査の際には派遣専門家を加えることとしています。

○医療事故調査制度に関するQ&A（厚生労働省のホームページから抜粋）

Q17. 院内調査を行うに当たり、自院で十分調査が行える場合であっても外部からの委員は必ず入れるのですか？

A17. 本制度では、医療機関が院内調査を行う際は、公平性、中立性を確保する観点から、専門家の派遣等の医療事故調査等支援団体の支援を求めるとされています。

医療機関の管理者においては、法の趣旨を踏まえ、医療事故調査に当たり、外部からの委員を参画させ、公平、中立な調査に努めていただくようお願いします。

Ⅲ 主な質疑・応答、意見

Q. 病床利用率が計画目標を大きく下回った原因は把握しているのか。

A. 高度な医療を提供する急性期病院として、平均在院日数を中期経営計画に掲げる目標値である 10 日以下に短縮する取り組みを行った。その結果、相反関係にある病床利用率は計画目標を下回ることとなった。

Q. 全身麻酔の手術件数を指標としているが、重篤な患者の増加を目標としているような誤解を生むのではないか。

A. 現在、高度医療の提供度を測る指標として全身麻酔の手術件数としているが、重篤な患者が増えることを望んでいるということではないので、次期中期経営計画の指標とすることの妥当性を議論しているところである。

Q. 退院等の説明は患者の状況に応じて適切に行っているのか。

A. 当院では、地域連携・医療相談センター「サルビア」が中心となり退院等の説明を行っている。患者や患者家族との情報共有が早期に可能となる仕組みを研究したい。

(意見) 患者に転院をお願いする場合には、患者や患者家族に対して早期に説明を行い、十分な理解を得る体制とすることを強く要望する。

Q. 次期中期経営計画はどのような方向性で考えているのか。

A. 高度医療、救急医療などの急性期医療を担うという当院の役割は変わらないものと認識しており、現在の機能を維持、強化していく方向で考えている。

Q. DPC 係数の向上によって収入を増やすことができる見込みはあるのか。

A. DPC 係数のさらなる向上は、全体レベルの底上げを図らないと難しい。

(意見) 全体レベルを底上げするための財政的な負担や投資を試算し、適切な経営判断の参考とするとともに、そのデータを市民や議会にも開示してほしい。

Q. 認定看護師をどのように活用しているのか。

A. 認定看護師を講師とした院内での講習会や研修などを通じて、病院全体のスキルの底上げを図っている。

(意見) 全ての病院職員や患者、病院経営にもメリットがある認定看護師の活用方法を次期中期経営計画に盛り込んでほしい。

Q. 認定看護師の資格取得に向けてどのような支援を行っているのか。

A. 資格取得のための研修費用を当院が負担している。

(意見) 質の高い医療サービスを提供するためには、質の高い医療従事者を集める必要がある。医療従事者から選ばれる病院となるよう、医療従事者にとっての満足度を向上させる方策を考えてほしい。

Q. 外来患者満足度調査において不十分な項目も見られた接遇面については、重点的に取り

組む必要がある。詳細な分析を行った上で、次期中期経営計画にも盛り込んでほしい。

A. 患者満足度の向上は次期中期経営計画においても重点項目としたい。

(意見) 医療事故防止策の検討や医療事故・インシデント報告の最終レベルの決定などを担う医療安全管理委員会の委員の選任に当たっては、法律上の公平性・中立性も担保していく必要があるため、法律の専門家を委員に含めることも検討してほしい。

(意見) 高度医療、救急医療が充実したDPC特定病院群であることは、市立四日市病院の存在価値となっているため、今後も機能の維持を目指してほしい。

(意見) 言葉の掛け方によって患者の信頼を得ることは医療技術と並ぶ患者満足度を高める要素でもあるため、接遇面の強化に取り組んでほしい。

○地方卸売市場について（中間報告）

〔第1回 北勢地方卸売市場について（令和元年8月8日実施）〕

1. 概要

（1）設立

昭和47年11月 三重県卸売市場整備計画にて北勢地域の集配拠点整備が位置づけられる

昭和50年3月 北勢3市(四日市市、桑名市、鈴鹿市)の各議会において、北勢公設地方卸売市場組合の組合規約を議決

昭和50年5月13日 北勢公設地方卸売市場組合設立認可

昭和54年3月26日 北勢公設地方卸売市場開設許可、市場開場式

昭和54年4月17日 市場業務開始

【設置目的】

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって住民等の生活の安定に資する。

（2）民営化の経緯

平成17年3月 総務省地方公営企業アドバイザー派遣事業制度報告書「北勢公設地方卸売市場の課題と打開方向について」による公設公営制の見直しの提言

平成17年10月 北勢公設地方卸売市場運営協議会設置

平成18年3月 市場運営協議会より「北勢公設地方卸売市場の運営形態に関する報告書」を市場組合管理者に提出

「卸売市場を取り巻く環境変化、取引規制の緩和などにより行政の役割も減少したことから公設公営制を見直す。流通環境の変動に即応できる効率性、判断の柔軟性や迅速性、市場運営の専門性が発揮できる市場運営会社による民営へ移行する。」

平成18年3月 業界と市場組合との間で民営化推進のための「覚書」を締結

平成18年4月 市場組合議会における「民営化推進に関する議決」

平成18年12月 旧精算会社を母体とし、市場運営部門を加えた「北勢公設卸売市場株式会社」設立

平成19年2月 市場の施設指定管理者（北勢公設卸売市場(株)）決議

平成19年4月 指定管理者による市場管理運営業務開始

平成21年8月 北勢公設地方卸売市場施設管理運営評価委員会最終意見書にて、指定管理者である北勢公設卸売市場(株)に事業を譲渡することを「了」と評価

平成21年9月 市場組合・3市・北勢公設卸売市場(株)の間で「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」を締結

平成21年11月 市場組合議会において、事業の譲渡し等民営化・市場組合解散に関する議案の議決

平成21年12月 三重県が、北勢公設地方卸売市場組合から北勢公設卸売市場(株)への事業の譲渡しを認可

平成22年4月1日 市場民営化実施

(令和2年3月31日 民営化から10年が経過し、財産の無償貸し付けの当初契約期間が満了する。)

(3)概要

開設者：北勢公設卸売市場株式会社

所在地：四日市市河原田町字伊倉 7 1 2

開場年月日：昭和54年4月17日

敷地面積：116,269m²

建設費：7,144,957千円（用地費＋施設費）

供給対象地域：北勢地域4市5町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町）

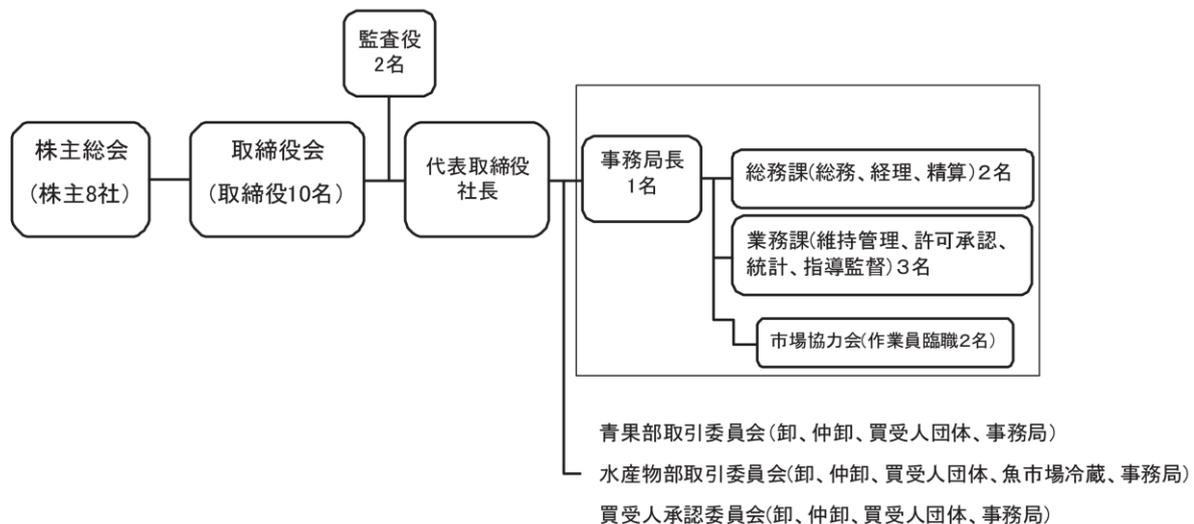
供給対象人口：約800,000人

卸売会社：青果1社、水産1社

仲卸会社：青果9社、水産11社

2. 運営体制

(1)組織機構



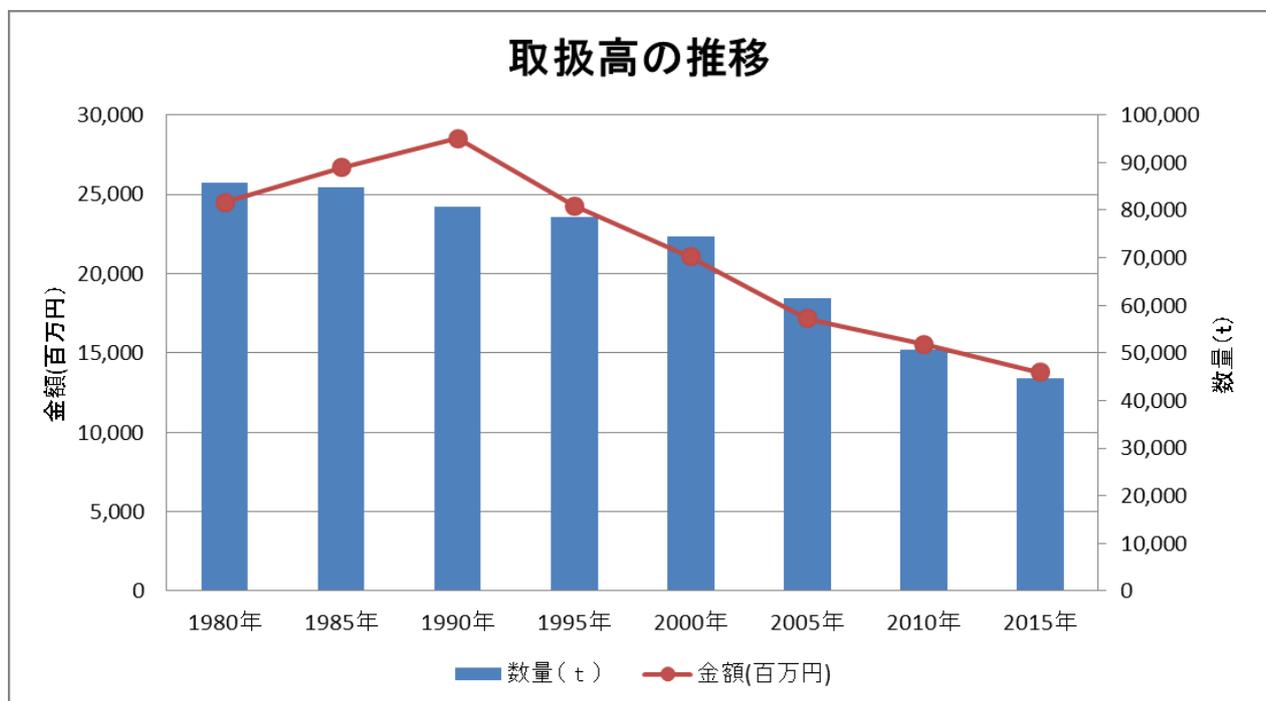
(2)株主構成・株主総会

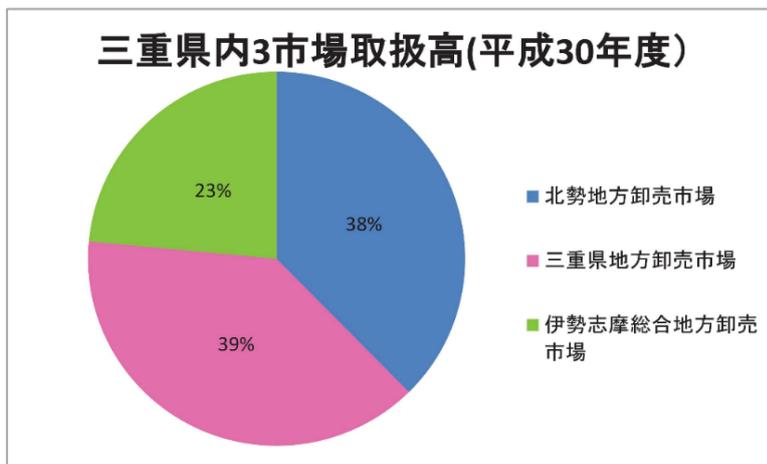
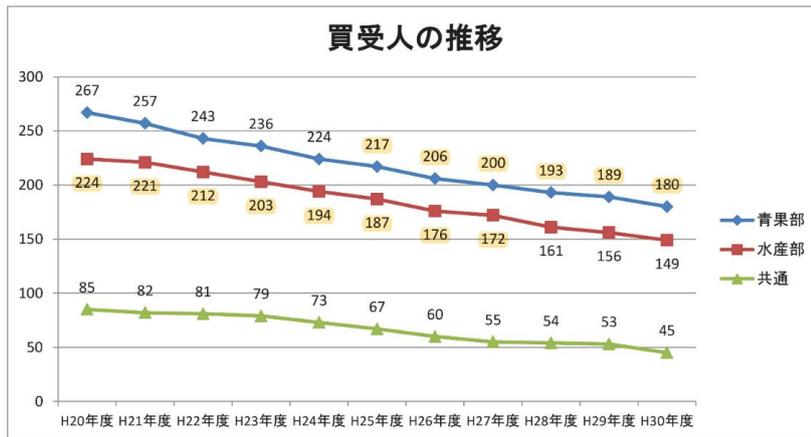
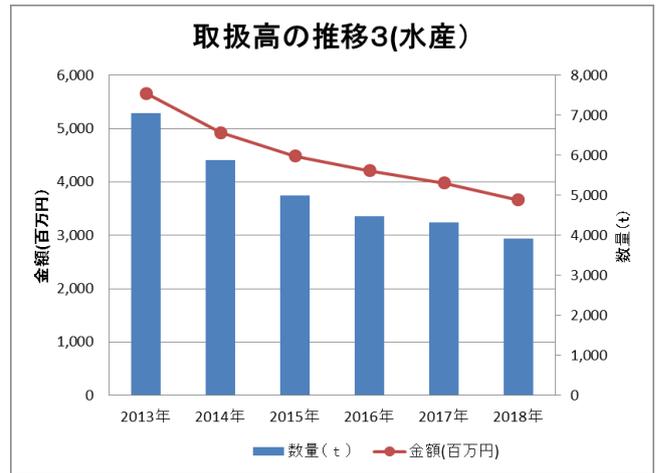
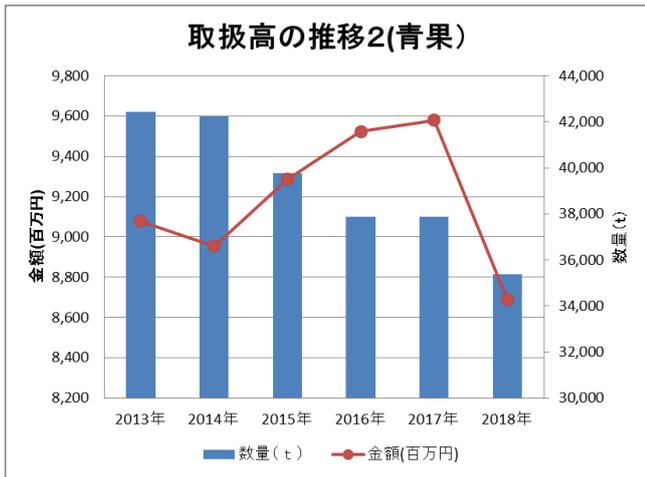
株 主	取 締 役
四日市合同青果(株)	左記の代表取締役他 1 名
四日市魚市場(株)	左記の代表取締役
青果物仲卸協同組合	左記の理事長
水産物仲卸協同組合	左記の理事長
(株)北勢青果商連合	左記の代表取締役他 1 名
北勢魚商業協同組合	左記の副理事長 2 名
(株)桑名青果連合	左記の代表取締役
北勢水産加工協同組合	

株主名簿	株主出席者名簿	持ち株数	議決権数
四日市合同青果(株)	代表取締役 佐川浩二	400	400
四日市魚市場(株)	代表取締役 中組勇次	200	200
青果物仲卸協同組合	代表取締役 竹野和幸	400	400
水産物仲卸協同組合	理事長 森正一郎	400	400
(株)北勢青果商連合	代表取締役 大泉 守	200	200
北勢魚商業協同組合	理事長 阪 和英	310	310
(株)桑名青果連合	代表取締役 浅野雅基	200	200
北勢水産加工協同組合	理事長 田代茂人	90	90
株主合計 8社	合計	2,200	2,200
青果1,200株、水産1,000株	自社株数	400	過半数1,101以上
卸600株、仲卸800株、	発行済株式数	2,600	
小売800株	発行株式上限	2,700	
決議の方法(定款第17条第1項)	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。		

3. 運営状況

市場は当地域にとって、食の安全・安心の確保、安定供給といった役割を担っている。年間総取扱量は年々減少傾向であり、取扱金額も総売上高がわずかずつ減少しているものの、青果の取扱比率は、数量、金額ともに上昇傾向にある。現在、三重県内には「北勢地方卸売市場」のほか、「三重県地方卸売市場」、「伊勢志摩総合地方卸売市場」の3つの比較的規模の大きな卸売市場があり、北勢地方卸売市場と三重県地方卸売市場の2市場の取扱高が拮抗している。



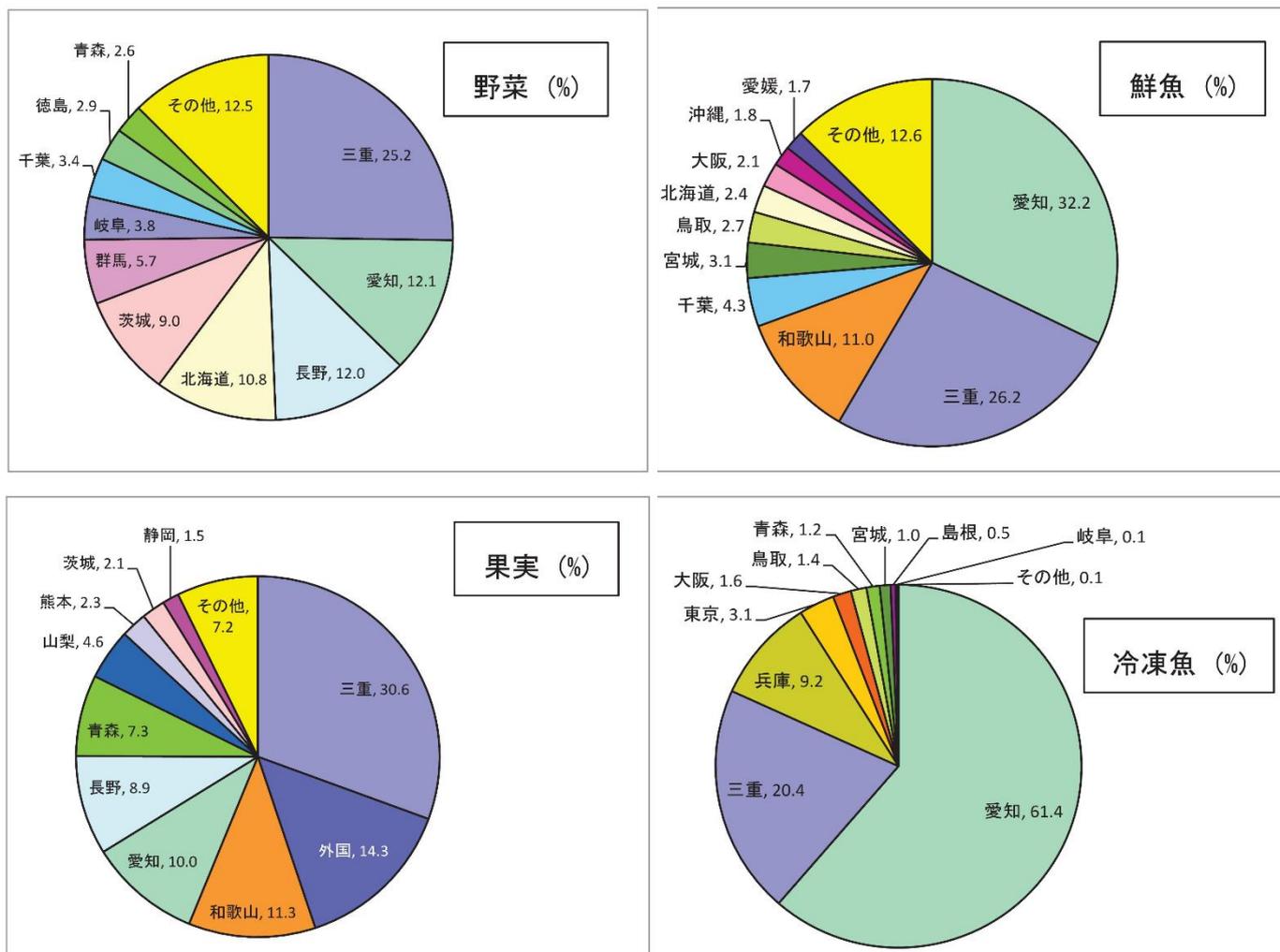


平成30年度三重県内三市場取扱高比較(平成30年4月～平成31年3月)

卸売市場名	青果		水産		合計	
	取扱金額 (千円)	前年比 (%)	取扱金額 (千円)	前年比 (%)	取扱金額 (千円)	前年比 (%)
北勢地方卸売市場	8,691,079	91	3,666,759	92	12,357,838	91
	(9,579,500)		(3,978,573)		(13,558,073)	
三重県地方卸売市場	8,502,982	91	4,259,903	104	12,762,885	95
	(9,316,999)		(4,087,885)		(13,404,884)	
伊勢志摩総合地方卸売市場	3,734,089	95	3,991,796	93	7,725,885	94
	(3,924,796)		(4,295,605)		(8,220,401)	
三市場合計	20,928,150	92	11,918,458	96	32,846,608	93
	(22,821,295)		(12,362,063)		(35,183,358)	

※取扱金額のうち () は前年度値

○北勢地方卸売市場における産地別取扱数量



4. 生鮮食品流通実態調査

地産地消や生産者支援、産地育成の基礎資料とするため、市内の生鮮食品の流通実態を調査した。

調査期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月

調査対象：北勢地方卸売市場（市場運営会社、卸売業者、仲卸業者）

三重北農協、四日市食肉市場、食品スーパー、定期市

調査方法：ヒアリングによる

結果：

（北勢地方卸売市場に対する意見・評価）

- ・農水産物の流通の面で公共的な役割を担っている。
- ・道路インフラ整備が進むに伴い、近接する市場との競争が激化する。
- ・社会構造の変化に対応していくため、卸・仲卸を含めて市場全体の連携が必要。
- ・産地育成をし、良質な品物を流すことが重要。
- ・消費者が求めている商品を集められる市場になること。産地育成支援も必要。

5. 北勢公設卸売市場(株)損益計算書の推移(単位:円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
売上高	11,765,284,975	10,946,903,257	10,729,096,178	10,600,854,231	10,277,123,999	9,363,491,303
売上原価	11,588,738,216	10,769,256,178	10,562,628,133	10,436,965,257	10,113,731,027	9,201,051,600
売上総利益	176,546,759	177,647,079	166,468,045	163,888,974	163,392,972	162,439,703
販売費一般管理費	161,920,093	181,301,772	163,843,219	169,738,627	169,321,494	168,933,964
営業利益	14,626,666	-3,654,693	2,624,826	-5,849,653	-5,928,522	-6,494,261
営業外収益	6,050,636	2,420,432	4,873,455	8,023,429	1,325,482	2,980,639
営業外費用	181,687	80,438	28,122	550	455,594	224
経常利益	20,495,615	-1,314,699	7,470,159	2,173,226	-5,058,634	-3,513,846
特別利益	-200,000	-190,000	0	0	0	0
税引前当期純利益	20,295,615	-1,504,699	7,470,159	2,173,226	-5,058,634	-3,513,846
法人税住民税事業税	7,166,094	185,000	976,296	704,942	185,000	185,000
当期純利益	13,129,521	-1,689,699	6,493,863	1,468,284	-5,243,634	-3,698,846

6. 施設の維持管理

市場開設からおよそ40年が経過することもあり、施設の老朽化対策が急務であることが市場会社から課題として挙げられている。

■過去3年間の施設修繕費

- 平成30年度 39,770千円 (青果棟屋上防水補修工事18,000千円 ほか27件)
- 平成29年度 37,141千円 (青果棟屋上防水改修工事22,500千円 ほか34件)
- 平成28年度 29,898千円 (青果冷蔵庫棟屋上防水改修及び
庇部補修工事7,400千円 ほか35件)
- 平成27年度 19,650千円 (青果倉庫屋上防水塗装工事及び
樋補修工事6,900千円 ほか28件)

■今後必要となる主な改修工事(平成31年3月26日付、北勢地方卸売市場への支援に関する要望書より)

- ・ 建築工事 (屋上防水改修、屋上屋根ALC板スラブ補強、外壁改修等)
- ・ 電気設備工事 (電気受変電設備更新等)
- ・ 機械設備工事 (防災監視盤更新等)

主な改修・更新工事にかかる費用 1,277,706千円 (地方消費税8%で算出)

7. 施設改修に対する契約等

北勢公設卸売市場組合の民営化において、関係3市(四日市市、鈴鹿市、桑名市)と市場会社との間で財産の無償貸付に関する契約書が交わされており、土地及び建物等を10年間の無償貸付するものとされている。

平成32年で10年になるが、平成32年以降は申し出がない限り協定は1年ごとに延長される。

財産の無償貸付に関する契約書

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 貸付期間が満了する1年前までに甲、乙、丙又は丁のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本契約は1年間同一条件で継続するものとし、その後も同様とする。

(甲：四日市市、乙：桑名市、丙：鈴鹿市、丁：北勢公設卸売市場株式会社)

市場会社は借り受けた物件を地方卸売市場の開設者として運営管理し、維持管理費を含む運営事業費は徴収する使用料で賄うとされているが、施設の大規模な改修に関しては、「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」において、関係3市で協議するとされている。

北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書

(管理運営事業費等の負担)

第7条 卸売市場の民営化後の維持管理費を含む運営事業費については、徴収する使用料をもって戊がすべて負担することとする。

2 市場関係3市は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について更新、修繕、改良その他の行為をするために要する経費は、すべて戊の負担とする。

(災害復旧及び大規模改修)

第8条 災害等により、貸付物件が著しくき損し、戊の能力では修復不能となったとき、また、市場関係3市が大規模な改修、修繕の必要性を認めたときは、その時点における戊の財政状況等を勘案し、復旧方法及び助成方法等について、誠意をもって別途協議する。

(戊：北勢公設卸売市場株式会社)

また、大規模な改修、修繕に要する経費は市場関係3市で負担するものとされている。

北勢公設地方卸売市場組合の解散に伴う事務承継に関する覚書

(改修等)

第3条 北勢公設卸売市場株式会社に貸し付けた帰属物件（以下「貸付物件」という。）が、災害等により著しくき損し、北勢公設卸売市場株式会社において修繕不能となったとき、貸付物件について大規模な改修又は修繕の必要があると認めたとき及び貸付物件について処分を行おうとするときは、その対応について市場関係3市が別途協議し決定するものとする。

(経費の分担)

第4条 政府債の償還に係る元金および利子(別表)、承継事務及び北勢卸売市場管理評価委員会に係る事務処理経費並びに前条の改修、修繕及び処分に要する経費については、次に定める割合で、市場関係3市が負担するものとする。

四日市市 100分の52

桑名市 100分の18

鈴鹿市 100分の30

(甲：四日市市、乙：桑名市、丙：鈴鹿市)

8. 3市による協議

平成31年3月26日付で北勢公設卸売市場株式会社代表取締役社長他卸・仲卸業者7者より四日市市、桑名市、鈴鹿市の3市に対し支援に関する要望書が提出されたのを受け、3市が北勢公設

卸売市場株式会社から事情を聴取する場を設けた。

ヒアリング実施日：令和元年7月12日(金)14時から16時

出席者： 桑名市産業振興部農林水産課長

鈴鹿市産業振興部農林水産課長

四日市市商工農水部農水振興課長

北勢公設卸売市場株式会社代表取締役社長、事務局長他

内容：市場会社より市場取引状況、平成30年度決算状況、卸売市場法改正への対応状況について説明があった。市場取引数量・金額とも前年度に比べ減少したが、中食・外食が増加していることから伸びる余地があること、今後の展望に向けて専門家のアドバイスを受けるなどして、市場としての方針を固めていくとの説明があった。

9. 卸売市場法の改正

(平成30年6月22日公布、平成32年6月21日施行)

○法改正の背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

○主な改正点

改正前		改正後
中央卸売市場の開設 農林水産大臣による認可 開設者は地方公共団体	→	農林水産大臣による認定 開設者は地方公共団体、法人
地方卸売市場の開設 都道府県知事の許可	→	都道府県知事の認定
中央卸売市場の卸売業者・仲卸業者 農林水産大臣による許可・仲卸業者は 開設者による許可	→	手続き規定なし
地方卸売市場の卸売業者・仲卸業者 都道府県知事による許可・仲卸業者は 開設者による許可	→	手続き規定なし
売買取引ルール 禁止事項を明記	→	遵守事項として業務規定に定めることができる



市場の開設は、認可から認定へ
中央卸売市場の開設者は、地方公共団体から法人へ
取引ルールは開設者が市場関係者と協議して定める

★市場開設者の自主性が重んじられる

○取引ルール関係

	中央卸売市場	地方卸売市場
開設者が行うこと	①差別的取り扱いの禁止 ②卸売の数量、価格、予定数量の公表 ③指導・助言、報告・監査、是正の求め等 ④売買取引の方法の設定 ⑤決済の方法	
取引参加者の遵守事項(共通)	①売買取引の原則 ②差別的取り扱いの禁止 ③売買取引の方法	①売買取引の原則 ②差別的取り扱いの禁止 ③売買取引の方法
	④売買取引条件の公表 ⑤受託拒否の禁止 ⑥決済の確保 ⑦卸売の数量、価格、予定数量、委託料等の状況等の公表	④売買取引条件の公表 ⑤決済の確保 ⑥卸売の数量、価格、予定数量、委託料等の状況等の公表
取引参加者の遵守事項(各市場毎)	第三者販売、直荷引き、商物分離、自己買付等について実態に応じて設定	第三者販売、直荷引き、商物分離、受託拒否の禁止、自己買付等について実態に応じて設定

○中央卸売市場と地方卸売市場の相違点

	中央卸売市場	地方卸売市場
施設規模	施設(卸売場、仲卸売場、倉庫・冷蔵庫)の規模が一定以上 青果、水産 各 10,000 m ² 食肉、花き、その他各 1,500 m ²	規模の条件は無し (北勢地方卸売市場は 青果 13,497 m ² 、 水産 9,037 m ²)
開設者の取引結果等の公表	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格(取引方法ごとに高値・中値・安値) ・前日の主要な品目の卸売の数量・価格	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格
卸売業者の取引結果等の公表	・主要な品目の卸売予定数量(主要な産地ごと) ・主要な品目の卸売の数量・価格(主要な産地ごと、取引方法・第三者販売・商物分離ごとに高値・中値・安値) ・前月の手数料の受領額等	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格 ・前月の手数料の受領額等

○国による支援

国は、認定を受けた食品流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内で補助できる。

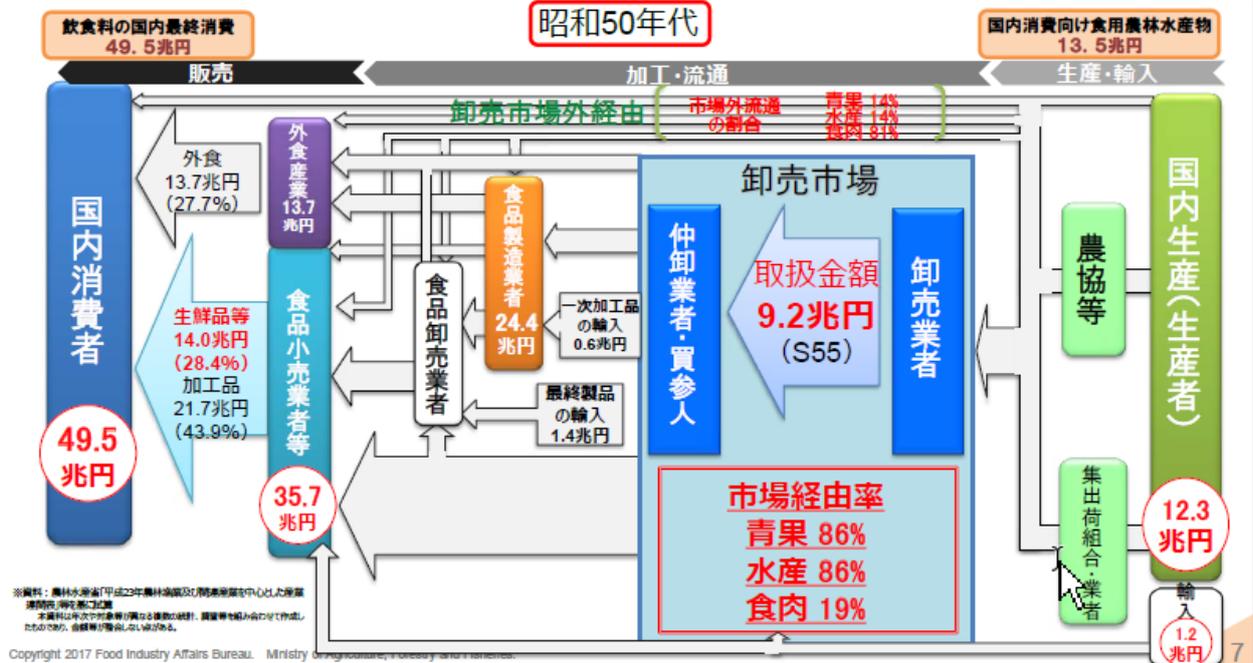
○今後の予定

三重県では、三重県卸売市場条例の改正案を令和元年9月議会に上程の予定。
令和元年12月より地方卸売市場開設の認定手続きが開始される予定。
北勢地方卸売市場では、令和2年6月までに認定申請を行っていく。

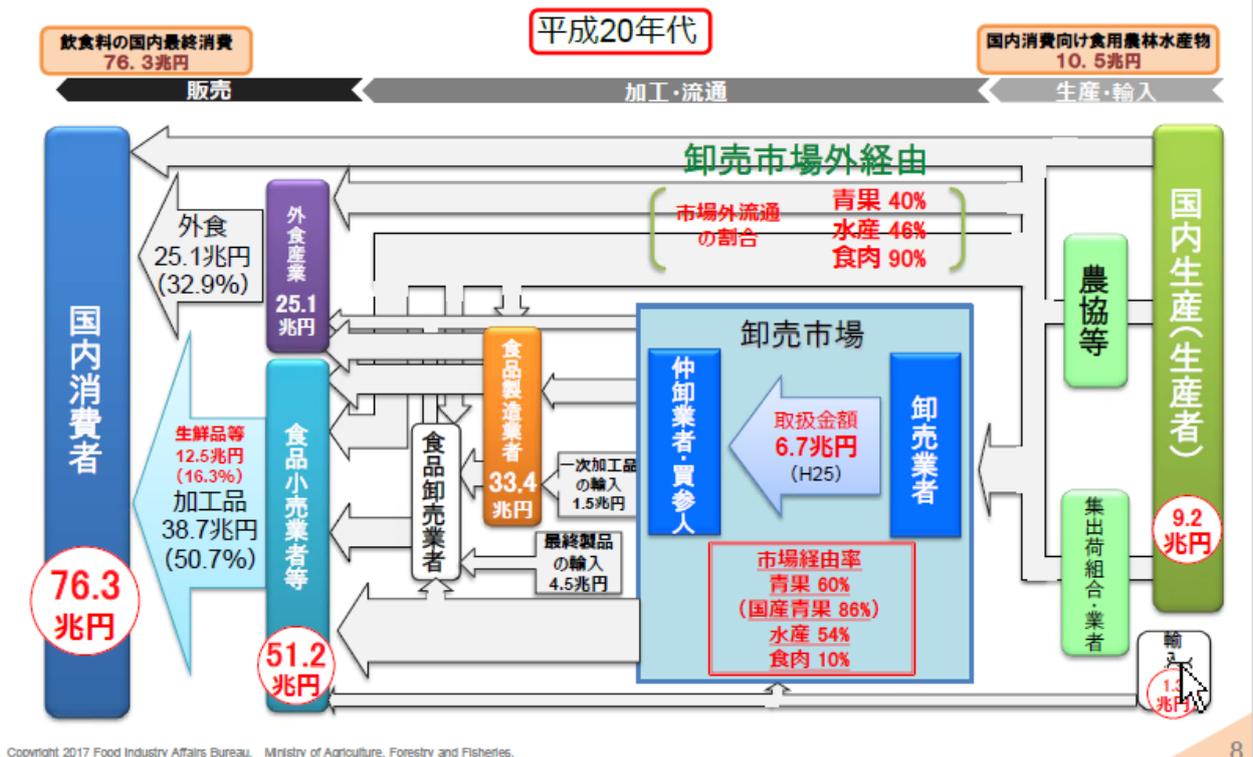
★市場会社、3市で施設の整備も含めて市場のあり方を協議していく必要がある。

食品の流通構造の変化①

- ▶ 最終消費の形態における生鮮品の割合は低下。(28.4%→16.3%)
- ▶ 卸売市場は、集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能を有するもの。昭和50年代は、卸売市場流通が支配的なシェアであったが、現在は、市場取引のほか、産直取引、契約栽培、直売所、ネット通販など、多様な流通が行われており、また、市場取引の内容も実際に卸売市場に商品を持ち込まず（商物一致の例外）市場の代金決済のみを利用するものもあるなど、大きく変化。



食品の流通構造の変化②



「三重県卸売市場整備計画 [第10次]」策定の概要

卸売市場整備計画の概要

1. 卸売市場整備計画策定の目的

卸売市場法第6条の規定により、三重県における卸売市場の整備を図るため、県内の卸売市場の適正な配置、施設の種類・規模・配置・構造に関する指標、物品の積卸し・荷さばき・保管等の合理化に関する事項等を定めた卸売市場整備計画を策定している。

2. 三重県卸売市場整備計画の経緯

三重県では、昭和46年の卸売市場法施行以降、国の定める卸売市場整備基本方針に即して、およそ5年ごとに計画を策定している。前回は、平成23年度に第9次計画（平成23年度～平成27年度）を策定した。

1. 卸売市場における経営戦略の確立

地域拠点市場については、市場のあり方・市場の運営方針等を明確にした経営展望を策定する。

2. 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの確かな対応

品質管理強化のため、コールドチェーンの確立やHACCPの考え方を採り入れた施設整備・管理を行う。

3. 卸売市場の活性化に向けた流通・販売に関する新たな取組の推進

産地や他の卸売市場等との連携強化や生産者が行う6次産業化への取組に対して積極的に参画する。

4. 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化

財務体質強化や経営改善に取り組みとともに、開設者等は経営状況を把握し適切な指導を行う。

5. 卸売市場に対する社会的要請への的確な対応

災害等緊急時に係る体制（BCP）の策定、消費者に食や日本食文化に関する知見を提供する。

三重県卸売市場整備計画 [第10次]

第1 目標年度

開始年度：平成28年度、目標年度：平成32年度（基準年度：平成25年度）

第2 卸売市場の適切な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

卸売市場流通に関して、野菜、果実、水産物、食肉、花きごとに、需要・供給の現状に基づき、輸入農産物の増加、外食・中食等のニーズへの対応不足及び直接取引や直売の増加など流通経路の多様化等から市場経由率が低下している

品目名	流通人口		1人当たり需要量		卸売市場取扱量		卸売市場供給率	
	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度
野菜	人	人	kg	kg	トン	トン	%	%
	1,880,886	1,823,474	122.8	119.6	230,973	218,148	83.739	77,806
果実			55.4	53.3	104,201	97,182	22,686	18,783
水産物			49.8	48.3	93,668	88,118	15,764	13,314
食肉			28.3	28.3	53,229	51,583	7,551	7,580
切り花	人	人	本	本	千本	千本	%	%
	1,829,063	1,773,233	42.6	41.5	77,877	73,512	18,057	15,858
鉢もの			鉢	鉢	千鉢	千鉢	%	%
			1.92	1.80	3,507	3,191	0	0.0

2 品目別流通圏の設定

三重県の立地や流通事情等から県内全域を1つの流通圏として設定する

3 卸売市場配置計画

北勢、中勢、伊勢志摩地域の地域拠点市場を中心とした卸売市場配置計画を策定するとともに、地域拠点市場については、市場のあり方・市場の運営方針等を明確にした経営展望を策定し、経営戦略を確立する

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場を立地する場合は、都市計画等の整合性確保、良好な交通事情・地形・食の安全や衛生面に留意する

2 施設の種類のに関する事項

取引方法の変化、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請への対応として必要な施設を計画的に整備し、維持管理の適正化を推進する

3 施設の規模に関する事項

市場流通の規模、開場日数等を考慮して算定する施設規模の確保に努める

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

生産者及び実需者のニーズや社会的要請に対応するため加工、貯蔵、保管、輸送を計画的に推進とともに、品質管理に対するニーズにも対応するためコールドチェーンの確立やHACCPの考え方を採り入れた施設整備を計画的に推進する

第4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

①卸売市場の実情、特性に応じた機能強化に取り組みとともに、取引においても合理的な方法を設定し、公正で効率的な市場流通を推進する

②卸売市場間において、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え及び販売の相互連携等を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化の取組を推進する

③卸売取引においては、リスクを軽減した円滑・確実な決済の確保を推進する

④原産地表示の徹底や生産履歴情報等の確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めるとともに、販売の記録の作成・保管等のトレーサビリティを推進する

⑤商品形態の変化、多温度帯流通の進展に対応した荷さばき、保管等に努めるとともに施設を整備する場合は保管・搬送等の効率化を推進する

⑥物品の品質管理の高度化を図るため、品質管理高度化規範の策定、規範の検証等を行い、市場全体で品質の高度化を推進する

第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

①実需者ニーズに対応した特色ある品揃えや施設の機能強化の取組を推進する

②産地、他の卸売市場との連携強化を図り、取引先のニーズに対応した集出荷体制の構築を図るとともに、生産者が行う6次産業化への取組の支援を推進する

③経営改善に取り組みとともに、開設者等は経営状況を把握し適切な指導を行う

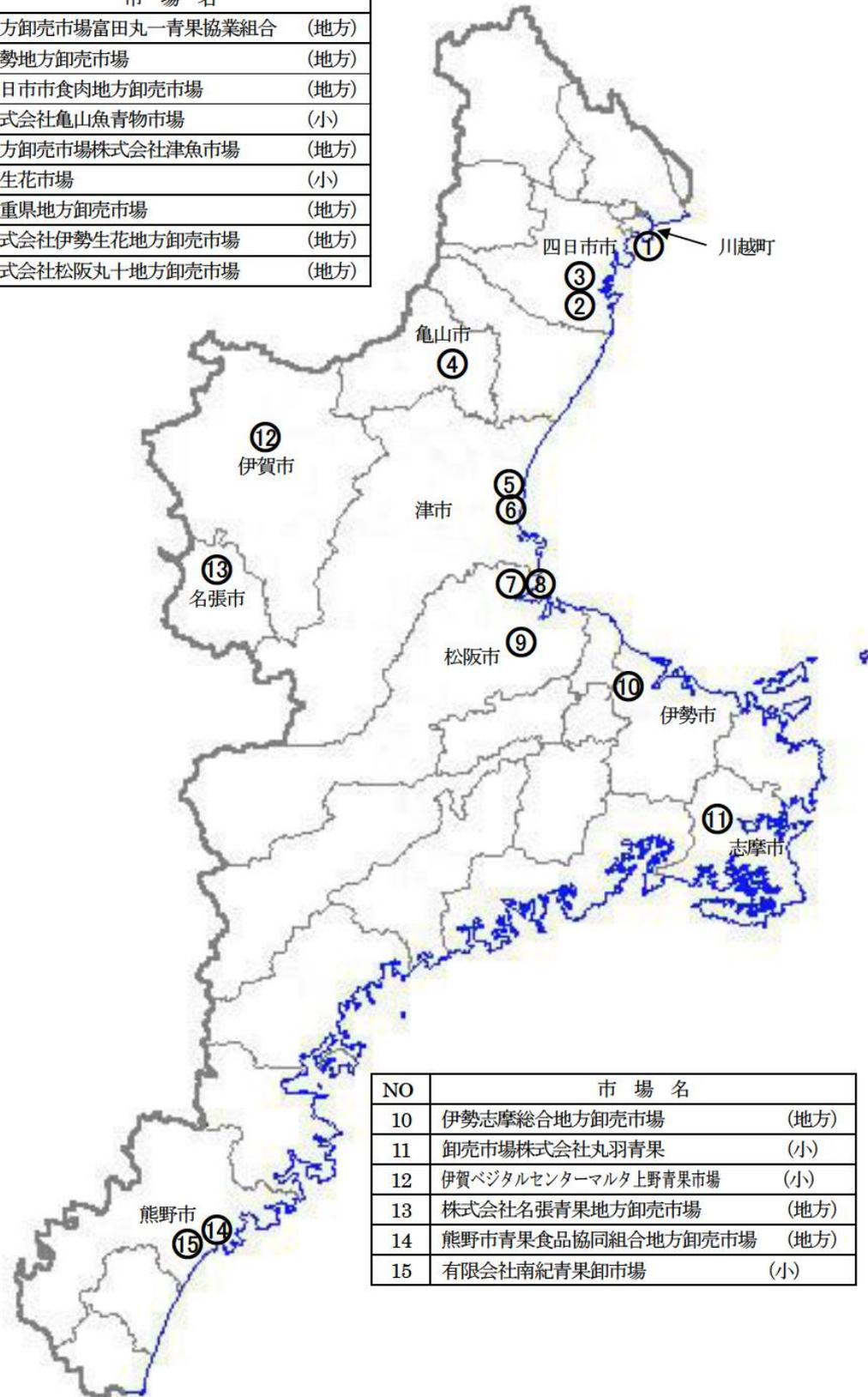
第6 その他

①災害時等の緊急の事態に対応した施設整備を行うとともに、市場業務が継続できる体制を確立するためのBCP（事業継続計画）を策定する

②卸売市場は、食のイベントなど消費者との交流を深める機会を確保し、消費者に食や日本食文化に関する卸売市場の知見を効果的に提供する

第3表 流通圏と市場配置図（消費地市場）

NO	市場名	
1	地方卸売市場富田丸一青果協業組合	(地方)
2	北勢地方卸売市場	(地方)
3	四日市市食肉地方卸売市場	(地方)
4	株式会社亀山魚青物市場	(小)
5	地方卸売市場株式会社津魚市場	(地方)
6	津生花市場	(小)
7	三重県地方卸売市場	(地方)
8	株式会社伊勢生花地方卸売市場	(地方)
9	株式会社松阪丸十地方卸売市場	(地方)



10. 主な質疑・応答、意見

Q. 北勢地方卸売市場が三重県に意向を伝える機会はあるのか。

A. 卸売市場法改正に伴う手続を行う際に伝える機会はある。

Q. 三重県は北勢地方卸売市場をどのように捉えているのか。

A. 三重県は北勢地方卸売市場を地域拠点市場として捉えているが、具体的な方向性までは考えていないようである。

Q. 北勢地域外の出荷流通を増やしていく考えはあるのか。

A. 新たな流通経路の開拓は、市場として生き残るために重要であるため、具体的な方策を研究したい。また、農業生産と連携した地域内循環の方策についても検討したい。

(意見) 新たな流通経路の開拓は市場会社が考えることであり、市は支援する立場にあるが、地元流通だけでは限界が生じる恐れがあるため、海外販路を含めた地域外流通の方策を検討すべきである。また、地域外流通に重点を置く場合には、中央卸売市場の方が有利と考えるため、この件についても調査研究を進めてほしい。

Q. 市は市場にどのような関与を考えているのか。

A. 運営元である市場会社が展開を図っていくべきと考えるが、本市としての意向も存在するため、市場会社と協議していきたい。

Q. 行政、有識者、市場関係者、生産者などからの意見を集約して市場機能を検討する必要があると考えるがどうか。

A. まずは市場会社が方向性を示す必要があると考えており、それを基にして市場機能を検討し協議していきたい。

Q. 鈴鹿市と桑名市の意向はどのように把握しているのか。

A. 両市とも市場機能の必要性は理解しており、市場会社の意向を踏まえた上で、3市で協議することを確認している。

Q. 現施設の耐用期間はどの程度を見込んでいるのか

A. 具体的な耐用期間は見込んでいないが、いずれかの時期に根本的な損壊が起こる可能性がある。

(意見) 現施設の老朽化は先送りできない問題であるため、早急に具体的な整備に向けた検討を行うべきである。負担を将来世代に先送りしないダウンサイジングを行いながら、市場の価値、競争力を高めていく方向性が望ましい。

Q. 民営化されている北勢地方卸売市場に対して市はどこまで関与できるのか。

A. 市が求める市場機能については、一定の支援ができると考える。

(意見) 市場会社が市の要望を受け入れる前提がなければ、事態の進展は難しいと考える。

(意見) 大手スーパーが多くのシェアを占める状況の中、それ以外の小売業者に商品を安定供給することは市場の責務である。

(意見) 市場関係者との協議する中で方向性を模索していくべきである。

Q. 市場会社は現在の売上状況をどのように分析しているのか。

A. 仲買人や取扱量は減少傾向にあるが、青果に関しては加工品関係の取り扱いは増えており、今後増やしていく余地はあると考えているようである。

Q. 市場会社は戦略を立てるための現状分析は行っているのか。

A. 具体的な分析内容については確認していない。

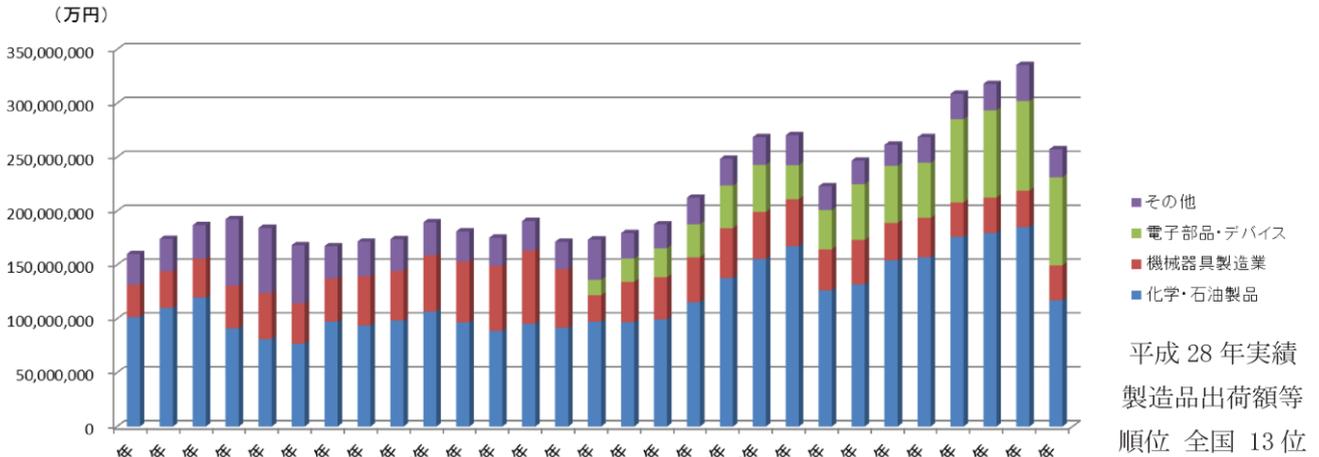
(意見) 市場会社による分析が今後の方向性を検討する上での基礎となるため、市としても詳細を把握する必要がある。

○産業の創出・活性化について（中間報告）

〔第1回 本市の産業動向について（令和元年8月8日実施）〕

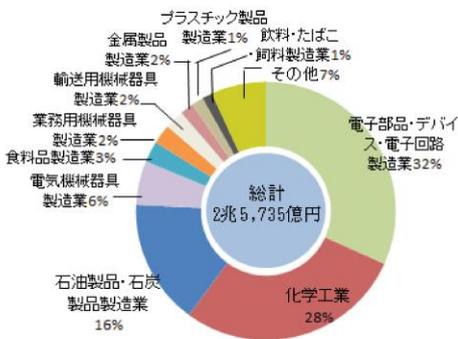
1. 本市の工業の概要

四日市市は、臨海部における石油化学コンビナート企業や、内陸部における半導体、自動車、電機、機械、食品産業などの多様な産業集積を強みとして、産業都市として発展してきた。特に、石油化学製品、電子部品等の製品が製造品出荷額等の中で大きな割合を占めている。ここ10年では、平成21年（2009年）、28年（2016年）で大幅な減少があったものの、10年前に比べて微増している。

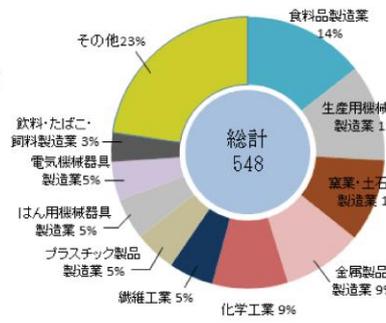


※2009年の製造品出荷額等については、リーマンショックにより減少したと推測される。
2016年の製造品出荷額等については、原油安により減少したと推測される。

< 製造品出荷額等 (H28) >



< 事業所数 (H28) >

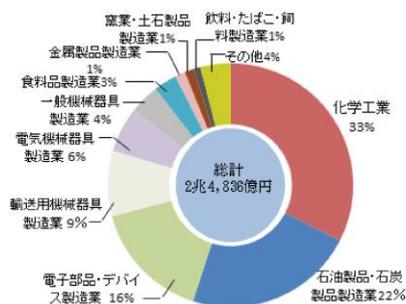


< 従業者数 (H28) >

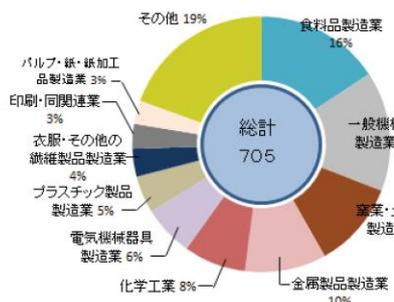
※平成 28 年(2016 年)工業統計調査



< 製造品出荷額等 (H18) >

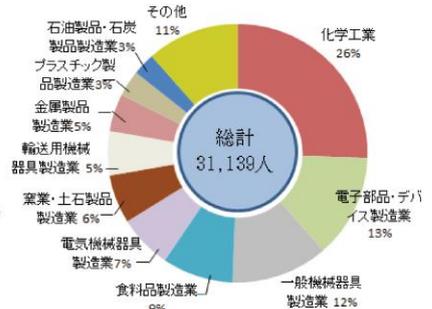


< 事業所数 (H18) >



< 従業者数 (H18) >

※平成 18 年(2006 年)工業統計調査



2. 市内企業の投資について

(1) 最近の投資状況（企業立地奨励制度活用による）

指定年度	事業者名	事業名	投下固定資産総額 (百万円)	奨励総額(予定) (千円)
H26年度	(株)ダイエンフーズ	新加工場増設	667	8,265
	J S R(株)	リソグラフィ材料生産設備増設	814	10,791
	昭和シェル石油(株)	メガソーラー発電所新設	567	11,978
	三重機械鐵工(株)※	立型マシニングセンタ増設	22	487
	KHネオケム(株)	ポリビニルエーテル製造設備増設(その2)	3,572	69,346
	CKD(株)	第3号工場増設(第2期)	1,466	23,830
	テクノポリマー(株) (現 テクノUMG(株))	軋み音対策樹脂生産設備増設	867	16,190
	J S R(株)	リソグラフィ材料生産設備増設(その2)	399	5,549
	片岡製網(株)※	無結節編網機増設	107	1,848
	日本ポリケム(株)	触媒・重合ベンチ新設	601	6,111
H27年度	J S R(株)	リソグラフィ材料生産設備増設(その3)	378	5,837
	第一工業製薬(株)	霞工場新設	3,197	43,746
	日本アエロジル(株)※	第三化成棟増設	1,005	18,249
	Flash Forward(同)	株式会社東芝 四日市工場 第5製造棟増設	36,302	539,432
	(株)ティーエムエアー	空気分離装置更新	2,891	17,618
H28年度	CKD(株)	表面処理棟増設	799	12,715
	内田鍛工(株)※	サーボプレス機更新	175	3,183
	九鬼産業(株)※	自動梱包倉庫増設	682	12,316
	昭和四日市石油(株)	TDP装置増設	6,921	111,933
	(株)イーテック	合成ゴムアスファルト防水材料製造設備更新	795	10,600
	四日市合成(株)	合成潤滑油製造設備増設	1,991	36,094

H29 年度	東ソー(株)四日市事業所	ジルコニア粉末製造設備増設	2,134	43,073
	霞北埠頭流通センター(株)	霞北埠頭流通センター新設	5,520	42,207
	(株)テイクアップ	冷蔵物流倉庫新設	410	5,686
	東洋工業(株)	新型CNC自動旋盤装置増設	34	686
	昭和四日市石油(株)	CDU-3(第3原油常圧蒸留装置) 熱交換器更新	617	9,869
	昭和四日市石油(株)	RFCC(重油流動接触分解装置) サイクロン更新	3,082	49,182
	第一工業製薬(株)	特殊界面活性剤製造設備新設	1,666	24,725
	コスモ石油(株)	四日市霞発電所増設	12,755	260,637
	Flash Partners 有限会社	東芝メモリ株式会社 四日市 工場 新第2製造棟新設	224,497	1,000,000
	(株)ロンビック	NY1プラント増設	342	6,451
H30 年度	多摩化学工業(株)	現像液希釈供給装置新設	222	3,745
	有限会社天春鐵工所	レーザー加工機新設	48	405
	多摩化学工業(株)	第二コリン合成設備増設	519	6,833
	日本カラリング(株)	TPV生産設備増設	528	8,893
	三井化学(株)	高機能不織布製造装置 11SB 増設	6,109	112,076
	昭和四日市石油(株)	CDU-2(第2原油常圧蒸留装置) 熱交換器更新	989	18,631
	FlashAlliance(有)、 FlashForward 合同会社	東芝メモリ株式会社 四日市 工場 第6製造棟新設	241,427	1,000,000
	(株)JSP、JSPモール ディング(株)	P-BLOCKシートコア部品製造設 備増設	754	14,365
	東ソー(株)四日市事業所	AZB設備新設	476	7,259
合 計		566,344	3,580,841	

網掛けの事業については、重点分野にかかる事業。

※は中小企業者等。中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく中小企業者のうち大企業の資本が1/2以上でない企業者及び外国企業、外資系企業をいう。

(2) 今後の投資予定(発表ベース)

完工時期	企業名	事業名	投資額 (百万円)
R元年8月	第一工業製薬(株)	第3プラント新設	2,300
R元年11月	KHネオケム(株)	空調・冷凍機用潤滑油製造設備増設	7,500
R元年度下期	味の素(株)	新工場新設	15,000

R2年3月	三井化学(株)	産業用不織布製造設備増設	750
R2年4月	中部電力(株)	バイオマス発電所	非公表
R2年6月	第一工業製薬(株)	第4プラント新設	4,800
R3年夏	石原産業(株)	導電材料及び高純度酸化チタン製造設備増設	2,000

※四日市市企業立地促進条例の概要

四日市市では、企業の新規立地や新規設備投資、新規産業の創出、臨海部工業用地の有効活用などを支援するため、「四日市市企業立地促進条例」を設けています。

■対象事業

- (1)製造業
(2)自然科学研究所
(3)重点分野にかかる事業※
①次世代電池に係る事業 ②次世代半導体に係る事業
③環境浄化分野の製品を製造する事業
④バイオテクノロジー・健康医療に係る事業
⑤新原料への転換に対応する事業 ⑥航空・宇宙産業に係る事業
⑦次世代自動車に係る事業 ⑧次世代ロボットに係る事業
⑨高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業
⑩臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業
※(1),(2),(4)～(6)のうち、①～⑩に該当する事業であること
(4)ものづくりを支えるソフト事業(中小企業者に限る)
①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業
③デザイン業 ④機械修理業 ⑤機械設計業
⑥エンジニアリング業 ⑦研究開発支援検査分析業
(5)公的工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク及びテクノフロンティア四日市への新規進出企業
(6)物流機能を有する保管施設

■対象となる新設・増設の内容

- ◇事業所の新設・増設(増設移転を含む。)
◇設備・装置の新設・増設・更新
※償却資産はリースの場合でも対象となります。
※他の事業所の資産譲渡による事業所の設置は対象となりません。
※設備・装置の更新の場合は既存のものより「生産の増強又は高付加価値化の推進」がされ、かつ「環境への負荷が軽減」される必要があります。

■対象地域

◇市内全域

※製造業の定義について

以下の事業も対象にします。
◇電気事業(ただし、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投資総額が50億円を超えるもの)

■要件

◇投下固定資産額下限要件

業種	大企業		中小企業者等	
	総額	償却資産	総額	償却資産
製造業	5億円	5千万円	—	2千万円
自然科学研究所	3億円	5千万円	—	2千万円
重点分野にかかる事業	2億円	5千万円	—	2千万円
ものづくりを支えるソフト事業			2千万円	—
あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク及びテクノフロンティア四日市新規進出企業	—	2千万円	—	2千万円
物流機能を有する保管施設	5億円	※5千万円	3億円	※5千万円

(注1) 中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく中小企業者のうち大企業の資本が1/2以上でない企業者及び外国企業、外資系企業をいいます。

(注2) 自然科学研究所については、本市の他制度との併用はできません。

(注3) リースの場合は、リース元との共同申請となります。

(注4) ※は機械及び装置、車両・運搬具(自動車税対象となる車両は除く。)、工具、器具及び備品の合算額をいいます。

■奨励措置の内容(立地奨励金の交付)

◇交付額……固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額に一定割合を乗じた金額(下表参照)
(中小企業者の場合は対象施設の事業所税資産割相当額も対象となります)

◇交付期間……課税年度から3年間◇限度額……1指定につき10億円

立地奨励金交付額

	交付1年目	交付2年目	交付3年目
交付額	対象税額の1/2	対象税額の2/3	対象税額の2/3

(注1) 重点分野にかかる事業の場合、交付1年目の交付額は対象税額の2/3となります

(注2) 対象税額の累計が10億円を超える部分の交付額は対象税額の1/10となります

■制度の適用期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)

3. 企業立地に向けた取り組み

(1) 日本のコンビナートの目指す方向（石油化学工業協会）

①国際競争力の維持・向上

- ・コンビナート内の連携を強化し、高生産性工場群の実現
⇒用役（蒸気・電力など）、物流、廃水・廃液処理、事務などの共用化によるコスト競争力ある効率的サービスの提供

②高い保安力で安定供給の維持・確保

- ・最新の技術を活用した運転、設備管理による安定・高稼働の連続運転
- ・継続的な化学工学・プロセス技術・保安教育、IoT教育
- ・定期修理での確実な設備検査、新たな技術の導入

(2) 四日市コンビナートの課題に対する取り組み

現在、四日市コンビナート企業15社及び学識経験者や国、県も参画のもと「四日市コンビナート先進化検討会」を設置し、「規制合理化関連部会」及び「企業間連携部会」の2つの部会を設けてコンビナートの先進化に向けた取り組みを実施している。

①規制合理化関連部会の主な取り組み概要

- ・ドローン、非防爆モバイル機器導入

各事業所において、プラントの保安力の向上のため、実証的に消防本部のドローン飛行検証や、事業所内でのモバイル機器の活用に向けた準備を始めたところである。現状、各社がドローン、モバイル機器等の導入に向けて、規制の整理や社内規定の整備・マニュアル作成等の準備を進めており、それらが整い次第、各社で実際にプラントでの新技術の実装に取り組んでいくこととしている。

- ・工場立地法の新たな運用を検討

工場周辺の地域の住環境との調和を目指し、工場敷地内において既存緑地は維持しつつ、一定の条件下で工場敷地外も緑地とみなせる敷地外緑地制度について構築していくとともに、併せて緑地率の緩和についても見直していく。

②企業間連携関連部会の主な取り組み概要

- ・人材育成

各社が持つ教育施設の情報共有化及び当該情報の活用方法について協議検討を実施した。また、化学・プロセス産業人材育成事業（四日市市委託事業）の継続実施を希望した。

また、プラントの運転・保安等で必要とされるIoT・AI、ビッグデータ等を活用できる人材を育成することを目的とし、「プラント運転・保安IoT人材育成講座」を市内で開講。【日程：H31年2月19～20日、21社51名参加】

⇒H31年度も内容を拡充し開講する方向で関係機関（三重県・日本能率協会）と調整中。

- ・製品、原料等の融通

製品や原料であるトルエン、キシレン等について、余剰品を持つ企業と設備投資やコストダウン等で需要が生じる企業とのマッチングを実施。

⇒関係企業において調整中

(3) ワンストップサービスの取り組み

本市への進出を希望する事業者の立地が迅速に進むよう、ワンストップサービスで必要な手続きや調整ができるよう取り組む。

(4) 新規産業創出事業補助金

本市に集積する既存企業の新事業展開を積極的に誘発し、多様で活力ある中小企業の成長・発展を促すことにより、本市産業の活性化を図るため、既存の中小製造業者が新事業展開を図るための新技術・新製品開発等に対し、学識経験者や民間企業の研究者等で構成する本市の「新規産業創出研究会」の審査を経て経費の一部を補助する。

○近年の活用状況

年度	企業名	業種	補助金額 (千円)	内容
H26	株NSテック	金属製品製造業	1,000	デザイン性と強度に優れた耐震テーブルの開発
	有内山製陶所	窯業	1,625	水蒸気の出る耐熱素地のおひつの開発
	有内山製陶所	窯業	1,530	不良ピンホールの解消とカメの量産体制の確立
	福西鋳物株	金属製品製造業	2,000	災害事故に強く、メンテナンス性の高いマンホール蓋の開発
H27	株ブンカ	その他の製造業	250	簡易脱着式多機能スラット(カフェブラインド)開発
	銀峯陶器株	窯業	2,000	国内・海外での競争力を高めた新たな四日市萬古焼耐熱陶器の開発
	有内山製陶所	窯業	1,250	ひずみを最小限に抑えた無水鍋の開発
	有藤総製陶所	窯業	1,500	穴あけ技術を活用した新しい四日市萬古焼IH対応土瓶・出汁鍋と水切り容器の開発
	株NSテック	金属製品製造業	1,000	デザイン性と強度に優れた耐震テーブルの開発
	株華月	窯業	2,000	ごはん鍋と陶板の業務用製品の開発
H28	アイドゥ株	食品製造業	1,551	医療用手術前経口補水飲料の開発
	銀峯陶器株	窯業	254	究極のごはん土鍋と究極の土鍋の開発
	有内山製陶所	窯業	1,208	耐熱衝撃性能を向上したオープンウェア製品の開発
	有弥生陶園	窯業	309	四日市萬古焼魚焼きグリル用耐熱陶器製調理器具の新規開発
	有藤総製陶所	窯業	972	独自の穴あけ技術を活用した新たな分野向けの四日市萬古焼の開発

	日印食品開発(有)	食品製造業	927	三重県産品（野菜、あおさなど）をパウダーにし、「無添加の素」を開発および商品化
	コスモ電子(株)	電気機械製造業	2,415	高齢者向け、見守り支援システムの商品化、及び、健康度可視化システムの研究
	(株)南景製陶園	窯業	266	3次元 CAD システムを活用した四日市市萬古焼急須の試作開発
H29	(株)ブンカ	その他の製造業	1,370	圧接部付きスラットを用いたブラインド「ツッパルーバ」の開発
	日印食品開発(有)	食品製造業	2,000	三重県産品を用いた「HALAL 和食」の新商品開発
	(有)藤総製陶所	窯業	1,439	地域資源を活用したふるさと納税返礼体験の創出と独自の穴あけ技術を活用した新たな分野向けの四日市萬古焼の開発
	(株)NS テック	金属製品製造業	1,004	事業所等における地震後建物外避難所の安全確保のための出入り口補強工法・シェルターの開発
	活水プラント(株)	化学機械製造業	1,050	蓄糞や竹や間伐材の燃焼を利用するバイオマスボイラーの研究開発事業
	(株)INS	食品製造業	4,000	椎茸菌を利用した粉末を配合した粉末配合物の商品開発
	コスモ電子(株)	電気機械製造業	1,912	認知症患者向け、薬剤管理ケースの情報化研究と試作
	(有)内山製陶所	窯業	981	マイクロ波でオープン料理ができる調理器の開発
H30	(株)水貝製作所	金属製品製造業	4,000	医療器具（鋼製小物）の製作に、機械加工で消えゆく職人技の工業化を目指す
	(株)中村製作所	金属製品製造業	2,000	萬古焼の特徴を活かした無水鍋を最適条件で加熱できる電気加熱器と無水鍋の試作開発
	(有)内山製陶所	窯業	2,000	石英ガラスによる土鍋の新しい耐熱素材の開発
	(有)内山製陶所	窯業	2,000	低膨張素材を用いた深型重厚炊飯器の量産化開発

※平成 26 年から平成 30 年において、30 件中 26 件が、製品化・事業化されている。

4. 次世代産業の立地等に向けた新たな取り組み

近年、IoT、AI、ビッグデータ等の活用で急速に進展している第4次産業革命のイノベーションにより、新たな技術やサービスが生まれることが期待されているとともに、CO2削減等に対応した取り組みが求められている。このため、ハード、ソフトのIT関連企業の誘致や産学官拠点を活かし、付加価値の高い産業への進化、シフトを目指し、企業立地奨励制度の改正による投資促進を図る。

なお、制度の根拠規定（四日市市企業立地促進条例）が、令和2年3月31日で効力を失うことから、本市産業が競争力を確保し、持続的な発展を遂げていくため、更に5年間の制度延長とともに対象事業の拡充や重点分野の拡大を検討する。

（1）対象事業の拡充の検討

- ・CO2削減、新エネルギーを活用する事業
- ・物流業

（2）重点事業の拡大（補助率を拡充、1年目から2/3補助）を検討

- ・「新原料の転換事業」→「新原料・新燃料への転換事業」
- ・「市外からの新規立地」
- ・物流拠点施設
- ・「AI、IoT、ICT等にかかる情報通信業」
- ・「（ビッグデータの解析技術やAI、IoTを導入する）スマート工場」

5. 市内における起業支援の状況

（1）主な支援内容

①四日市志創業応援隊

四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫、三重北勢地域地場産業振興センターで構成される「四日市志創業応援隊」を設置し、四日市商工会議所がワンストップ窓口となり、創業計画書の作成・各種セミナー・資金調達の相談など、各機関が連携しバックアップを行っている。

②創業支援等事業

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置付けた創業支援等事業を行う四日市商工会議所に対し、セミナー開催等に要する経費を支援している。主な事業としては、起業に必要となる知識の習得、事業計画の策定支援を目的とした「創業塾（集中開催）」、「創業カフェ」、「ビズ・カフェ」を開催している。

③独立開業資金融資制度及び保証料補給

創業時の資金調達の円滑化を図るため、独立開業資金融資を制度化し、さらに保証料補給を行うことで創業者の初期の負担を軽減している。

④女性起業家育成支援事業

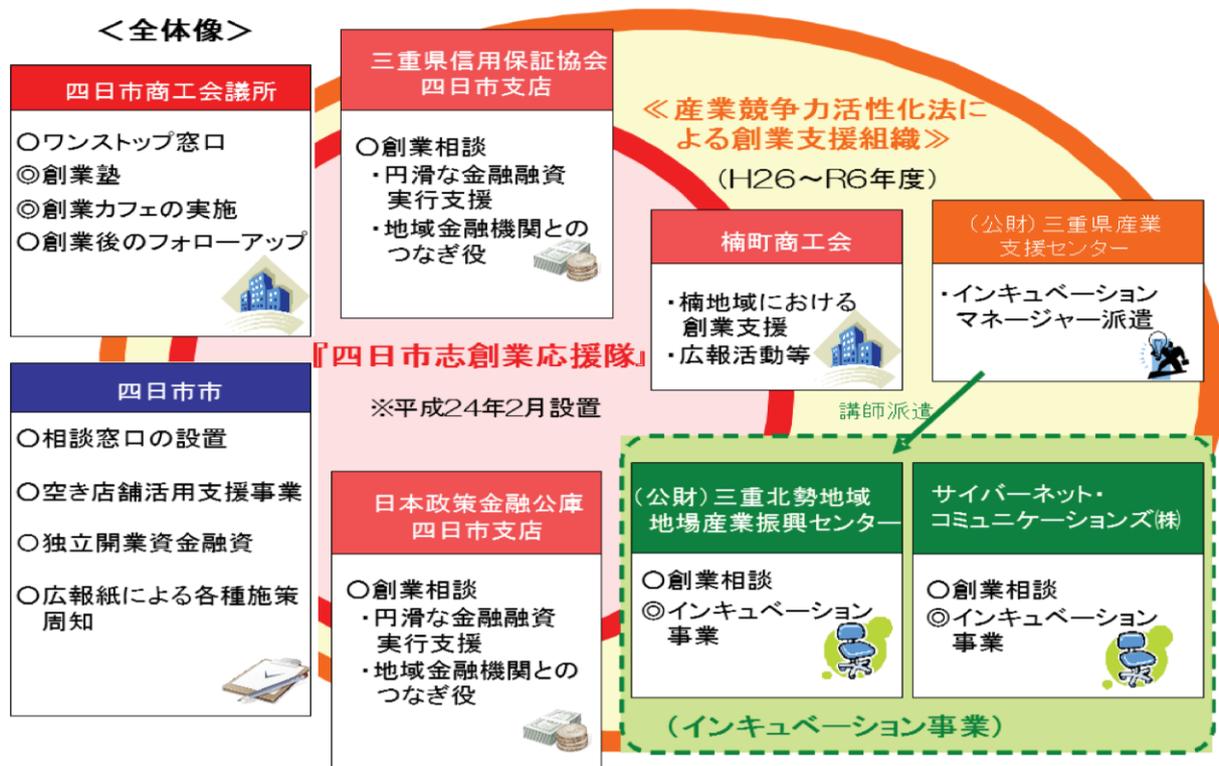
女性ならではの感性、独創的な発想をもって起業を志す女性に対して、起業に係る基礎知識の習得からビジネスプランの策定までをサポートする育成支援講座と弁護士や税理士等専門家によるジャンプアップ講座を開催している。

⑤空き店舗等活用支援事業補助金

商店街や郊外住宅団地の空き店舗等を活用して出店する際の改装費や広告宣伝費等、出店次年度の維持費等の一部を補助している。

(2) 主な実績

創業希望者への「四日市志創業応援隊」における取り組み



四日市志創業応援隊で支援を行った創業件数

業種	H28年度	H29年度	H30年度
飲食業	5件	7件	3件
小売・卸売業	4件	9件	2件
美容業	4件	3件	4件
建設業	1件	3件	2件
その他	14件	6件	7件
合計	28件	28件	18件

※H30年度は8月1日までに確認した数であり、対象者全員に確認したものではない。

空き店舗等活用支援事業補助金の業種別利用件数

	H28年度	H29年度	H30年度
飲食業	9件	1件	1件
小売業	—	—	2件
美容業	1件	—	—
その他	1件	2件	—

空き店舗等活用支援事業補助金の利用状況

年度	店名	業種	地区
H28	COCINA～Siesta～	飲食業	中部
H28	LOL	飲食業	中部
H28	CAFÉ Dinning 熱男	飲食業	中部
H28	大衆酒場 蒼	飲食業	中部
H28	キッチン アバウト	飲食業	中部
H28	ルーチェ クロニクル	美容業	中部
H28	すし酒場 みなと	飲食業	中部
H28	点心火鍋楼 火籠	飲食業	中部
H28	水陰	飲食業	中部
H28	ライフサポート三重西	医療・福祉【郊外団地】	三重
H28	山よし	飲食業【郊外団地】	四郷
H29	Cafe&Dining bar MORY MORY	飲食業	常磐
H29	四日市ファミリー整骨院	療術	塩浜
H29	birth space	情報通信【都市型産業】	中部
H30	アート・はなぶさ	小売業	中部
H30	Fluerir Miri	小売業	中部
H30	カレー屋 MAMA	飲食業	四郷

※H29年度より諏訪栄町地区での飲食サービス業への支援を対象外とした。

6. 主な質疑・応答、意見

Q. 他の自治体では何らかの業態に特化した企業誘致が見受けられるが、四日市市の特徴はどのような点にあると捉えているのか。

A. 四日市市の特徴は、石油化学コンビナート、電子部品、自動車、食品等多様な製造業の立地と産学官連携のノウハウが集積している点にある。これらの立地企業がさらに発展していくため、第4次産業革命による最新技術による既存産業の効率化や、イノベーションを支援する企業の誘致を考えている。

(意見) 四日市市の特徴を改めて分析すべきであり、企業の発展を考えるにあたっては、商工会議所等との連携も重要となる。南海トラフ地震の災害リスクの担保など、積極的な施策の検討も必要である。

(意見) 産業動向の把握は非常に重要であるため、当委員会として商工会議所から意見聴取する機会を設けてはどうか。

〔第2回 新産業の創出と既存産業の活性化について（令和2年1月17日実施）〕

1. 目指す姿

新総合計画（令和元年11月定例月議会議決総合計画より抜粋）

【基本的政策 No.6】新産業の創出と既存産業の活性化

- （1）日本を代表する産業都市として、活発な投資や新たな企業の立地により雇用が生まれ、IoT やビッグデータ等の新技術を活用し生産性が向上するとともに、中小企業の新たな事業展開により、地域経済に活力が生まれている。
- （2）第4次産業革命のイノベーションを受け、都市型産業が集積しているとともに、生活関連サービス産業が充実し、働きやすく暮らしやすい環境になっている。

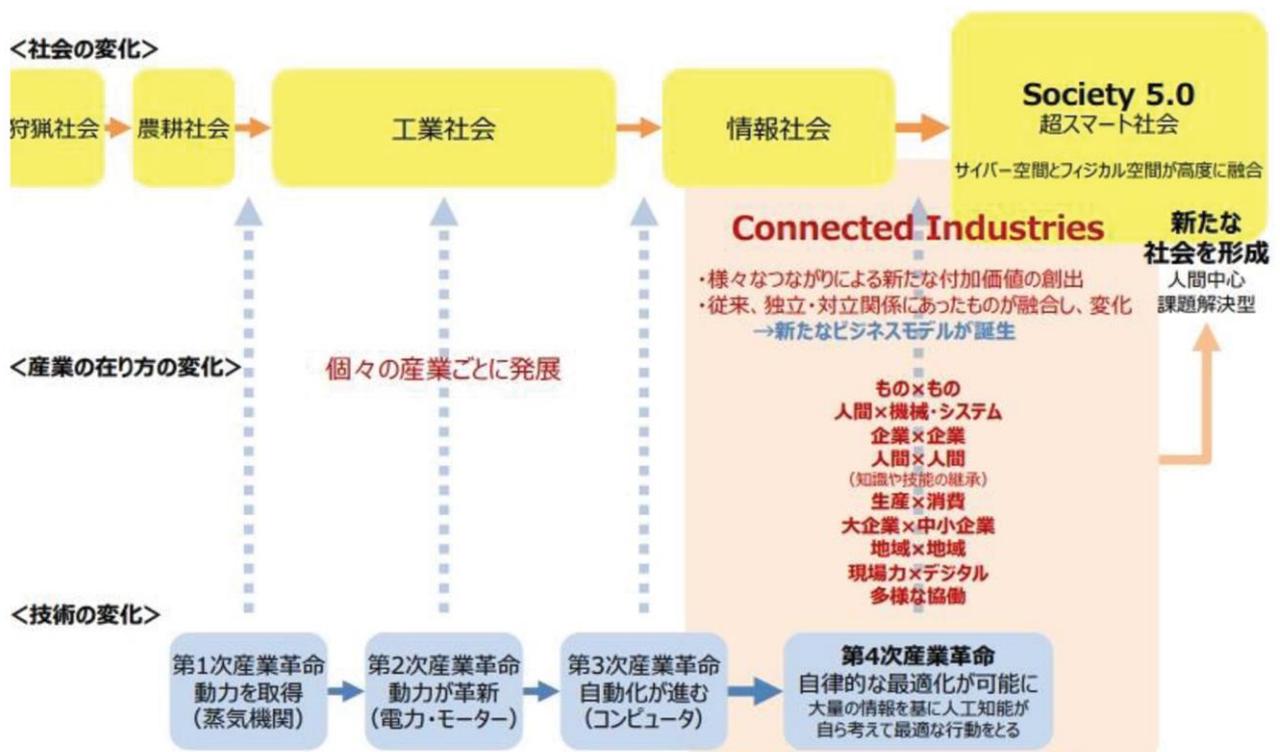
2. 国が目指す Society5.0（ポスト情報社会）とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）をいう。

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、将来的に目指すべき未来社会である「Society5.0」を実現していくため、様々な繋がりによって新たな付加価値の創出や社会課題の解決がもたらす、「Connected Industries」を実現していくため、今後官民で取組を進めていくこととなる。

Society 5.0につながるConnected Industries

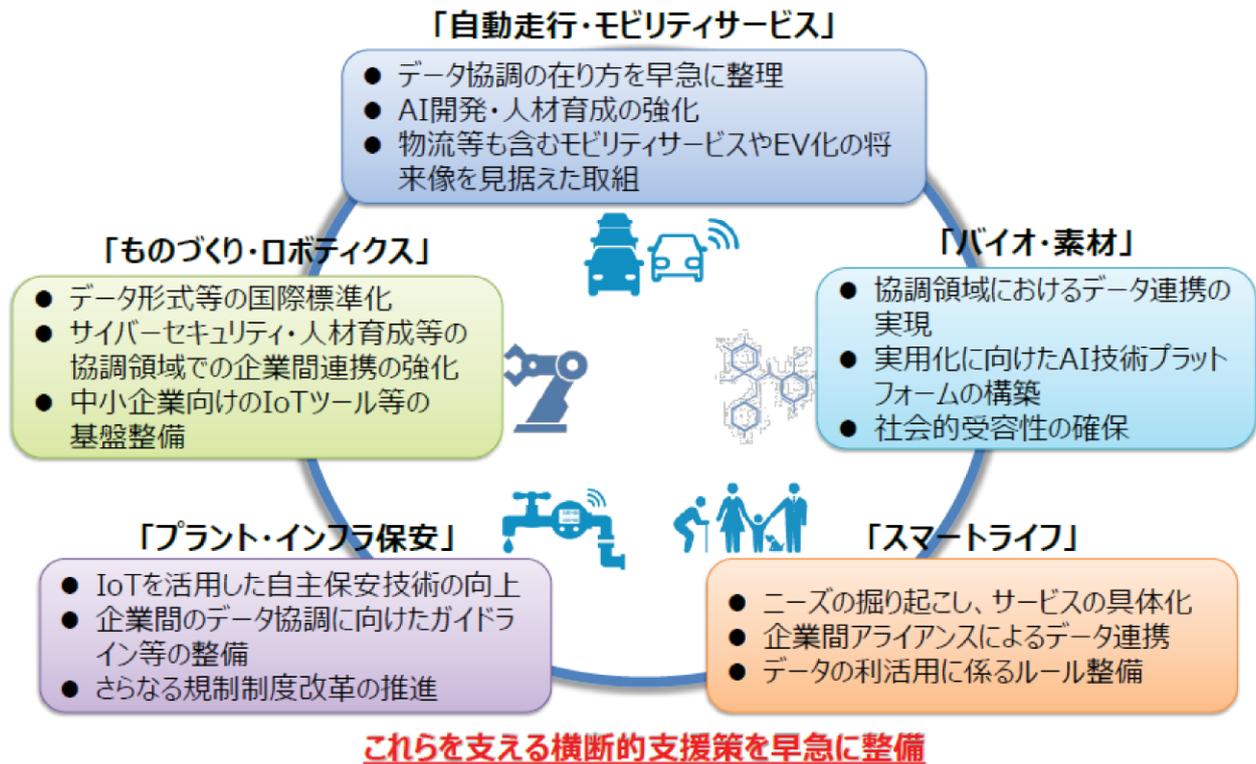


3. 経済産業省の取組

経済産業省では、平成30年10月 Society5.0 を実現する産業変革への取組として「Connected Industries 東京イニシアチブ」を発表し、この中で、市場成長性、我が国産業が有する強み、社会的意義の大きさ等から、5つの重点取組分野を定め、取組の加速化と政策資源の集中投入を図る。加えて、横断的課題に対する支援措置・法制度等の整備に取り組むこととした。

「Connected Industries」5つの重点取組分野

概要



4. 本市で展開する施策

(1) 企業・事業誘致、投資促進

①工場立地法地域準則条例の制定について（令和2年2月定例会月議会に提案予定）

（新総合計画より抜粋）

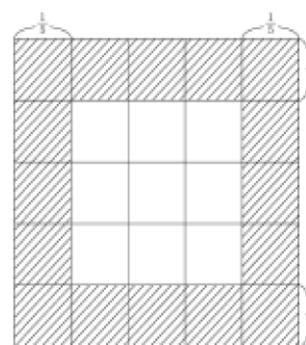
企業立地に必要な環境整備として、工場立地法の新たな運用の中で、工場周辺の住環境との調和を目指し、一定の条件下の工場敷地外を緑地とみなせる敷地外緑地制度の構築や緑地率の緩和など立地に必要な環境整備を図ります。

【条例制定の考え方】

- 市内企業の市外流出防止や再投資促進等の観点から、準則条例を定めている東海地方の他都市より環境に配慮しつつ、企業にとって設備投資がしやすい環境整備に向け、新たな基準を設定。
- 緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合は、現在、既存工場（工場立地法施行以前から立地する工場）を除いて市内全域一律となっているため、国の定める範囲や内容に基づき、工業専用地域・工業地域は、工場の立地を誘導する地域であるため、環境に配慮しつつ企業の投資を促す基準とする。
- 環境へ配慮する本市では、国の定める範囲を踏まえながらも、特に工場と工場周辺地域の生活環境との調和を重視することとし、現行規定により整備されている工場敷地内の周辺部の環境施設が維持される基準を設定。

【四日市市の市準則条例の内容】

適用区域		現行の緑地面積率	新たな緑地面積率
工業地域・ 工業専用地域	既存工場	15%以上 【20%以上】	10%以上 【15%以上】
	既存工場 以外の工場	20%以上 【25%以上】	20%以上 【25%以上】
準工業地域			
住居・商業地域、その他 地域			



工場敷地内の周辺部の範囲

【 】内の数値は、環境施設面積率。

②企業立地奨励金について（令和元年 11 月定例月議会において企業立地促進条例議決）

【新たな対象事業】

●製造業の IoT、AI 等を導入するスマート化事業

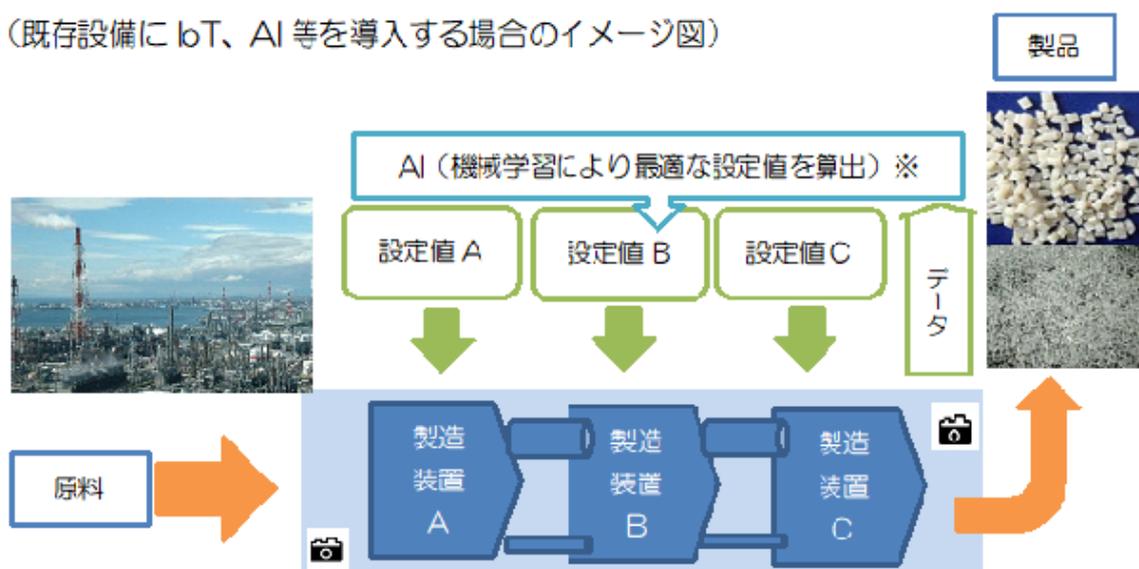
近年、IoT、AI、ビッグデータ等の活用で急速に進展している第 4 次産業革命のイノベーションにより、新たな技術やサービスが生まれることが期待されていることから、製造業の IoT、AI 等を導入するスマート化事業に係る施設等を対象事業に追加。

【新たな重点分野の設定】

●新原料・新燃料への転換に対応する事業

世界的に地球環境問題に対する意識が高まり、企業に対しても、再生可能エネルギーの利用や CO2 排出量削減が求められることとなる。地球環境負荷の軽減を目指し、水素等新エネルギーの利活用に向けた事業を重点分野に追加。

（既存設備に IoT、AI 等を導入する場合のイメージ図）



(2) AI、IoT 等の新技術の導入に向けた支援

①企業と行政のプラットフォームであるコンビナート先進化検討会での取組

【実績と今後】

●規制合理化に関する部会（平成 30、31 年度 12 回開催）

- ・ドローンの実証
- ・IoT 等新技術の活用

危険物を取り扱うことから、電子機器等の活用に制約のあるコンビナート内において、ドローン、非防爆の携帯型電子機器（市販タブレット、バイタルセンサー）が活用できるよう、市消防本部が、それぞれの使用に関するガイドラインを策定した。

ドローンについては、市消防がドローンを実証的に飛行し、各社がその活用方法を検討した。また携帯型電子機器についても、各社が導入を進めており、導入事例を検討会内で情報共有し、さらに HP において広く周知していく。

来年度も、企業からの要望のあるテーマについて、規制の合理化に向けた意見交換を実施していく。

●人材育成

- ・IoT勉強会の開催（令和元年10月18日）

ITベンダー企業、データ解析を得意とする企業を講師に招き、IoT導入の効果、導入事例の紹介、取得したデータ活用についての勉強会を開催した。

- ・プラント運転・保安IoT/AI人材育成講座（令和2年1月～2月3回開催予定）

昨年度の経産省の実証講座の誘致に引き続き、今年度は県と協力し、継続して講座を開催し、コンビナートでのIoT活用に向けた人材育成支援を行っていく。



（開放点検中の原油タンクでのドローン飛行）（昨年度の講座の様子）

【参考】

- 四日市コンビナート先進化検討会 HP

<https://www.yokkaichikonbinato-senshinka.jp/>

- 上記HPより、ドローン活用実績

<https://www.yokkaichikonbinato-senshinka.jp/result/drone.html>

●近未来技術地域実装協議会

- ・コンビナート先進化検討会での取組を、中小製造業への展開や市民の健康づくりにも展開していくため、本市が提案した「AI、IoTを活用し、働き方改革と新たなビジネスの創出を実現するスマート産業都市」が内閣府に採択される。

今後、関係省庁（経済産業省、厚生労働省、総務省消防庁）の支援を得ながら、中小企業でも導入しやすいよう、事例集の取りまとめ等に取り組んでいく。

- ・第1回会議を11月6日に開催（政策推進課が事務局、健康づくり課、商工課参画）

●コンビナートへの再生可能エネルギー活用に関する情報提供

- ・（一財）グリーンアンモニアコンソーシアムへの参画

グリーンアンモニアコンソーシアムは、電力会社、ガス会社、化学会社、エンジニア会社等が参画し、CO₂フリーアンモニアの燃料及び原材料として利用を中心としたバリューチェーンの構築を目指し、戦略の策定、関連技術開発及びその社会実装化に向けた取り組みを推進している。

本市もグリーンアンモニアコンソーシアムへ参画し、収集した情報をコンビナート先進化検討会へ提供している。

(3) 中小企業振興、IT 企業の誘致

①IT 企業の誘致

・今後、製造業において IoT 等の新技術の導入が進み、蓄積されるデータを有効活用し、生産性の向上や新たな事業展開等が進められていく。データを保有する大手製造業が集積する本市において、新たなビジネス展開が期待できる IT 企業の誘致に向け、新たな支援策を検討していく。

②企業 OB 人材センターにおける中小企業の IT 化支援

・事務作業に必要なソフトウェアの基本的な使い方や帳票作成等のデジタル化の指導・助言を行うことで業務の効率化等、生産性向上につながる支援を実施した。

・ホームページのない企業には、ホームページの公開に向けた提案を行い、自社情報を広く公開することで顧客獲得や人材確保につながる支援や、生産管理のデジタル化に向けた支援も実施している。



(企業 OB 人材センターでの支援の様子)

③人材確保、後継者難について

・人材確保に苦慮する中小企業に対して、市内外の就職フェアへの出展等様々な取り組みを支援する。

・後継者難に伴う事業承継問題に直面する事業者に対して、関係機関と連携して相談機能の充実を図る。国の認定を受けた三重県産業支援センターが、事業承継の公的窓口を開設しており、企業訪問時に相談を受けた際はつなぐようにしている。また、相続については、事業承継に関する税制もあるので、中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）などの支援機関を紹介することとしている

④中小企業 IoT 等活用促進事業補助金（平成 30 年度から）

・IoT（モノのインターネット）等を用いた設備投資に意欲はあるものの、IT を活用できる人材が不足している市内中小製造業者に対し、外部の IT 専門家の活用にかかる経費の一部を支援する。

区分	(A) IoT 等活用計画策定事業	(B) IoT 等本格導入推進事業
対象事業	外部の IT 専門家等を活用して、生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に繋げるための IoT 等の導入可能性の検討、又は IoT 等を用いた設備投資計画を策定する事業	生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に資するため、具体的な IoT 等を用いた設備投資を行う事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ IoT 等に関する研修・講座参加費 ・ コンサルティング委託経費 ・ 専門家依頼経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発委託費 ・ パッケージソフト導入費 ・ クラウドサービスの導入・初期費用 ・ コンサルティング委託経費 ・ 専門家依頼経費 （ハードウェアは対象外）
補助金額	上限 800 千円	上限 1,000 千円
補助率	3分の2以内	2分の1以内
件数	2件程度	1件程度

第5世代移動通信システム（5G）とは

5

<5Gの主要性能>

超高速	最高伝送速度 10Gbps
超低遅延	1ミリ秒程度の遅延
多数同時接続	100万台/km ² の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

移動体無線技術の高速・大容量化路線

2G 1993年 3G 2001年 LTE/4G 2010年 **5G 2020年**

低遅延 同時接続

超高速
現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供
⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード（LTEは5分）

超低遅延
利用者が遅延（タイムラグ）を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御
⇒ ロボット等の精緻な操作（LTEの10倍の精度）をリアルタイム通信で実現

多数同時接続
スマホ、PCをはじめ、身の周りのあらゆる機器がネットに接続
⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続（LTEではスマホ、PCなど数個）

社会的なインパクト大

総務省 ローカル5G検討作業班 報告書骨子（案）より抜粋

ローカル5Gの導入目的・役割

1

■ ローカル5Gの導入目的・役割

IoTの普及に代表されるように通信ニーズの多様化が進んでおり、5G時代においてはより一層の多様化が進むことが想定されるため、携帯電話事業者による全国系のサービス提供に加え、地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が5Gを活用したシステム（ローカル5G）を導入できる制度を整備し、5Gの地域での利用促進を図る。

<ローカル5Gの利用イメージ>



出典：ローカル5G検討作業班 第一回会合 田中構成員（日本電気(株)）発表資料より抜粋

【四日市商工会議所との連携について】

四日市商工会議所では、5G、IoT 関連事業について、セミナーの開催、アンケート調査、また通信事業者とも連携し、どのようなものにサービスを提供できるか検討を始める予定である。本市としても、市内企業の活性化に繋がるよう商工会議所の取組とも連携し、5G、IoT 導入に取り組む企業を支援していく。

5. 主な質疑・応答、意見

Q. IT関連企業の誘致場所はどの辺りを予定しているのか。

A. いわゆる工場は想定していないため、中心市街地の事務所などを想定している。

(意見) じばさん三重のインキュベーションルームの空き室や桜町の鈴鹿山麓リサーチパークの現状も鑑みて、具体的な誘致場所の想定も必要ではないか。

Q. 近未来技術地域実装協議会の詳細を確認したい。

A. 国の関係省庁やコンビナート企業、本市が参画する四日市コンビナート先進化検討会の、IT分野における先進的な取り組みの状況報告や意見交換を行っている。コンビナート企業では、安全面に配慮しながら業務効率化に取り組んでおり、国の関係省庁からも非常に高い評価を受けている。

Q. 企業OB人材センターにおける中小企業のIT化支援として、ホームページのない企業に対して、ホームページの公開に向けた提案を行っているとのことであるが、ホームページを作成する知識が乏しい場合にはどのような支援を行うのか。

A. 専門業者への発注方法がわからない場合には、発注仕様の作成支援を行っている。

Q. 商工会議所は行政にどのような展望を持っているのか。

A. 5Gの促進を重点的に図っていきたいが、その前提となるIT化が進んでいないのも実態であり、まずはセミナー開催から始めたいと聞いている。

Q. 既存産業の活性化支援について、劇的に変えていくための対策はあるのか。

A. 大企業については、AI、IoTなどの新技術に対応する人材の育成支援、中小企業については、人材育成に加えて、新たな技術や事業化や販路開拓への支援を中心に実施していきたい。また、補助金制度を最大限活用するための情報提供も重点的に行っていきたい。(意見) 補助金の情報提供や手続の支援は非常に重要であるため、不正に注意しながら柔軟に対応してほしい。また、東京事務所との連携方法なども見直しながら、効果的なマッチング方法を模索してほしい。

Q. 企業誘致の際に必要な企業の人材確保についてはどのように考えているのか。

A. 人材確保は課題と認識しており、これから対策を検討していきたい。

(意見) 企業誘致を計画する場合には、まず人材確保の対策を検討すべきである。

(意見) 人材確保は全般的に困難な状況であるため、既存企業に対しても適切な支援を行うべきである。

(意見) 最先端技術の発展には、技術やアイデアを持つ企業が集結することが必要となる。企業誘致への積極的な取り組み姿勢を示し、本市の存在感を高めてほしい。

○客引き行為等の防止について（中間報告）

〔第1回 客引き行為等の防止に関する条例について（令和元年9月12日実施）〕

1. 条例の制定の経緯

- 平成24年10月 自治会や商店街組織で構成する「諏訪栄・西新地地区防犯協議会」から市長へ要望
- 平成25年10月 パブリックコメント実施
- 平成25年12月 検察との協議において、県条例と市条例の重複部分の取扱いや警察と市で条例の具体的運用の検討が必要との指摘
- 平成27年1月 県警より、県条例と市条例を重複させないことの検討の提案
- 平成27年11月 三重県条例と市条例の規制を重複させないこととし、規制対象や罰則規定等について県警・検察と合意、制定の条例案提出
- 平成28年7月 条例施行

2. 客引き行為等における現状

（1）概況

- ①警察OB嘱託職員による巡視活動を継続実施（週4日、19時～23時）
- ②併せて、地域との定例パトロール（月1回）、諏訪交番と合同パトロール（週1回）
- ③客引き行為等については、条例施行前と比べ総じて減少傾向にあり、特に外国人マッサージ、スカウト及び誘引活動については大幅に減少している。
- ④一方で、中心市街地の景気は良化しており、上記のとおり、条例で規制している客引き行為等が減少しているものの、店舗数、客引き行為者の絶対数に大きな変動はない。
- ⑤また、系列によらず複数の店舗・業種を紹介するフリーの客引きの増加、客に合わせ紹介する店を変えたり、客引き同士で客の引き継ぎを行うなど手口が巧妙化。
- ⑥条例で規制していない居酒屋・カラオケの客引きは、人数が急増している。一部では、通行人の妨げとなる行為やゴミの放置など、悪質なマナー違反も見られる。

（2）口頭注意・指導・勧告件数

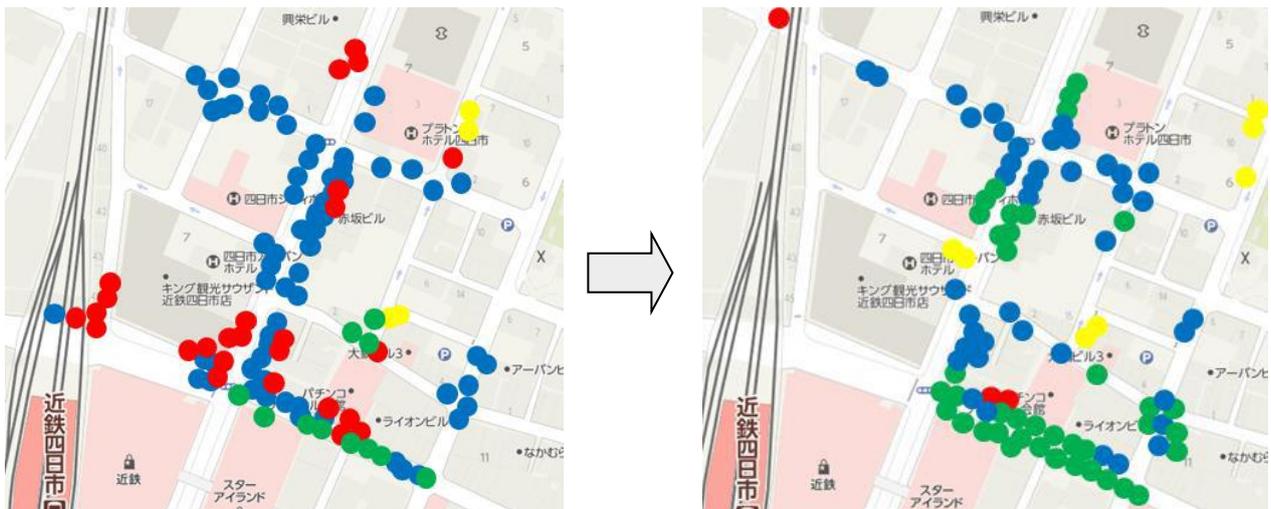
	平成28年度 (平成28年7月～平成29年3月)	平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)	合計
口頭注意	171	91	45	307
指導	24	43	47	114
勧告	1	2	1	4

※勧告対象者4名はいずれもキャバクラの客引き

※中止命令は実績なし

(3) 中心市街地における状況調査

条例施行前【平成28年6月23日（木）22:00】 条例施行後【令和元年7月25日（木）22:00】



(人数)

業種	平成28年6月23日（木）	令和元年7月25日（木）
● キャバクラ	64	41
● マッサージ	26	3
● ピンサロ	4	7
● 居酒屋系	11	40
合計	105	91

- ① 条例での規制対象業種（キャバクラ、マッサージ）の客引きは減少
- ② 居酒屋系（スナック、カラオケを含む）の客引きは激増
- ③ 上記の比較では、総数が105人から91人へ減少しているものの、実態は横ばい

3. 今後の課題について

- ① 指導員（警察OB嘱託職員）の人員確保及び拡充による巡視活動の継続的な実施
- ② 条例での規制対象外業種（居酒屋、スナック、ガールズバー等）への対応

4. 主な質疑・応答、意見

- Q. 全ての業種を規制対象にしようとした場合、どの程度の期間が必要になるのか。
- A. 科料による規制の場合は警察や検察庁との入念な協議が必要となるため、国体までの整備は非常に難しいと考える。過料による規制の場合は警察や検察庁との調整が不要であるため、国体までの整備は可能と考える。
- Q. 過料による規制を行う名古屋市は、現在どのような状況となっているのか。
- A. 規制の開始当初は客引き件数が減ったようだが、元の状態に戻りつつあるようである。

Q. 市条例制定時と状況が大きく異なり、客引きの手口も巧妙化する中で、どのような解決策を考えているのか。

A. 現行の制度の中で、警察と協力を図りながら客引き行為等の防止に努めたい。

(意見) パトロールの強化は重要だが、抜け道を塞ぐために条例の見直しも必要と考える。

Q. 規制対象の業種が系列店に含まれていれば、対象とすることはできないのか。

A. 一般の居酒屋は営業実態を把握できず、経営者がキャバクラ店等と同じであっても規制することは非常に難しい。

(意見) パトロールに実行力を持たせるため、警察との連携をより強化することも重要と考える。

[第2回 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例について(令和元年10月28日実施)]

1. 名古屋市における条例制定の経緯

平成27年12月 中村区複数店舗より、風営法、愛知県迷惑防止条例等で規制されていない居酒屋等の客引き等を規制する条例制定を求める要望。以後、中区地域団体及び商業団体等からも同様の要望あり。

平成28年7月 実態把握調査の実施(～8月、12月)

平成29年1月 ネットモニターアンケート

平成29年5月 地域団体等ヒアリング(～8月)、実態把握調査、来街者アンケート

平成29年6月 検討懇話会(その後2回、計3回開催)

平成29年11月 パブリックコメント(～12月下旬)

平成30年3月 条例公布

平成30年10月 条例全部施行

2. 名古屋市における客引き行為等における現状

①条例施行後、本市職員が名古屋市指導員と同行し現場を視察

・平成30年12月5日(水) 当課職員2名

・令和元年10月9日(水) 課長、警察OB(日勤)1名、警察OB(指導員)3名

②名古屋市条例における禁止区域は3地区(名古屋駅、栄地区、金山地区)

③2回の視察において、名古屋駅、栄地区の2地区の巡視活動に同行。名古屋駅は居酒屋等のアルバイト中心、栄地区はキャバクラ等の客引き中心。名古屋市の客引き行為等対策指導員(以下「指導員」という。)は、居酒屋を中心に中止命令・指導を実施。

④名古屋市中心部では、圧倒的な人の流れに対して、客引き行為等を行うものの数も多く、現状の指導員1班3名×3班ではきめ細かな対応は難しい。

⑤名古屋市条例においては、ティッシュ・チラシを配布する行為、看板をもって宣伝する行

為は対象外とされており、ティッシュ手交時に声掛けを行う等の実態が見られた。

⑥名古屋市において、条例施行以降の罰金（過料5万円）の徴収実績は0件。

⑦一方、愛知県が平成29年7月、いわゆる「ぼったくり防止条例」を施行し、栄地区に「特別区域」を設定している。同条例では、料金等の表示義務のほか、不当な勧誘等の禁止を定めており、県警により多数の逮捕者が出るとともに、違反店舗の公表も実施されている。

3. 本市条例との比較について

名称	四日市市客引き行為等の防止に関する条例	名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例
施行日	平成28年7月1日	平成30年10月1日
対象	特定の業種 (キャバクラ・ホストクラブ・マッサージ)	全ての業種
規制対象	いわゆるキャバクラやホストクラブの誘引や客待ち、異性による通常マッサージの客引きや客待ちを禁止。 ①客引き（マッサージ） ②客待ち（マッサージ、キャバクラ等） ③誘引（キャバクラ等）	公共の場所（道路、公園など）で行われる次の行為をいう。 ①客引き行為 ・相手方を特定し、客とするために誘う行為 ②勧誘行為 ・相手方を特定し、役務に従事するように誘う行為 ③客待ち行為・勧誘待ち行為 ・上記の行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
立入調査等	規定なし	規定あり (条例施行以降、実績なし)
罰則	刑事罰 ・罰金・拘留・科料（前科）	行政罰 ・市に対して過料を納付
罰則内容	違反行為により、 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 または 30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 または 20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料	規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料
両罰規定	なし	あり
指導員	人数：5名（現在1名欠員） 全て警察OB嘱託職員 勤務：週4日 時間：15時～23時30分 前半18時45分～20時30分 後半21時～23時	人数：10名（現在1名欠員） 警察OB6名、民間出身者3名 勤務：週5日 時間：16時～23時 前半18時～19時30分 後半20時～22時
その他	週1回、警察との合同パトロールを実施 月1回、地区との合同啓発活動を実施	月1回、警察と合同でパトロールを実施

4. 本市の今後の課題について

①条例の対象外業種（居酒屋、スナック、ガールズバー等）への対応

②警察、地域団体、ビルオーナー、不動産業者等とのさらなる連携強化

5. 主な質疑・応答、意見

- Q. 本市議会が三重県に客引き行為等に対する規制及び対応の強化を求める意見書を提出したことを受けて、どのような対応を考えているのか。
- A. 国体に間に合わせることを前提として、議会とともに対策を考えていきたい。
- Q. 条例上の罰則に至る段階において、氏名の公表を設定することはできないのか。
- A. 勧告に続く段階として検討することは可能であると考えます。
- Q. 現状に則した規定を独自に設定することはできないのか。
- A. 刑事罰である科料については、検察庁、警察との協議が必要であるため、独自に設定することは極めて難しい。過料については、独自に設定することは可能だが、実効性を担保するためには、警察の理解と協力が必要となる。
- Q. 規制対象外の系列店を経由するといった巧妙な手口は、全業種を規制する以外で取り締まれないのか。
- A. 定義の明文化が非常に難しいため、全業種を規制する以外に方法はないと考える。
- Q. バイト感覚で条例違反の意識もないまま客引き行為が行われている状況をなくしていくべきと考えるがどうか。
- A. 無自覚に条例違反する状況とならないよう、周知方法などを調査、研究したい。
- Q. 県条例の規制対象に両罰規定があるのに対して、市条例の規制対象には両罰規定がないのはなぜか。
- A. 検察庁、警察との協議を行ったが、両罰規定は実効性が不確定であるため、現在の条例では両罰規定を設けないこととした。
- Q. 市が規制を強化した上で、警察と連携して対策を実施すべきと考えるがどうか。
- A. 過料による規制の強化は可能と考えるが、現在の警察との協力体制に影響を及ぼす可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

5. 行政視察報告書

令和2年4月20日

四日市市議会
議長 諸岡 覚 様

産業生活常任委員会
委員長 三木 隆

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和2年1月28日（火）～1月30日（木）
2. 視察都市 鯖江市、富山市、高岡市、金沢市
3. 参加者 三木隆、太田紀子、小川政人、笹井絹予、中川雅晶
早川新平、日置記平、樋口龍馬
(随員) 伊藤博基
4. 調査事項 別紙のとおり

(鯖江市)

1. 市勢 市制施行 昭和 30 年 1 月 15 日
人 口 69,374 人 (平成 31 年 4 月 1 日付)
面 積 84.59 平方キロメートル
2. 財政 令和元年度一般会計当初予算 261 億 1000 万円
令和元年度特別会計当初予算 131 億 4700 万円
令和元年度企業会計当初予算 67 億 5590 万円
合 計 460 億 1290 万円
3. 議会 条例定数 20
3 常任委員会 (総務、産業建設、教育民生)

4. 視察事項

「女性が輝くめがねのまちさばえ」について

1) 視察目的

鯖江市では、国連が採択した持続可能な開発目標 (SDGs) のうち、5 番目の目標である「ジェンダー平等の実現」と女性活躍の推進を掛け合わせ、経済、社会、環境の 3 側面での統合的な取り組みを行っている。

本市は、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して令和 3 年度からの新たな男女共同参画基本計画を策定するところであるため、参考とすべく視察を行った。

2) 実施経緯

鯖江市は眼鏡や漆器といった家族経営を基本とする地場産業が盛んであったため、仕事と家庭の両立を図りながら主体的に活動する女性が多い地域性を持ち、従来から女性の活躍がまちづくりを支えてきた。

鯖江市と国連は平成 19 年から交流があり、国連で持続可能な開発目標 (SDGs) が採択されたことを受けて、鯖江市においても 5 番目の目標である「ジェンダー平等の実現」と女性の活躍を起点として、経済、社会、環境の 3 側面での統合的

な取り組みを行う計画「女性が輝くめがねのまちさばえ」を策定した。本計画は国からも高い評価を受け、令和元年度の「SDG s 未来都市」と「自治体SDG s モデル事業」に選定された。

3) まちづくりにおける女性活躍

○鯖江市役所 J K 課（平成 26 年～）

地元の女子高生を中心とする市民協働推進プロジェクトであり、自由にアイデアを出しあい、さまざまな市民・団体などと連携・協力しながら、自分たちのまちを楽しむ企画や活動を行っている。

○鯖江市 O C 課（平成 26 年～）

鯖江市役所 J K 課を応援する形で、地元の 40 代から 50 代を中心とする女性が結成したグループであり、まちづくりについての意見を出し合い、集約した内容を市長に提言している。

○ご長寿アイドル「S B E 8 0 !」（平成 22 年～）

70 代以上の女性が健康体操の普及を図る目的で結成したグループであり、高齢者施設等で健康体操やダンスを披露している。

4) 産学官民連携

○インポスター症候群の研究、対策

インポスター症候群とは自己肯定感が低く、責任や意思決定を避けがちとなる状態であり、女性に多くみられることから、女性の社会進出を阻む要因として注目されている。鯖江市ではアンケート調査等によって現状把握や改善に取り組んでいる。

○わたしの日プロジェクト

お母さんが「わたしらしく」生きられるよう、社会全体で自由に過ごせる時間を用意する「わたしの日」を設ける取り組み。商店街の店舗には「わたしの日」ならではの特典付与を勧めることで、商店街の活性化にも役立てようとしている。

5) 三側面（経済面・社会面・環境面）の課題への取り組み

○Society 5.0 の実現（経済面の課題への取り組み）

IOT や AI、ロボットなどの革新技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会(Society5.0)の実現を通じて、経済発展と社会的課題の解決が両

立し、一人ひとりが快適で活力に満ちた生活ができる社会の実現を目指す。

主な取り組み：AI、自動運転、シェアリングエコノミーの活用

○移住・定住促進による関係人口の増加（社会面の課題への取り組み）

人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面。「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手に期待される。

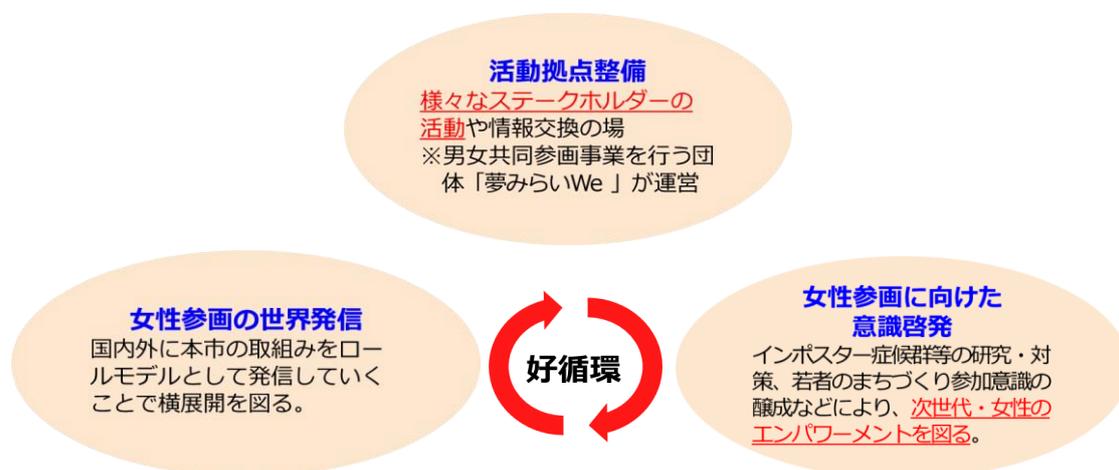
主な取り組み：地域活性化プランコンテストの開催

○脱炭素社会の実現（環境面の課題への取り組み）

国は、長期排出発展戦略(長期計画)の中で「脱炭素社会」を最終到達点に掲げ、2050年に温室効果ガスを80%削減するための方向性を提示している。

主な取り組み：持続可能な素材（ライメックス）活用推進事業

○三側面（経済面・社会面・環境面）をつなぐ統合的な取り組み



6) 今後の展開

○（仮称）国連SDGs女性資料館の創設

- ・国内外の女性の活躍の現状、歴史などのコンテンツを収集・発信する。
- ・国連との共同事業により、鯖江市の取組みを世界に発信する。
- ・女性活躍に関する情報交換のプラットフォームとして活用する。

○国際的な女性会議の誘致

⇒「世界のめがねの聖地SABAE」を発信



5. 委員からの質疑

Q : S D G s 関係事業の進捗管理について確認したい。

A : 各担当部署が年度当初に目標を策定し、年度末に進捗を確認するとともに、国に報告する未来都市計画の中で経済面、社会面、環境面のK P I（重要業績評価指標）を用いて進捗管理を行っている。

Q : ジェンダー平等の実現を軸としたS D G s 関係事業を実施しているが、男性側の反応などはあったのか。

A : 庁内において目立った反応はないが、これまで少なかった女性管理職が増えており、会議の雰囲気が柔らかくなった印象はある。

Q : 福井県の女性は共働きで主体的に行動するイメージがあったが、女性の管理職への登用はあまり進んでいなかったのか。

A : 地域活動などでは女性が活躍していたが、家事と仕事の両立が求められることもあり、意思決定が伴う役職にはあまりついていなかった。一定の配慮が行われる環境になれば女性も参画しやすくなると考えている。

Q : J K 課やO C 課は有志による活動なのか。

A : 場所や機会の提供は行政が行っているが、基本的には有志による活動であり、参加者が入れ替わりながら継続している。

Q : J K 課やO C 課が創設されたきっかけを確認したい。

A : J K 課は地域活性化プランコンテストの提案がきっかけであり、O C 課はJ K 課を応援する形で創設された。

Q : 「わたしの日プロジェクト」の実施経緯を確認したい。

A : 本市にサテライトオフィスを持つ民間企業から提案を受けて実施に至った。

Q : 女性が働きやすい環境は鯖江市独自なのか、それとも福井県共通なのか。

A : 男性が出稼ぎをして女性が家業を手伝っていた歴史的背景から北陸地方の女性就業率は高い傾向にあるが、特に鯖江市は漆器や眼鏡という地場産業があり、家内工業が多く存在したことから、女性が当たり前働く環境があったと考える。

A : S D G s 関係事業の実施に伴い、男女共同参画プランの変更はなされたのか。

Q : 前回プランと比較するため基本的な項目は引き継いでいるが、女性活躍推進法の記述やS D G s の理念などを新たに追加している。

6. 委員会としての所感

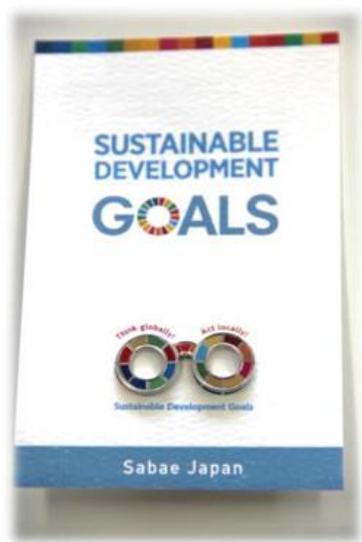
「女性が輝くめがねのまちさばえ」は、鯖江市の強みである女性が主体的に行動する地域性とSDGsの「ジェンダー平等の実現」を起点として、総合的な取り組みを展開していく素晴らしい計画となっていた。

JK課やOC課は、キャッチーなネーミングとは裏腹に、地域に根ざした活動が行われており、有志によって継続していることも驚きであった。また、これらの取り組みは全国から注目を集めており、シティプロモーションの観点からも成功を収めている。

産学官民連携では、民間企業のアイデアや発信力を活用した施策展開が行われていた。その中でも、大手民間企業と連携した「わたしの日プロジェクト」は普段から頑張るお母さんへの気配りを基本コンセプトとしながら、商店街の活性化なども取り入れた間口の広い施策となっていた。

また、計画の名称にもあるように、特産のメガネが取り組みにおけるシンボルとして重要な役目を果たしており、鯖江市自らが作成するSDGsとメガネをモチーフにしたピンバッジは、市内外から発注を受ける人気商品となっていた。本市の特産である万古焼やお茶なども工夫次第によって、新たな価値を生み出せる可能性を感じた。

SDGsは本市の総合計画に明記されているように、今後の施策の基本となるべきものであり、女性の活躍の推進は令和3年度からの新たな男女共同参画基本計画においても重要項目になると思われる。鯖江市のSDGsにおける「ジェンダー平等の実現」と女性の活躍を起点とする総合的な取り組みは本市にとって大いに参考となるものであった。



SDGsピンバッジ
「グローバル」



(富山市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 415,904 人 (平成 31 年 3 月 31 日付)
面 積 1,241.77 平方キロメートル

2. 財政 令和元年度一般会計当初予算 1,642 億 3,875 万円
令和元年度特別会計当初予算 1,310 億 8,969 万円
令和元年度企業会計当初予算 474 億 7,009 万円
合 計 3,427 億 9853 万円

3. 議会 条例定数 32
4 常任委員会 (総務、教育民生、経済、建設)

4. 視察事項

- ・富山市公設地方卸売市場について

1) 視察目的

富山市では、昭和 47 年度に建築された富山市公設地方卸売市場の主体建物を老朽化や耐震性の問題から、コンパクト化を図り建て替えることとしており、再整備構想の中では、社会情勢等の変化に対応し、引き続き、新鮮で安全な食を提供する拠点インフラとしての役割を果たすために必要な施設の規模や機能等について検討している。本市においても北勢地方卸売市場の老朽化が喫緊の課題となっており、今後の在り方を検討していく必要があるため、参考とすべく視察を行った。

2) 富山市公設地方卸売市場の現状

- ・富山市では昭和 47 年の建設から老朽化が進行し、耐震性も不足している。
 - ・コールドチェーン等多様化する消費者ニーズへの対応も出来ていない。
 - ・取扱高は平成 3 年のピーク時から約半分まで縮小している。
- ⇒平成 28 年度に実施した調査の結果、コンパクト化を図り建て替えることとした。

3) 卸売市場の取扱高の推移

- ・富山県の東部流通圏に供給する地域拠点市場として、大手量販店等にも供給。

- ・しかし、取扱量は、青果はピーク時の約 1/2、水産は約 1/3 に減少。
 - ・圏域内の人口減少等により、将来的にも、大きな回復は見込めない。
- ⇒取扱量が継続的に減少し、将来も減少傾向が予測される。

3) 施設の老朽化の現状

施設名	構造	建築年（築年数）	耐震基準の達成
主体建物	SRC造2F	昭和47年（築48年）	未達
第2卸売場	S造平屋	昭和47年（築48年）	不明（未実施）
青果保冷库	RC造2F	昭和47年（築48年）	不明（未実施）
花き棟	S造2F	昭和61年（築48年）	達成
管理事務所	RC造2F	昭和47年（築48年）	未達
その他関連店舗	S造平屋	昭和47年（築48年）	不明（未実施）
冷蔵庫棟	S造平屋	平成4年（築28年）	達成
	S造2・4F	昭和27年（築5年）	

4) 卸売市場の再整備に向けた取り組み

- ・平成28年度 富山市公設地方卸売市場主体建物に関する検討調査業務
 - ① 整備予定の市場は、将来の取扱量の減少を見込み、コンパクト化を図る。
 - ② コンパクト化によって生じた土地に、民間収益施設を誘致する。
 - ③ 市の財政負担の縮減を図るため、PPP・PFI手法の導入を含め整備手法等を検討する。
- ・平成29年度 富山市公設地方卸売市場再整備構想
- ・平成30年度 富山市公設地方卸売市場再整備基本計画
- ・令和元年度 市場再整備アドバイザー業務
- ・再整備に向けた検討体制
 - ① 市場再整備検討会議及び青果・水産各ワーキンググループ会議の設置
⇒市場施設の検討（平成29年度から随時開催）
 - ② 民間事業者を対象としたサウンディング調査の実施
⇒余剰地活用としての収益施設の検討（平成30年度から年1回開催）

5) 再整備に向けた検討

- ・市場施設の検討（売場面積、施設機能、出店意向確認等）

- ① 人口減少等により将来取扱量は減少すると考えられる。
- ② 卸売業者等は、取扱量の拡大を目指して事業計画を立案する。

- ・余剰地活用としての収益施設の検討

① 整備手法の検討

	市場施設	集積施設	選定方法	敷地の利用形態
A	従来手法	民間提案	別々に選定	市がゾーニング
B	従来手法	民間提案	同一事業者を選定	市がゾーニング
C	PPP手法等	民間提案	別々に選定	市がゾーニング
D	PPP手法等	民間提案	同一事業者を選定	市がゾーニング
E	PPP手法等	民間提案	同一事業者を選定	民間がゾーニング

事業者が一般応募（参入）しやすいのはAであり、競争原理が期待できる。

一方、A→Eの順で民間の提案の自由度が高まり、事業全体の効率化が期待できるが、提案力のある事業者は限定されることが予想される。

また、市には事業所を選定する際の評価項目の詳細な検討が求められる。

② サウンディング調査

○市場再整備と余剰地活用の事業化は、一体と分離、どちらがよいか。

	分離して事業化	どちらでもよい	一体で事業化
参加9社中	3社	2社	4社

（事業者からの意見）

一体事業の場合、駐車場や設備の一部を共用でき、施設整備の効率化が図れる。

一体事業として提案することで、余剰地の最大化、敷地全体の最適化が図れる。

事業者が同じであれば、事業全体で収益を確保する提案ができる。

一体事業の場合、参画できる企業が限定される。

○市場再整備事業の範囲に市場の管理運営を含めることは可能か。

（事業者からの意見）

施設の維持管理のみであれば可能だが、市場全体の管理運営を行うことは困難。

6) 再整備に向けた課題と展望

・PPP・PFI手法の特性による課題

- ① 市場の利用者（卸売業者など）の意見を施設整備に反映する必要がある、設計段階から事業者の提案で整備を行うPFI手法において、利用者意見をどのように反映させるか。
- ② 卸売市場の維持管理については、市場関係者によって実施されている場合が多く、PFI事業者等の業務の範囲について検討が必要。

・一体整備についての課題

- ① 市場の再整備と余剰地の活用を一体的に行う場合、余剰地が発生する時点は市場の再整備完了後になるため、事業者公募から余剰地の引渡しまでの期間が数年となる可能性がある。

・令和元年度「市場アドバイザー業務」

- ① 市場関係者との施設の協議
- ② PPP・PFI手法を前提とした事業手法の検討
- ③ 余剰地活用の可能性調査（2回目のサウンディング調査を実施）

⇒令和2年度における事業者の募集を目指す。



5. 委員からの質疑

Q：建て替えに伴う賃料の値上げについて確認したい。

A：値上げを予定しているが、卸売業者等の経営状況は厳しいため、どこまで負担を求められるかは課題である。

Q：賃料を値上げするとしても、以前より区画を縮小すれば、それだけ低く抑えられると考えるが、そのような交渉は行っていないのか。

A：卸売業者の区画は縮小できる見込みはあるが、仲卸業者の区画は現状でもあまり余裕がないため、縮小は難しいと考える。

Q：中央卸売市場への移行は検討したのか。

A：市場施設のコンパクト化によって、中央卸売市場とするための面積基準以下となるため、特に検討していない。

Q：現地建て替えだけでなく、移設も検討したのか。

A：市場を移設するだけの広大な面積を確保するのは困難であり、冷蔵庫棟については継続使用することから現地建て替えしか検討していない。

Q：コールドチェーンの必要性をどのように捉えているのか。

A：青果は市場に前日に置かれることが多く、鮮度の低下を招きやすいため、コールドチェーンの需要がある。鮮魚は空調だけでは鮮度を保ちにくいいため、売り場としての需要はあまりないが、加工場としての需要はある。

Q：サウンディング調査の詳細を確認したい。

A：コンパクト化を図る際の余剰地の活用方法として、物流施設、商業施設、レジャー施設などを想定しており、民間事業者に向けて、市場再整備との一体事業として実施できるかどうかを調査したものである。

Q：再整備計画に対して市民や議会からの意見はあるのか。

A：市民からの反応はあまりなく、議会には随時説明しているが、反対意見はない。

Q：市場機能を重視するのか、業者の利便性を重視するのかによって方向性は分かれるが、どのように捉えているのか。

A：食料の集積拠点としての市場機能を重視しており、特に富山県での生産が少ない青果を県外から集荷する役割があると考えている。

Q：なぜ市場施設の建て替えが予定される時期に冷蔵庫棟が新設されたのか。

A：当時は耐震化によって既存施設を継続使用する予定であったため、冷蔵庫棟を新設したが、その後の調査で、耐震化の問題点が判明し、建て替える方針となった。

Q：これからの流通変革に民間業者はどのように対応しようと考えているのか。

A：民間業者は加工等による付加価値をつけたいと考えているようだが、個々の経営責任に委ねられる部分であるため、行政が整備する必要性まではないと考える。

6. 委員会としての所感

富山市の卸売市場再整備事業では、市場のコンパクト化と余剰地の活用方法を想定し、一体整備を含めた具体的な検討が行われていた。

富山市による公設公営であることから、出店業者の利便性よりも市場機能を重視し、賃料の値上げも辞さない方向性としている。一方、本市の北勢地方卸売市場は公設民営であり、運営会社は出店業者が出資するために、整備方針や賃料の値上げについては、運営会社との調整が課題になると考えられる。加えて、市場施設は本市、桑名市、鈴鹿市との共同設置であり、3市での協議も必要となるため、本市を取り巻く状況とは大きな相違があると感じた。

北勢地方卸売市場の老朽化は喫緊の課題となっており、令和2年度には当該市場としての役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場のあり方を検討するための基礎調査を行う予定としている。本市と富山市では状況の相違はみられるものの、既存施設の老朽化という共通の課題に対し、コンパクト化と余剰地の活用を基本方針として、事業者と対話しながら具体案を策定していく取り組みは本市が北勢地方卸売市場のあり方を検討する上で参考になるものであった。

(高岡市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
 人 口 171, 174 人 (平成 31 年 3 月 31 日付)
 面 積 209. 57 平方キロメートル

2. 財政 令和元年度一般会計当初予算 656 億 3906 万円
 令和元年度特別会計当初予算 642 億 9135 万円
 合 計 1, 299 億 3041 万円

3. 議会 条例定数 27
 3 常任委員会 (総務文教、民生病院、産業建設)

4. 視察事項
 産業振興について

1) 目的

高岡市では、新たな事業主体の輩出と地域産業の「稼ぐ力」の強化を目的とした「高岡市産業振興ビジョン」の策定や、産業振興等の取組みのよりどころとなる「高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例」の制定などを通して、市内外の企業を多方面からフォローアップする体制を築いていることから、本市においても、より良い産業振興を図っていくため、高岡市の取り組みを視察した。

2) 高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例について

① 制定の趣旨

産業振興の推進は、産業関係者や市民による継続的、統一的な取り組みが重要であり、特に小規模企業者の持続的な発展が不可欠であるとして、それぞれの役割を明記し、施策推進のよりどころとする条例の制定に至った。

② 主な基本理念

- ・ 地域資源の発信と活用～発掘、ブラッシュアップ、発信～
- ・ 小規模企業の持続的発展～地域に密着した事業者の継続～
- ・ 創業支援～事業主体の輩出、産業の活力の維持～

3) 高岡市産業振興ビジョン改訂版について

①支援の基本

- ・新産業創造プラットフォーム（ワンストップ総合窓口）
- ・事業段階に応じた切れ目のないフォロー（伴走支援）
- ・挑戦する企業の後押し
- ・中小・小規模企業の足腰強化

②追加・拡充等を行った施策体系

- ・新たな成長分野への進出・創業支援
- ・ものづくりイノベーションの推進
- ・産業基盤の整備・企業誘致の強化
- ・経営と雇用の安定化
- ・特徴を活かした観光地域づくりと広域観光拠点化

2) 高岡市新産業創造プラットフォームについて

①概要

高岡市産業企画課が総合窓口となり、創業から研究開発、製品化、販路拡大に至る各段階での企業ニーズにワンストップで対応しており、市職員が自ら企業訪問を行うことで、企業ニーズの解決、シーズのマッチングを図る。

②新産業創造プラットフォームの活動

（基本的な活動）

- ・企業訪問による、課題・ニーズの把握と対応
- ・他の支援機関や国、県の施策の情報収集
- ・産学の先端的技術や動向を情報収集
- ・連携機関との情報交換会の開催

※商工会議所、商工会、高岡信用金庫、中小企業基盤整備機構北陸本部

- ・創業者支援ネットワーク会議の開催

※商工会議所、商工会、市内金融機関等

- ・メールマガジンによる情報提供

（発展的な活動）

- ・高岡商工会議所や国の認定支援機関である金融機関と企業訪問
- ・企業ニーズに合わせた事業の企画（セミナー、販路開拓等）

- ・支援制度の抜けている部分をつなぐための仕組みづくり

④主な補助事業

- ・新技術・新商品開発等支援補助金（最大 50 万円）
新分野進出・事業展開を図る新技術・新製品開発への補助。
- ・高岡市地域資源活用事業支援補助金（最大 50 万円）
地域資源を活用した新商品、サービス開発、市場調査、販路開拓等への補助。
- ・高岡市戦略的販路開拓支援事業補助金（最大 30 万円、海外は最大 50 万円）
新規販路を戦略的に開拓するための見本市等への出展、市場調査、コーディネーター等の活用、産業観光への補助。
- ・成長産業人材育成事業補助金（最大 10 万円）
成長産業分野での専門的な知識及び技術を有する人材を育成するための補助。

⑤国や県の動き・取り組みとの連携

- ・富山県の航空機、医薬工、次世代自動車関連のネットワークへの参加
- ・関係機関を通じた、国のライフケア産業振興事業との連携
- ・とやまナノテククラスターへの参加

5. 委員からの質疑

Q：自動車産業向けのアルミ製品なども作っているのか。

A：アルミ製品はアルミサッシなどの住宅建材がメインだったが、市場は縮小傾向にある。自動車産業向けのアルミ製品は、需要が高まっているため、新たな成長分野に位置づけて技術開発を行っている。

Q：メールマガジンによる情報提供の詳細を確認したい。

A：企業訪問を補うものとして、名刺交換を行った企業に対してメールマガジンを配信する仕組みである。

Q：メールマガジンが支援につながるケースもあるのか。

A：支援のきっかけにはなっている。

Q：メールマガジンの配信情報はどのように精査しているのか。

A：担当者が市内の企業にとって有用と思われる情報を整理して配信している。

Q：連携機関との情報交換会の出席者を確認したい。

A：各組織の現場担当者が出席している。

Q：企業訪問は何名体制で行っているのか。

A : 10 名が担当している。

Q : 相談が販路開拓や商品化につながるのはどの程度あるのか。

A : 販路開拓など企業側の希望が明確なものはほとんどが実現している。

Q : 企業訪問や意見交換会が効果的なマッチングや支援につながる感覚はあるか。

A : 日常的なやり取りが支援につながっている感覚があり、その中で補助事業の改善なども行っている。

6. 委員会としての所感

高岡市新産業創造プラットフォームは、創業から研究開発、製品化、販路拡大に至る各段階での企業ニーズにワンストップで対応する優れた支援体制であった。

特徴は職員 10 名によって行なう企業訪問であり、課題やニーズの把握から、補助メニューの提示、マッチング、フォローアップなど各段階に適切な支援を行い、体制の要として機能している。また、新技術・新商品の支援、地域資源活用支援、販路開拓支援など、企業が思い描く事業展開に合わせた支援が行われている。民間ネットワークも積極的に活用しており、銀行や商工会議所などとの定期的な意見交換会は、企業マッチングや産学官連携を図る上で非常に大きな役割を果たしている。

本市も高岡市と同様に産業都市として発展を遂げてきており、産業振興は今後の都市間競争を勝ち抜く上で非常に重要となる。本市においても企業OB人材センターによる取り組みなどは行われているが、企業側の課題やニーズの全てに対応できる体制とは言えない。高岡市の優れた取り組みは、本市が産業支援の改善を図っていく上で大いに参考となるものであった。



(金沢市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 463,387 人 (平成 31 年 4 月 1 日付)
面 積 468.64 平方キロメートル

2. 財政 令和元年度一般会計当初予算 1721 億円
令和元年度公営企業以外の特別会計当初予算 955 億 7265 万円
令和元年度公営企業特別会計当初予算 626 億 4615 万円
合 計 3303 億 1880 万円

3. 議会 条例定数 38
5 常任委員会 (総務、経済環境、市民福祉、建設企業、文教消防)

4. 視察事項

地域コミュニティの活性化について

1) 目的

金沢市では地域住民の相互のつながりの希薄化が危惧される中で、住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域コミュニティを活性化させるため、地域コミュニティの活性化の推進に関する条例を制定し、加入促進や自主活動の支援などを活発に行っている。本市でも四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例が制定し、自治会と中心とする地域コミュニティの活性化に向けてより一層取り組んでいくこととしているため、参考とすべく視察を行った。

2) 金沢型コミュニティの特徴

- ・ 62 校下(小学校区域の単位町会)に 1346 町会、加入率は約 69%(平成 31 年 4 月現在)
 - ・ 住民・町会・婦人会等が連携し、地域課題の解決を図っている。
 - ・ 一部地元負担で運営される公民館、消防分団等により自治意識が醸成されている。
- ⇒しかし、近年は少子高齢化や価値観の変化、生活様式の多様化などによって、コミュニティ意識は低下しており、町会加入率は低下している。

3) 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例制定下の取り組み

○集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例(平成20年4月施行)
集合住宅では、プライバシー尊重の傾向により地域とのつながりの希薄化が顕著なことから、集合住宅の住民自らがコミュニティ組織を形成することで、地域住民相互の良好なつながりを形成していくことを目的に制定した。

○コミュニティ担当者届出制度

15戸以上の集合住宅の建築時に町会と入居予定者との仲介役を届け出ってもらうことで、新たなコミュニティの形成等を推進。

○あんしんコミュニティ集合住宅認証制度

コミュニティづくりに配慮された15戸以上の集合住宅を金沢市が認証する制度。
事業所…PRに活用、金沢市HPで紹介、コミュニティスペース整備費補助。
住民…人と地域のつながりを配慮した住宅を選べる。

○コミュニティ活動推進用具購入費等補助の拡充

町会がコミュニティ活動に使用する用具の購入・修繕費の補助制度を拡充。
追加拡充…町旗、掲示板、もちつき道具等(従来は太鼓、子どもみこし、山車)
金額の1/3~1/2補助(限度額10万円~400万円)

○コミュニティ相談窓口の開設

金沢市町会連合会が委嘱する専任アドバイザーが金沢市市民協働推進課内でコミュニティ相談窓口を開設。
相談日…毎週月・火・木の3日間(10時~17時)
相談内容…町会運営、集合住宅での町会設立や加入等

4) 地域コミュニティの活性化の推進に関する条例制定後の取り組み

○地域コミュニティの活性化の推進に関する条例(平成29年4月施行)

従来の集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例を廃止し、発展的な形で施行。

- ①安全で安心な住みよいまちづくりに地域コミュニティが重要である基本的認識
- ②活性化の主体は、地域住民であり、地域住民の主体的取組が基本
- ③市、地域住民、町会その他の地域団体、事業者の相互の理解と連携の下での協働
- ④市民活動団体その他多様な主体の活動との連携及び調和

○地域コミュニティ活性化推進計画（平成30年2月策定）

地域コミュニティの醸成及び充実を総合的かつ計画的に推進するための計画。

（基本方針）①地域コミュニティの醸成

②コミュニティ組織への支援

③コミュニティ活動への支援

④市民協働の推進

（重点分野）福祉、環境、教育、安全・安心、まちづくり

○市民活動サポートセンターの設置（平成30年9月30日開設）

地域団体や市民活動団体の連携等を支援するサポートセンターを開設。

コミュニティ相談窓口をセンター内に配置し、火～日の6日間に拡充。

○コミュニティコーディネーター育成事業

地域における課題の解決や協働を促進する人材を育成する事業であり、「協働のまちづくりファシリテーター講座」を開催。

○地域コミュニティ活性化事業

他の町会のモデルとなる町会加入促進や活性化に向けた先進的な取り組みを支援。

プラン策定事業：1団体につき75万円まで（補助率3/4）

一般事業：1団体30万円まで（補助率3/4）

○コミュニティ活動推進用具購入費等補助の拡充

町会がコミュニティ活動に使用する用具の購入・修繕費の補助制度を拡充。

法被の追加拡充。太鼓、子どもみこし、山車の補助対象の拡大。

○町会加入促進事業

市民課窓口における町会加入連絡票と町会加入案内リーフレットを配布

リーフレット…町会加入のメリット、市の助成制度等を紹介。

町会加入連絡票…転入者に連絡票を手渡しのうえ、記入された連絡票を町会長に送付することで、町会加入を円滑化。

○町会区域マップの市ホームページ掲載（平成30年12月26日より公開）

地図上に町会名および町会区域が表示されるほか、校下町会連合会名、校下町会連合会事務局所在地、電話番号等が確認可能。

○「金沢市における町会への加入促進に関する協定」の締結（平成30年8月31日締結）

金沢市町会連合会、不動産関係団体、金沢市の間で締結。

5) まとめ

- ・コミュニティづくりの可否は住民の理解と協力がいかに得られるかにかかっている。
- ・地域住民の連帯感を醸成しようとする地域の熱意とそれを支える市の施策が連携することが必要となる。
- ・今後は暮らしに身近なコミュニティ組織がどんな役割を果たし、何のために存在していくのかを明確化し、地域コミュニティ活性化推進条例、地域コミュニティ活性化推進計画を通じて、コミュニティ組織の醸成と充実を図っていく。

5. 委員からの質疑

Q：町会費はどの程度の金額なのか。

A：月 1,000 円前後だが、地区ごとにそれぞれ設定している。

Q：市民活動サポートセンターは街の中心部にあるが、駐車場は確保しているのか。

A：駐車場は確保していないため、公共交通機関で来てもらうようお願いしている。

Q：単位町会長への報酬はないのか。

A：単位町会長への報酬はないが、連合町会には委託費を拠出している。

Q：連合町会には年間にどれだけ支払われているのか。

A：委託費としては年間 400 万円程度である。

Q：集合住宅に入居する住民は、管理組合には加入するが、地域との関わりを避けて自治会には入らない傾向がある。メリットをどのように説明しているのか。

A：メリットはリーフレットなどを通じて周知を図っている。また、現在の加入率の算定方法は実際よりも低く算定されるため、算定方法の見直しを検討している。

Q：集合住宅認証制度の詳細について確認したい。

A：市民協働推進課が認証し、賞状とステッカーを配布しているが、これまでに 10 件程度の申請しかなく、あまり活用されていない状況にある。

Q：集合住宅におけるコミュニティ担当者の届出はどの程度の提出があるのか。

A：年間十数件程度は提出されている。

Q：加入連絡票はどの程度の返信があるのか。

A：返信は数%程度に留まるが、別の機会での加入につながっていると考える。

Q：旧町名復活事業は地域からの要望で行うのか。

A：地域からの申し出を受けて行っているが、手続の煩雑さから、あまり積極的な動きは見られない。

Q：町会事務局はどのような体制なのか。

A：運営は町会に任せているが、市が運営費の4分の3を補助している。

6. 委員会としての所感

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進は、町会自身が公民館などの運営を担ってきた地域性を反映して、住民主体の取り組みを基本とするものであった。

財政面での支援施策は地元の一部負担が原則存在しており、町会加入促進や地域コミュニティの活性化に向けた先進的な取り組みを支援する活性化事業についても、一部の費用は町会による負担としていた。

また、地域とのつながりが薄くなりがちな集合住宅に特化した施策として、コミュニティ担当者届出制度を実施していた。現在も効果がみられるようであるため、同様の問題を抱える本市としても検討できる施策であると感じた。

旧町名復活事業は全国的にも珍しい取り組みであったが、住所変更手続の煩雑さから、そこまでの広がりは見られないようであった。本市においても旧町名に親しみを持つ住民は存在するため、地域活性化のきっかけになりえると感じた。

積極的な取り組みを行う中でも、町会加入率は目標を下回っているようである。取り組みが町会加入率の低下を抑えたとも言えるが、成果がわかりづらく、フィードバックを得られにくいことは地域コミュニティの活性化を図る際の課題と考える。

本市においても、令和2年4月1日に四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例が施行され、自治会と中心とする地域コミュニティの活性化に向けて、これまで以上に取り組んでいくこととなる。本市の地域性に応じる必要はあるが、金沢市の多方面からの取り組みは参考となるものであった。



6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○四日市市は工業に重点をおいているため、同じ部局にしておくことには弊害があるのではないか。

⇒議員 かつては商工部と農林水産部にわかれていたが、三重県が農林水産商工部を編成したときに、四日市市でも商工農水部を編成した経緯がある。組織的に大きすぎる印象はあるが、行政の執行権の範疇と捉えている。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：北勢地方卸売市場について》

○水産は何を意味するのか。

⇒議員 水産は魚や貝などの、いわゆる魚介類を意味している。

○四日市農芸高校の実習で作られた野菜を売ることができないのか。

⇒議員 四日市農芸高校で作られた野菜は高校併設の販売所で販売されている。

○総合会館の横に喫煙所を新たに設置するくらいであれば、災害時に組み立てて使うことができる簡易トイレを配備した方が良い。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局に伝える。

○北勢地方卸売市場と四日市市の現在の関係はどういったものなのか。

⇒議員 かつては公設公営で、四日市市が建物を設置して経営していた。現在は公設民営で、四日市市、鈴鹿市、桑名市の3市が建物を設置して民間の市場会社が経営をする格好になっている。そのため、3市は建物の設置者としての責任を負っている。

⇒議員 建物は非常に老朽化しており、市場を存続させるならば、大規模改修のための財政的支援も視野に入れた協議を市場会社と3市で行う必要がある。卸売市場法の緩和により自由度が高まったことも踏まえ、どのような設備や規模が必要なのかを、行政、市場関係者、市民で一緒に考えていきたい。

○鈴鹿市、桑名市が枠組みから抜きたいと言ってきた場合は四日市市だけで行っていくのか。最終的には清算もありえるのか。

⇒議員 鈴鹿市や桑名市が枠組みから抜けて四日市市単独で負担する可能性はあるし、枠組みから抜けなくても、四日市市の提案に賛同してもらえない可能性もあるため、

非常に複雑な状態といえる。清算の可能性もゼロではない。

⇒議員 これまで四日市市、鈴鹿市、桑名市の3市で責任を負ってきた経緯から、現在の枠組みを変更することは基本的にありえないと考えているが、市場の存続が長期的なビジョンでプラスになると経営判断できれば四日市市が単独になってもやっていきたい。

⇒議員 考え方はいろいろあると思う。今のルール上、修繕の経費は負担割合に基づき3市で負担する決まりとなっており、修繕があまり進まない原因にもなっている。場合によっては、四日市市が単独で行うことも個人の考えとしては選択肢の一つと思っている。

○市立四日市病院に駐車場用地を貸す際の年間賃料は、契約時期によって格差がみられるが、妥当性をどのように考えるのか。

⇒議員 契約上の問題であれば、交渉の余地はあると考えるが、情報が足りないため、見解を述べることはできない。

⇒議員 公平で地権者に広く理解される形となるよう、委員長を中心に一度調査をしても良かった方が良く考える。

⇒議員 契約時期によって金額に相違があったとしても、双方が合意して契約されていれば認めていくべきと考える。病院としてはなるべく安い金額で契約する努力をすべきだが、貸してくれなければどうしようもない話にもなる。

○北勢地方卸売市場の経営は黒字なのか。

⇒議員 黒字で経営しているが、雨漏りを十分に補修したり建物自体を更新したりできるほどの利益はない。市場は天井が高く整備しにくい構造であるため、補修工事でも十数億円程度かかる見込みとなっている。

⇒議員 市場は荷物を取り扱うことによる一律の手数料が収益源であるため、売り上げ全体が良くなると施設整備にお金をまわすことは難しい。

○年に1度だけ市場を市民に開放しているときいたが、回数を増やすことはできないのか。

⇒議員 近くの小売業者に許可を得る必要があるが、法律上は可能であり、個人的には増やしても良いと考えている。

⇒議員 増やした方がいいという市民からの声がある一方で、小売業者からは売れなくなるので開催を控えてほしいとの声もあり、どこでバランスをとるかは非常に難しい。

⇒議員 毎月開催は難しいが、年に3、4回程度に増やしても良いと思う。参画する企業は収益性向上に繋がる。四日市農芸高校の商品もその際には出品できたらよいと思う。

⇒議員 もう少し市場が解放されても良いと思う。三滝川慈善橋市場ほどではなくても親しみを持ってもらえる市場になってほしい。四日市市は市場が自治体名の由来にもなっているため、日常的にお買い物できる場になれば良いと思う。

○ネット注文の導入で売上を増やすことはできないのか。

⇒議員 ネットでも注文可能だが、小口注文に対応しておらず輸送費で高くなってしまいうケースが多い。一括注文できるところでないと商売として成り立たない。

⇒議員 卸売業者から直接取引するには資格が必要だが、仲卸業者がネットを介して流通させる可能性はあると思う。

○市内各地でイノシシが現れており、内部地区にも太陽光発電施設の影響からか現れるようになってきている。子ども達の遊び場にも現れているため、早期に対応するよう市に呼びかけているが、対応する様子はない。大きな被害が出る前にイノシシを山に返すよう、商工農水部の担当者に頼んでほしい。

⇒議員 内部地区ではトマトが食べられる被害があったことを把握している。他県の担当者の話では、農産物の不良品を畑の隅に置くような廃棄方法はイノシシを誘い込むことになるので見直した方が良いそうである。また、電気柵の設置は効果があるものの、一週間もすると穴を掘って柵をくぐりぬけることがあるそうである。イノシシは繁殖能力が高く、対策はなかなか難しいが、農作物の廃棄方法の見直しなど出来ることから始めてもらい、今後の対策については皆で考えていきたい。

○総合会館の横の喫煙所は市役所職員が喫煙しているために市民が喫煙できない状況になっている。市役所職員は自分が吸いたくても、市民に譲ってもらうくらいはしてほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局に伝える。

【議会報告会】

○救命救急センター（ER）についての議論は何をきっかけに発展したものなのか。

⇒議員 臨床症状がなく帰宅を伝えた患者に関して、CT画像を読影した医師から新鮮梗塞の可能性が指摘された事例があり、当該患者家族が議員に相談を持ちかけたことから、議論を行うこととなった。

○館長権限予算の成果をどのように評価しているのか。内部地区でも複数の事業に使っているが、明示的な成果があまりなく、館長が使途に悩んでいる気もするため、より根本的に見直していくべきではないのか。

⇒議員 有意義に使われているところと、うまく機能していないところが見受けられたため、本議会で審査を行った。地域の合意を得ることが条件になっているが、館長判断が重視される仕組みにはなっている。

⇒議員 各地域の特色のある事業を、館長の決裁で実施できるように創設した予算であるため、地域のために使うことができると思ってもらいたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：有害鳥獣対策について》

○市にイノシシ捕獲用の檻を設置してもらったが、堤防は県所有であるために、堤防と田んぼを挟んだ場所に設置されたことは非常に残念に思っている。耕作放棄地の再生に取り組んでいるが、被害の増加によって、諦めざるを得ない現状となっている。今後、イノシシが人を襲う恐れもあるが、住民にあまり認知されていないと感じるため、少しでも人的被害がでないように対策を進めてもらいたい。

⇒議員 内部地区タウンミーティング後に、内部川沿いの南小松町地内、住民から要望のあった内部川沿いの南小松町地内に捕獲檻を1台設置するとともに、その約500m離れた西側にも1台設置したと聞いている。また、島根県松江市では、傾斜地にトタンを敷くことで、イノシシを近寄らせないようにする対策が行われており、理事者にも提案した。

○内部東小学校付近のトンボ池でイノシシにあぜ道を荒らされる被害があったため、館長権限予算を利用してフェンスの設置を行ったが、近隣の民家や老人ホームが被害を受け

ないか心配である。

⇒議員 イノシシの捕獲が最も効果的だが、猟友会メンバーの減少と生息数の増加によって効果が薄れ、被害はどんどん増えつつある。生息地域は広域にわたっているため、それぞれの町ごとではなく、北勢5市が共同で対策を行う必要があると考える。

○小山田地区ではイノシシ被害が減少していると聞く一方で、内部地区では被害が増加している状況から、大規模太陽光発電施設の開発によって、元々の住処を追われ、内部地区に流入していることが疑われる。大規模太陽光発電施設に対する影響調査は行われているのか。

⇒議員 大規模太陽光発電施設の開発申請があった際には、三重県の諮問機関が環境アセスメント（環境影響評価）を行い、知事が判断をすることになっているが、有害鳥獣に関する影響評価は行われていないと思われる。今後はそのような視点も取り入れていくべきと考えるため、担当部局に伝え、議会の中でも今後取り上げていきたい。

○犬を飼うことにより、イノシシが近寄らなくなったと聞くため、保健所から保護犬を譲り受け、イノシシ対策に活用すれば良いと思う。また、イノシシが泥あびをする沼田場にイノシシを入れないように整備すれば昼間に出てこないようになると思う。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局に伝える。

○捕獲頭数などの統計情報を資料に示しているが、すぐに解決できる問題ではなく、議論が難しい。各地区ごとの詳しい情報を収集し、住民が議論に参加しやすいような資料としてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○イノシシ被害に遭っていない住民の危機意識が薄く、だからこそ恐れを感じている。ガイドブックやその他広報活動など通じて、イノシシが目の前に現れた際にどんな対策を取るべきかを、多くの住民に認識してもらうことが大切だと思う。

⇒議員 現在の鳥獣被害防止計画は今年度までであり、来年度に向けて新しい計画を策定する予定となっている。今回の意見を踏まえて計画策定にあたりとともに、委員会の所管事務調査の中でも、今後取り扱っていきたいと考えている。調査を行う際には、傍聴に来てもらって、休憩時間にでも意見を聞かせてほしい。

○カラスへの対策は行っているのか。また、ムクドリの追い払い対策として中央通り沿い

で放鷹を行っているが、成功しているのか。

⇒議員 カラスについてはゴミ漁り防止のためのゴミ出しルールの徹底が主な対策であり、多言語対応のゴミ出しガイドを活用して取り組んでいるが、生息数をどう減らしていくかの話は進んでいない。放鷹はムクドリやカラスを他の場所に移らせる効果はあるものの、中央緑地公園にサッカー場や体育館を新たに整備した関係で、公園に居ついていた鳥が中央通り沿いに逃げてきており、効果がわかりにくくなっている。

○我々も有効な対策をなかなか提案できない状況にあるため、今回を機会に、実態を正しく把握して、提案できるようにしていきたい。

⇒議員 ご意見として承る。

○多くの住民がイノシシ被害の現状を知り、どうにかしてほしいという声が上がってくれば、より対策が進むと思うので、イノシシ被害を知る我々がもっと訴えていくべきだと感じた。また、市の計画を地域がチェックしていくことも非常に大切であると感じた。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○源泉徴収事務の誤りは民間企業であれば起こり得なかったものとする。

⇒議員 これまで税務署からの指摘を受けておらず適正であると考えていた処理に対し、今年初めて指摘を受けた事案であり、既に事務処理の改善を図ったとの報告を受けている。

○理事者の答弁に、四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例を活用して自治会加入のメリットを伝えていくとあるが、議員としては実際にどのようなメリットがあると考えているのか。避難行動要支援者の情報は組長を通じて共有されることになっているが、共有されておらず、自治会長に確認しても、個人情報保護を理由に確認できなかった。自治会加入のメリットが損なわれていると考えるがどうか。

⇒議員 各自治会でサービスに違いがあり、どこにメリットを感じるかも人それぞれによって違うと考えている。例えば、高齢者支援、子供の見守り活動、災害時対応などにおいては、自治会の加入者情報が活用されている。避難行動要支援者については、本人の合意を得ることで、連絡先を共有している町も存在するため、運用の中で解決できる課題と考える。個人情報保護のため市が情報共有を強制することはできないので、自治会内でどのような運用としていくのか議論してもらいたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進について》

○自治会への加入は強制かどうかをきかれるが、強制ではないが加入してもらっているという返答しかできない。あらかじめ自治会に入るメリット、デメリットを説明できるようにする必要があると考える。特に賃貸住宅の方は疑問を強く持たれる傾向にある。

○条例制定を契機に市、自治会が自治会加入率の一層の向上を目指していく必要があるし、実績をチェックし、改善に繋げていく仕組みが必要であるとする。

○集合住宅の方への勧誘などにおける成功事例を持ち寄って、各地区で紹介し合う協議会の設置を検討してほしい。

○自分の地域の自治会費は比較的高額だが、公民館やごみ置き場等を維持管理するために

必要な経費であるとの理解は十分に得られている。自治会にわかりやすいメリットはあまりないかもしれないが、お金に換えられない地域の繋がりが得られる組織だと捉えている。

○自治会に加入した人につらいことばかりだと思われないように、積極的に話しかけ、繋がりを感じてもらえるように心がけている。地域ごとに自治会活動の楽しみを見つけて発信していければと思う。

議員 大規模マンションが建設された際には、新たな自治会を設立して、加入してもらうように働きかけているが、加入を希望しない世帯は多い。子供会の行事に誘えず、子供の交流の機会が減ってしまうことも案内しているが、反応は厳しいものがある。

議員 自治会は任意加入の団体であることから、自治会に加入しなければ自治会が管理するゴミ置き場を利用できないといったデメリットを設ける対応は難しいと考える。

議員 かつては自治会を通じた地域交流が盛んに行われていたが、時代の経過とともに、リスクを避ける傾向が強まってきており、地域交流が少なくなっていると感じる。

議員 海外では自治会制度が殆ど存在しないため、外国人市民に理解してもらうことは難しいと感じる。助け合いの精神の基本となる自治会制度は重要であるが、何が加入するメリットなのかは地域によって違うため、自治会同士で情報共有を図っていくことは重要である。

議員 超高齢化や単身世帯化が加速する中で地域コミュニティの維持はより重要となってくる。若年層にとっては、自治会活動への参加が加入を敬遠する要因になっているが、寧ろ参加することがメリットと受け取られるようにアピールできればと思う。

議員 頑なに加入したがる人達を無理やり加入させたところで、役割は果たしてもらえない。人によってはメリットでありデメリットであるという点において、非常に難しい課題であると思っている。

議員 単身世帯で退職後に孤立しがちであった方が、自治会の加入によって、地域活動に積極的に参加するようになった事例があり、自治会加入のメリットを感じた。

議員 風通しのよい体制としていくため、連自治会という組織の中をしっかりと見直すことは重要であり、組織内で異論があっても何らかの形で議論に繋げていくべきと考える。

○議会報告会は各常任委員会が別日に開催し、開始時刻は参加しやすい19時にしてほしい。

⇒議員 議会報告会の在り方について検討している最中であり、意見として承る。

7. 高校生議会意見書

意見書（少子高齢化対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢者の健康寿命を延ばし、社会保障関係費の増大を抑制するため、運動することの大切さについて広報するとともに、高齢者にとって住みよいまちとなるようバリアフリー化を進めること。
2. 待機児童の解消や子供の豊かな感性の醸成、高齢者の活力維持のため、保育施設と高齢者の介護施設が一体となった「幼老複合施設」の設置や高齢者による臨時の保育事業の創出などについて検討すること。
3. 子育て環境、医療・介護施設、公共交通機関等の充実やシティプロモーションによって市の人口を増加させ、結果的に増える税収をもとに少子高齢化対策を手厚くすること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（シティプロモーション検討委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 四日市市の歴史にちなんだ特別な記念日を制定し、その日に合わせたイベントの開催や、四日市を学べる場を設けることで、市民の四日市市に対する愛着の醸成につなげること。
2. 中心市街地（特に商店街）の治安を改善した上、学生が運営に参画する店舗や、図書館など学生が交流できるスペースを確保し、あらゆる世代が楽しめる場所を創出すること。
3. インスタグラムやツイッターなどのSNSを活用し、こにゅうどうくんを市のシンボルマークに位置付けた上、市外にイベント等の情報を発信すること。
4. 市民に対して、独自のアプリを開発し、暮らしのお得情報を発信するとともに、様々な国籍の市民や、子育て世代など、多様な市民からのニーズにこたえられる広報広聴を行うこと。
5. かぶせ茶や日永うちわ、万古焼など、市の特産品や、公害の歴史・現在の四日市をテーマとした授業や、観光ツアーを組むことにより、市の魅力の発信や再発見につなげること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（防災・防犯対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. ハザードマップは、子どもや外国人を含む多くの市民にとって、見やすく、わかりやすいものとなるよう工夫を凝らし、学校や駅などの日常生活に近い場所に掲示すること。
2. 防災・防犯アンケートを、学校や自治会を対象に、書面とネットによる手法を併用しながら、多言語対応で実施すること。
3. 子ども、障害者、外国人等に防災・防犯情報を提供するため、迅速な行動がとれるようなピクトグラムや音声装置を、駅等の人の集まる場所に設置し、それらをハザードマップへの掲載等によって広報すること。
4. 人通りが少なく防犯カメラの設置が不十分な場所には、ダミーの防犯カメラや防犯ステッカーを設置し、防犯力を向上させること。また、防犯ブザーの無料貸し出しを検討し、弱者救済に努めること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛